

令和 8 年度

飯 塚 市 水 防 計 画 書

令和 8 年 5 月

飯 塚 市

目 次

第1章 総 則	1
第2章 水防機構及び事務	1
第3章 被害想定区域等	1
第4章 水防に関する連絡、通報、広報及び水防信号	1
第1節 連絡組織	
第2節 危険事態発生時の通報	
第3節 水防に対する広報	
第4節 水防信号	
第5章 水防警報等	3
第6章 水防標識並びに輸送路	5
第1節 緊急通行及び優先通行車両標識	
第2節 輸送路	
第7章 水防倉庫、備蓄資器材及び車両	6
第8章 水防活動	6
第1節 活動体制	
第2節 水防（消防）団の出動及び水防受持ち区域	
第3節 監視及び警戒	
第4節 避難誘導	
第5節 自衛隊及び警察官等の出動要請	
第6節 雨量及び水位の観測	
第7節 水門の監守	
第8節 重要公共施設の警戒	
第9章 水防報告と記録	11
第10章 その他	12
別 表	
1 令和8年度被害想定箇所一覧表	13
2 河川監視カメラ等設置箇所及び情報伝達図	23
3 水防警報等伝達系統図	24
4 水防警報等伝達電話番号一覧表	25
5 水防指令（対策）伝達系統図	26
6 警察無線連絡系統図	27
7 九州電力送配電(株)通信（無線）系統図	28

8	飯塚市内医療機関名簿	29
9	飯塚市内歯科医院名簿	31
10	関係官公署等所在地及び電話番号一覧表	32
11	指定緊急避難場所・指定避難所一覧表	33
12	地区避難所一覧表	37
13	指定福祉避難所一覧表	43
14	被害想定箇所における避難指示等の発令基準と現況	44
15	水防倉庫別備蓄資器材及び車両等一覧表	47
16	水防資機材取扱業者一覧表	49
17	土のう用採土予定地一覧表	50
18	水門（樋門）設置箇所一覧表	55
19	ポンプ場設置箇所一覧表	58

資 料

	水防法抜粋	62
	水防管理団体指定通知	63
	飯塚市防災会議条例	64
	飯塚市防災会議委員	66
	飯塚市災害対策本部規程	67
	飯塚市災害対策本部編成表	72
	飯塚市災害対策本部事務分掌	73
	飯塚市水防（消防）団組織表	95
	飯塚地区消防本部風水害等非常招集計画	96
	飯塚地区消防本部風水害等非常時編成表	97
	飯塚消防署風水害等非常招集計画	98
	飯塚消防署風水害等警備計画	99
	台風の接近・上陸に伴う洪水を対象とした、 避難指示の発令等に着目したタイムライン	102

飯塚市水防計画

第1章 総則

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号）第33条の規定に基づき、飯塚市内における水防事務の調整及びその円滑な実施に必要な事項を規定し、もって市内の洪水に際し、水災を警戒し、防御し、これによる被害を軽減することを目的とする。

第2章 水防機構及び事務

市は、洪水等に対する気象状況の通知を受け、又は、災害が発生する恐れがあるときから洪水の危険がなくなるまでの間、次の機構をもって水防事務を処理する。ただし、災害対策本部が設置された場合、水防本部はその組織に入る。

1 水防本部の設置

市役所内に水防本部を設置する。

2 水防本部の組織及び事務分掌

水防本部の組織及び事務分掌は、飯塚市災害対策本部規程（平成18年3月26日飯塚市訓令第32号）のとおりとし、細部は後出の「飯塚市災害対策本部編成表」及び「飯塚市災害対策本部事務分掌」による。

3 水防本部係員の非常参集

事務分担する係員等は、水防本部の業務開始の指令を受けたときは直ちに本部に参集し、水防本部長の指揮を受けるものとする。

非常参集の細部は「飯塚市防災初動マニュアル」による。

参集方法は、ワンストップ防災情報伝達システム等及び各部連絡網による方法を併用する。

第3章 被害想定区域等

被害想定区域（箇所）は、次のとおりとする。

被害想定箇所一覧表

[別表1]

第4章 水防に関する連絡、通報、広報及び水防信号

第1節 連絡組織

水防本部が行う水防活動に必要な情報の収集及び関係機関に対する連絡は、次に掲げるものにより行うこととし、状況に応じ迅速に市民及び関係団体へ連絡するものとする。

河川監視カメラ等設置箇所及び情報伝達図

[別表2]

水防警報等伝達系統図及び市民への伝達機能等

[別表3]

水防警報等伝達電話番号一覧表

[別表4]

水防指令（対策）伝達系統図

[別表5]

警察無線連絡系統図

[別表6]

九州電力送配電(株)通信（無線）系統図	[別表 7]
飯塚市内医療機関名簿	[別表 8]
飯塚歯科医師会会員名簿	[別表 9]
関係官公署等所在地及び電話番号一覧表	[別表 10]

第2節 危険事態発生時の通報

水防本部長は、堤防等の決壊又はこれに準ずる危険な事態が発生した場合、水防法第25条に基づき直ちに関係機関に通報するとともに、氾濫の恐れのある下流側市町村に対し、必要な処置を講ずるものとする。

第3節 水防に対する広報

1 水防本部は、水防に関し区域内の関係協力団体とあらかじめ協議し、市民の水防に対する認識を深めるとともに命令、情報の伝達要領、水防信号、避難所等に関し、必要な事項の周知徹底を図るものとする。

2 避難所は、次のとおりとする。

指定緊急避難場所・指定避難所一覧表 [別表 11]

地区避難所一覧表 [別表 12]

指定福祉避難所一覧表 [別表 13]

指定緊急避難場所	災害が発生し又は発生するおそれがある場合に、その危険から逃れるための避難する施設又は場所
指定避難所	広範囲に被害が発生した場合で、家屋等に被害を受けた被災者が一時的に避難する施設
地区避難所	家屋等に被害を受けた被災者又は被害を受けるおそれのある者が、自主的に避難する施設
指定福祉避難所	災害時要配慮者が、相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備し、市と協定を締結した施設

第4節 水防信号

水防法第20条第1項の規定により、本市で用いる水防信号は、次のとおりとする。

種別	説明	警鐘信号	サイレン信号
第1信号	氾濫注意水位に達したことを知らせるもの。	○ 休止 ○ 休止 ○	○ 休止 ○ 休止 ○ 5秒 15秒 5秒 15秒 5秒
第2信号	水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの。	○—○—○ ○—○—○ ○—○—○	○ 休止 ○ 休止 ○ 5秒 6秒 5秒 6秒 5秒
第3信号	市の区域内に居住する者が水防の応援のために出動すべきことを知らせるもの。	○—○—○—○ ○—○—○—○ ○—○—○—○	○ 休止 ○ 休止 ○ 10秒 5秒 10秒 5秒 10秒

第4信号	必要と認める区域内の居住者に避難すべきことを知らせるもの。	乱打	○ 1分	休止 5秒	○ 1分
------	-------------------------------	----	------	-------	------

- (1) 信号は、適宜の時間継続すること。
- (2) 必要があれば、警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。
- (3) 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。

第5章 水防警報等

1 水防警報

水防法第16条に基づき国土交通大臣及び福岡県知事が発令する水防警報とその基準、同法第13条に基づき国土交通大臣及び福岡県知事が発する避難判断水位(特別警戒水位)並びに同法第17条の水防管理者として水防上必要があると判断する河川及び基準等は次のとおりである。

(1) 県知事が発令する水防警報

第1段階	待機	水防団待機水位を超え、氾濫注意水位に達する見込みがあるとき。
第2段階	準備	水防団待機水位を超え、氾濫注意水位を突破する見込みがあるとき。
第3段階	出動	氾濫注意水位に達し、なお水位上昇の見込みがあるとき。
第4段階	警戒	避難判断水位に達し、なお水位上昇の見込みがあるとき。
第5段階	嚴重警戒	氾濫危険水位に達し、氾濫発生のおそれがあるとき。
第6段階	解除	氾濫注意水位以下に下がって再び増水のおそれがないと思われるとき。

(2) 水防警報等を行う河川及び観測所並びに水防警報の発令基準

【国土交通大臣発令河川】

河川名 観測所名	水位基準値
遠賀川 川島	水防団待機水位=2.30m 氾濫注意水位=3.60m 避難判断水位=4.70m 氾濫危険水位=5.60m
穂波川 秋松橋	水防団待機水位=2.80m 氾濫注意水位=3.70m 避難判断水位=4.30m 氾濫危険水位=4.90m

【県知事発令河川】

河川名 観測所名	水位基準値
穂波川 豆田橋	水防団待機水位=1.05m 氾濫注意水位=1.40m 避難判断水位=1.55m 氾濫危険水位=1.80m
泉河内川 名代橋	水防団待機水位=3.77m 氾濫注意水位=4.00m 避難判断水位=4.30m 氾濫危険水位=4.48m
建花寺川 井手浦橋	水防団待機水位=1.99m 氾濫注意水位=2.41m 避難判断水位=2.53m 氾濫危険水位=2.95m
庄内川 宮前橋	水防団待機水位=3.24m 氾濫注意水位=3.92m 避難判断水位=4.23m 氾濫危険水位=4.71m

(3) 水防管理者として市が水防上警報を発する必要があると判断する河川及び基準等

ア 対象河川

(ア) 本庁（飯塚方面隊）管内

明星寺川、建花寺川、熊添川、新川、庄司川、椎の木川、姿川

(イ) 穂波支所（穂波方面隊）管内

碓川、内住川、明星寺川、西明星寺川、穂波川、泉河内川

(ウ) 筑穂支所（筑穂方面隊）管内

山口川、内住川

(エ) 庄内支所（庄内方面隊）管内

荒谷川、高倉川、権現谷川、入水川、庄内川、赤松川、多田川、汐井川、仁保川、大門川、元吉川

(オ) 穎田支所（穎田方面隊）管内

庄内川、鹿毛馬川、大城川

イ 判断基準等

基準	警報伝達要領	水防団の対応
氾濫注意水位に達し、更に増水が予想されるとき	① 市広報車による伝達 ② 関係自治会長等への連絡	関係水防（消防）方面隊又は関係水防（消防）分団の河川巡視
溢水のおそれがあるとき	① 消防車によるサイレン吹鳴 ② 市広報車による伝達 ③ 関係自治会長等への連絡	関係水防（消防）方面隊又は関係水防（消防）分団の出動

氾濫注意水位は、特に定めのない河川については、主要な橋の橋桁下端から約50cmに達した水位を基準とする。

2 洪水予報

(1) 水防法第10条第2項に基づき国土交通大臣が洪水予報（共同・指定河川）を行う予報区域名及び基準観測所等は次のとおりである。

予報区域名	河川名	実施区間	基準観測所
遠賀川上流部	遠賀川	嘉麻市中益字火渡田705番地先から飯塚市口原字池向786番地4まで	川島
	穂波川	左岸 福岡県嘉穂郡桂川町大字中屋字下川原十三番の一地先から遠賀川の合流点まで 右岸 福岡県嘉穂郡桂川町大字寿命字前川原966番地先から遠賀川の合流点まで	秋松橋

(2) 洪水予報（共同・指定河川）の名称と発表基準（臨時の洪水予報を除く）

水位危険度	名称	発表基準
レベル5	レベル5 氾濫特別警報 レベル5 氾濫発生情報	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫による著しい危険が切迫しているとき（氾濫発生水位に到着するとき、堤防の損傷・水門などの施設の機能支障等により氾濫のおそれが高まったときなど） ・氾濫が発生したとき ・氾濫が継続しているとき
レベル4	レベル4 氾濫危険情報	<ul style="list-style-type: none"> ・急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・氾濫危険水位に到達したとき ・氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき
レベル3	レベル3 氾濫警報	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・レベル4 氾濫危険警報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く） ・避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）
レベル2	レベル2 氾濫注意報	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき ・避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき
レベル1	発表なし	水防団待機水位を超え、氾濫注意水位に達すると予想されるとき

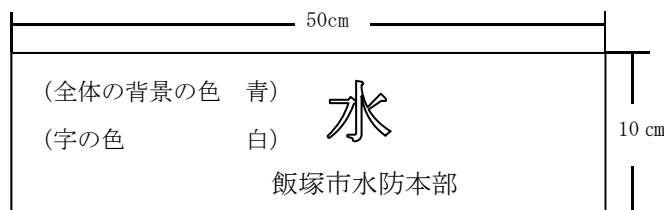
(3) 被害想定箇所における避難指示等の発令基準と現況 [別表14]

第6章 水防標識並びに輸送路

第1節 緊急通行及び優先通行車両標識

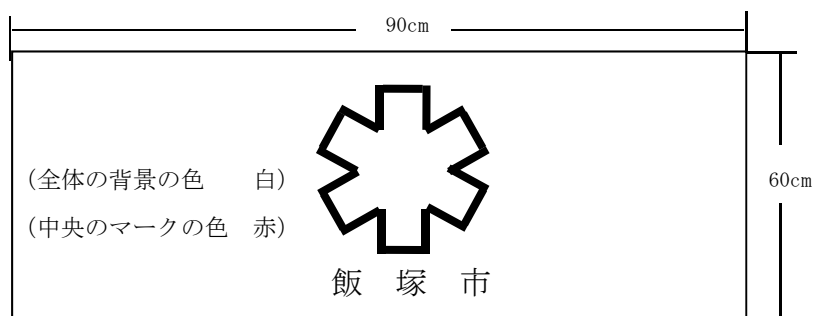
1 緊急通行標識

水防に従事する本部員が出勤するときは、標識として次の腕章をつけるものとする。
ただし、緊急の場合は、職員の身分証明書をもって代えることができる。



2 優先通行車両標識

水防法第18条により、水防のため優先通行できる車両の標識は次のとおりとする。



第2節 輸送路

水防本部長は、管内輸送路の状況を把握し、連絡・輸送の万全を期するものとする。

第7章 水防倉庫、備蓄資器材及び車両

- 1 水防倉庫の場所、備蓄資器材及び車両等は、[別表15]に掲げるとおりとする。
- 2 水防資器材の補給

市は、資材確保のため水防区域所在の資材業者を指定し、手持ち材料をあらかじめ調査し、緊急時の補給に支障がないようにしておくとともに、資材不足又は緊急調達が困難なときは、地方水防本部長に県有水防資材の補給を要請する。

水防資器材取扱業者一覧表

[別表16]

第8章 水防活動

第1節 活動体制

水防活動体制の基準は次のとおりとする。

※状況によっては、配備基準によらず配備を行う場合がある。

配備体制	配備規模	発令基準	配備職員
災害警戒準備室	第1配備	<ol style="list-style-type: none"> ① 市域にレベル3大雨警報が発表されたとき ② 台風接近に伴い市域に暴風警報が発表されたとき ③ 台風接近に伴い市域が強風域（風速15m/s以上）に入り、かつ暴風域（25m/s以上）に入る見おそれがある場合 ④ 薄暮時から深夜にかけて市民の 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集分析に必要な人員 ・災害対応のため現地に事前配備する人員

		避難行動が予想される時	
災害警戒本部	第2 配備	① 水位観測点 6 箇所のうち 2 箇所以上が氾濫注意水位に達しているとき ② 高齢者等避難の発令を検討する必要があるとき ③ 強い台風（最大風速 33m/s 以上～44m/s 未満）の暴風域に入るおそれがある場合	パトロール等の災害対応準備に必要な人員
	第3 配備	① 市域にレベル 3 土砂災害警報又はレベル 3 氾濫警報が発表されたとき ② 次の土砂災害の兆候が確認されたとき (1) 大規模な小石の転落、斜面からの水の噴出し (2) 地鳴り、草木の朽ちた臭い ③ 水位観測点のいずれか 2 箇所が避難判断水位に達しているとき ④ 非常に強い台風（最大風速 44m/s 以上～54m/s 未満）の暴風域に入るおそれがある場合 ⑤ 1 コの構造物に被害を及ぼす災害が発生したとき ⑥ 高齢者等避難を発令する必要があるとき	偵察・調査等の活動に必要な人員
災害対策本部	第4 配備	① 気象庁ホームページ（雨雲の動き）において、80mm/h 以上の降雨が市域で予想される時 ② 気象庁ホームページ（雨雲の動き）において、線状降水帯発生が発表されたとき ③ 数世帯に被害を与える災害が発生したとき ④ 市域に気象防災速報（記録的短時間大雨）が発表されたとき ⑤ 避難指示以上を発令する必要があるとき	避難、局地的な災害等に対する応急対策活動に必要な人員
	第5 配備	① 市内全域にわたり災害が発生したとき ② レベル 5 氾濫発生情報が発表されたとき	全職員

※台風接近に伴う対策協議を行う場合、事務局長が必要な職員を参集させることができる。

第2節 水防（消防）団の出動及び水防受持ち区域

1 水防（消防）団の出動

水防本部長は、第5章の水防警報が発令されたとき及びその他水防上必要があると認めるときは、水防（消防）団を出動させ警戒配置につかせる。

なお、遠賀川の支流河川（河川監視カメラ設置箇所を基準）については、その水位が氾濫注意水位を超過した場合には、関係水防（消防）団による河川巡視及び市広報車に

よる住民への情報伝達等を行う。

2 水防(消防)団の水防受持ち区域

各方面隊及び分団の受持ち区域を次のように定める。

ただし、団長及び方面隊長は、必要に応じ分団の水防区域を変更し、他の方面隊及び分団の水防作業を応援させることができる。

(1) 飯塚方面隊

河川名	区 域	担当分団	集 合 場 所	責 任 者
	位 置			
明星寺川	嘉穂高校横下流から 明星寺川排水機場まで	第1分団	各分団 詰所	各分 団長
姿 川	姿川流域	第8分団 (潤野分隊)		
新 川	学頭排水機場付近 遠賀川右岸	第3分団 第4分団 (上三緒分隊)		
椎ノ木川	松ヶ鼻橋から 古川橋まで	第2分団 (鯉田分隊)		
建花寺川	飛熊橋から新横田橋 新横田橋から水江樋管	第5分団 (片島分隊) 第6分団		
	建花寺川上流部	第8分団 (坂の下分隊)		
熊添川	南通橋下流から 菰田水門まで	第4分団 (菰田分隊)		
庄司川	奈良崎橋から庄司川水門 日の出町から柳橋水路	第7分団		
薙野川	JR筑豊本線鉄橋下から 行政境まで	第2分団 (目尾分隊)		
大日寺川	中央橋から新横田橋	第5分団 (横田分隊)		
	大日寺川上流部	第8分団 (潤野分隊)		
八木山川	八木山川流域	第8分団 (八木山分隊)		

(2) 穂波方面隊

河川名	区 域	担当分団	集 合 場 所	責 任 者
	位 置			
穂波川	泉河内川合流点付近から 内住川合流点付近まで	第1分団	各分団 詰所	各分 団長
	内住川合流点から 若菜排水樋門付近まで(穂波側左 岸)	第4分団		
	堀池排水機付近から 碓川合流点付近まで(穂波川右岸)	第5分団		
碓 川	新宮ノ前橋より上流	第3分団		
	新宮ノ前橋より下流	第5分団		

内住川	安恒橋から穂波側合流点まで	第2分団		
	黒石橋から安恒橋まで	第6分団		
久保白川	久保白川流域	第6分団		
泉河内川	穂波川合流点付近	第1分団		

(3) 筑穂方面隊

河川名	区 域	担当分団	集合場所	責任者
	位 置			
穂波川	安道橋から市境まで	第2分団	各部 詰所	各分 団長
	安藤橋より上流	第3分団		
古屋敷溜池	内住古屋敷	第1分団		
山口川	山口川流域	第2分団		
内住川	黒石橋より上流	第1分団		
大分川	大分川流域	第1分団		
	大分川合流点より下流	第1分団		
馬敷川	馬敷川上流域から大分川合流点まで	第2分団		
	平塚川	平塚川下流域		
松浦川	松浦川流域	第3分団		
畑川	畑川流域	第3分団		
北川	北川流域	第3分団		

(4) 庄内方面隊

河川名	区 域	担当分団	集合場所	責任者
	位 置			
庄内川	赤松川合流点から鳥羽橋まで	第1分団	各分団 詰所	各分 団長
	鳥羽橋から元吉橋まで	第2分団		
	赤松川合流点より上流	第3分団		
赤松川	赤松川流域	第1分団		
多田川	多田川流域	第2分団		
仁保川	仁保川流域	第2分団		
汐井川	汐井川流域	第2分団		
大門川	大門川流域	第2分団		
入水川	入水川流域	第3分団		
高倉川	高倉川流域	第3分団		

(5) 穎田方面隊

河川名	区 域	担当分団	集合場所	責任者
	位 置			
庄内川	石丸堤から市境まで	第1分団 第2分団	各分団 詰所	各分 団長
	元吉橋から石丸堤まで	第2分団		

鹿毛馬川	貴船田橋から 庄内川合流点まで	第1分団		
	貴船田橋より上流	第4分団		
大城川	大城川流域	第1分団		
遠賀川	鯉田排水機場から市境まで	第2分団		

第3節 監視及び警戒

1 常時監視

水防（消防）団長は、団員に区域内を随時巡視させ、河川、堤防その他水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに水防本部長に報告しなければならない。

また、災害警戒本部設置の段階からパトロール班による河川を主体とした巡視を行う。

2 非常警戒

水防本部長は、出動命令を発したときから解除するまでの間、水防区域の監視及び警戒を厳重にし、既往の被害箇所その他の重要な箇所を中心として巡回し、異常を発見した場合は、直ちに地方水防本部に報告するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

なお、水防工法に必要な土俵用採土予定地は、[別表17]のとおりである。

3 警戒区域の設定

水防（消防）団長又は水防（消防）団に属する者は、水防上緊急の必要がある場合は、警戒区域を設定し、関係者以外の者の立入を禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

4 居住者等の水防従事

水防（消防）団長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該区域内の居住者又は水防現場にある者を水防に従事させることができる。

第4節 避難誘導

1 水防本部長は、警戒区域内の住民の生命、財産に危険があると認められるときは、避難のための立退きを指示することができる。立退きを指示する場合は、所轄警察署長に通知しなければならない。

2 水防（消防）団は、避難の指示が発せられたときは、避難計画に基づき避難誘導に努めるものとする。

第5節 自衛隊及び警察官等の出動要請

水防本部長は、水防上必要があると認めたときは、次により出動の要請をする。

1 自衛隊の災害派遣要請

自衛隊の災害派遣は、災害対策基本法第68条の2に基づき実施し、要請要領等は次によるものとする。

(1) 派遣要請要領

市長は、下記事項を明らかにし、電話又は口頭により知事(消防防災指導課)に要請

する。なお、事後速やかに依頼文書を提出する。

ただし、特に緊急を要する人命救助等の場合は、飯塚駐屯地司令に直接要請する。

また、知事に要請した場合においても飯塚駐屯地司令に要請内容を通知する。

- ① 災害の状況及び派遣を要請する事由
- ② 派遣を希望する期間
- ③ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ④ その他参考となるべき事項

(2) 派遣部隊の受入れ態勢等

派遣部隊の受入れにあたっては、下記事項を基準に準備する。

- ① 派遣部隊が必要とする施設等の準備
- ② 派遣部隊の活動に対する協力
- ③ 派遣部隊と市との連絡調整
- ④ 災害救助応急作業等に必要な使用資器材等の準備

2 警察官の出動要請

水防法第22条の規定に基づき、水防上必要な場合は、飯塚警察署長に対し警察官の出動を要請するものとする。

3 水防管理団体相互の援助

水防法第23条の規定に基づき、応援を必要とするときは他の水防管理団体等に要請するものとする。

第6節 雨量及び水位の観測

水防本部は、福岡管区气象台、国土交通省遠賀川河川事務所、県土整備事務所、その他関係機関と密接な連絡をとり、雨量及び水位の現況把握に努めるものとする。

第7節 水門の監守

水門等の管理者は、遠賀川水位の変動を監視し、事態に応じ門扉等の開閉を行い、適切な措置をとらなければならない。

なお、水門（樋門）設置箇所は〔別表18〕、ポンプ場設置箇所は〔別表19〕のとおりである。

第8節 重要公共施設の警戒

水道、学校その他市の公共施設の長は、施設ごとに所属職員をもって警戒に当たり、水防上必要があると認めるときは、直ちに所属長及び水防本部長に報告するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

第9章 水防報告と記録

水防法第47条の規定に基づいて行う水防報告及び記録は、次のとおりとする。

1 水防報告

水防体制から常時に復したとき（原則として各四半期終了後10日以内）又は訓練を

終了したときは、次の事項を取りまとめ県土整備事務所を經由し知事に報告する。

- (1) 天候の状況
- (2) 洪水増減の状況
- (3) 水防団員及び消防機関に属するものの出動時刻及び人員
- (4) 堤防その他の施設の異常の有無
- (5) 水防作業の状況
- (6) 使用資材の種類、数量及び消耗品等の回収状況
- (7) 水防法第28条の規定による公用負担下令等の種類及び員数
- (8) 応援の状況
- (9) 居住者の状況
- (10) 警察の援助の状況
- (11) 現場指導の官公吏名
- (12) 立退きの状況
- (13) 水防関係者の死傷の有無並びに罹災者状況
- (14) 殊勲者及びその功績
- (15) 殊勲水防団とその功績
- (16) 今後の水防について考慮を要する点、その他の所見

2 水防記録

水防活動を開始したときは、活動内容を記録するとともに、必要に応じて現場写真を撮影するものとする。

第10章 その他

1 水防本部設置前における活動

水防本部設置前における活動は、消防機関及び水防に関係のある各部が、関係機関と密接な連絡により実施するものとする。

2 出動の場合の報告

水防本部長は、水防（消防）団を出動させたときは、その状況を速やかに地方水防本部に通報するものとする。

3 水防非常体制の解除

水防本部長は、水位が氾濫注意水位以下となり、水防警戒の必要がなくなったときは、非常体制を解除し、これを市民に周知させるものとする。

令和8年度被害想定箇所一覧表

別表1

番号	地区	種類	箇所	現況	注視担当部署	備考
1	幸袋	河川 (庄司川)	柳橋・目尾地内（環境センター北西側付近） 庄司橋下流から柳橋橋まで	溢水	県土整備事務所	庄司川流末には、平成5年に排水機場が完成しているが、想定を超える豪雨になると冠水の恐れがある。 重要度 A 両岸 L=2300m
2	幸袋	河川 (薙野川)	薙野川流域	浸水	土木管理課	薙野川流末には、平成2年に排水機場が完成しているが、想定を超える豪雨になると浸水の恐れがある。
3	幸袋	法面	中三ボタ山	法面崩壊	土木管理課	想定を超える豪雨により、ボタ山崩壊で人家に被害を及ぼす恐れがある。
4	幸袋	法面	福岡ソフトウェアセンター横	法面崩壊	産学振興課	法面崩壊により、市有地に被害を及ぼす恐れがある。
5	幸袋	河川 (遠賀川)	目尾地先 遠賀川左岸（27/700~27/900）	越水A	国土交通省 (河川)	積み土俵
6	幸袋外	河川 (遠賀川)	目尾地先・柳橋地先・中地先・ 幸袋地先・川津地先・片島地先 遠賀川左岸（27/900~31/700）	越水B	国土交通省 (河川)	積み土俵
7	鯉田	河川 (遠賀川)	鯉田地先 遠賀川右岸（28/300~28/500）	越水A 堤体漏水B	国土交通省 (河川)	積み土俵 シート張り
8	鯉田	河川 (遠賀川)	鯉田地先 遠賀川右岸（28/500~29/100）	越水B	国土交通省 (河川)	積み土俵
9	鯉田	河川 (遠賀川)	鯉田地先 遠賀川右岸（29/100~29/300）	越水B 堤体漏水B	国土交通省 (河川)	積み土俵 シート張り
10	鯉田	河川 (遠賀川)	鯉田地先 遠賀川右岸（29/300~29/500）	越水B	国土交通省 (河川)	積み土俵

令和 8 年度 被害想定箇所一覧表

別表 1

番号	地区	種類	箇所	現況	注視担当部署	備考
1 1	鯉田	河川 (遠賀川)	鯉田地先 遠賀川右岸 (29/500~29/900)	越水B 堤体漏水B	国土交通省 (河川)	積み土俵 シート張り
1 2	鯉田	河川 (遠賀川)	鯉田地先・川島地先 遠賀川右岸 (29/900~30/300)	越水B	国土交通省 (河川)	積み土俵
1 3	鯉田	河川 (椎の木 川)	椎の木川流域、椎の木川及び支川 (配水管) 隣接地域 新町・簀子 町、福井橋下流から古川橋まで	溢水	県土整備事務所	椎の木川流末には、昭和 5 2 年に排水機場が完成し、平 成 15 年に増強しているが、想定を超える豪雨になると 浸水の恐れがある。 重要度 A 両岸 L=1000m
1 4	鯉田	法面	鯉田(柳ヶ谷墓地)地内 法面	法面崩壊	環境整備課	法面崩壊により、人家に被害をおよぼす恐れがある。
1 5	鎮西	法面	国道 2 0 1 号 八木山重原～蓮台寺字巡出	落石	国土交通省 (国道)	連続雨量 2 0 0 mm で事前通行規制実施
1 6	鎮西	法面	国道 2 0 1 号 八木山山伏谷～八木山本村	落石	国土交通省 (国道)	連続雨量 2 0 0 mm で事前通行規制実施
1 7	鎮西	河川 (大日寺 川)	大日寺川流域 (建花寺川上流河川)	浸水	土木管理課	当該箇所は大日寺川流域に隣接する地域であり、想定 を超える豪雨時に冠水する恐れがある。
1 8	二瀬	河川 (建花寺 川)	建花寺川流域、建花寺川隣接地域 川津・横田地域 井手浦橋上流 150m から水江樋管 まで	越水	県土整備事務所	当該箇所は建花寺川流域に隣接する地域であり、想定 を超える豪雨時に浸水する恐れがある。 重要度 A 両岸 L=2800m
1 9	二瀬	河川 (相田川)	相田川隣接地域、相田八幡宮前団 地 (建花寺川上流河川)	浸水	土木管理課	当該箇所は相田川に隣接する地域であり、想定を超える 豪雨になると浸水の恐れがある。

令和 8 年度 被害想定箇所一覧表

別表 1

番号	地区	種類	箇所	現況	注視担当部署	備考
20	二瀬	河川 (川津川)	川津 飯塚自動車学校	浸水	土木管理課	排水路流末に令和 5 年度排水ポンプ場が完成しているが、想定を超える豪雨になると浸水の恐れがある。
21	立岩	河川 (遠賀川)	芳雄地先・柏の森地先 遠賀川右岸(32/900~33/300)	越水A	国土交通省 (河川)	積み土俵
22	立岩	河川 (遠賀川)	柏の森地先 遠賀川右岸(33/220~33/300)	越水A 堤体漏水B	国土交通省 (河川)	積み土俵 シート張り
23	立岩外	河川 (遠賀川)	柏の森地先 遠賀川右岸(33/300~33/580)	越水B 堤体漏水B	国土交通省 (河川)	積み土俵 シート張り
24	立岩	河川 (遠賀川)	川島地先 遠賀川右岸(30/300~30/500)	越水B 堤体漏水B	国土交通省 (河川)	積み土俵 シート張り
25	立岩	河川 (遠賀川)	川島地先・立岩地先・新立岩地先・ 新飯塚地先・芳雄地先 遠賀川右岸 (30/500~32/900)	越水B	国土交通省 (河川)	積み土俵
26	立岩	河川 (新川)	新川流域、新川隣接地域 川島・新立岩・立岩・柏の森地域 福本橋下流から鶴田橋まで	浸水	県土整備事務所	新川流末には平成元年に排水機場が完成しているが、 想定を超える豪雨になると浸水の恐れがある。 重要度 B 両岸 L=1200m
27	立岩	法面	川島地内法面 (川島古墳公園隣接地)	法面崩壊	文化課	川島古墳公園に隣接する法面で、崩壊により人家に被害を及ぼす恐れがある。
28	飯塚	河川 (穂波川)	吉原地先・飯塚地先 穂波川左岸(0/000~1/100)	越水B 堤体漏水B 基礎地盤漏水B	国土交通省 (河川)	積み土俵 シート張り 釜段工

令和 8 年度 被害想定箇所一覧表

別表 1

番号	地区	種類	箇所	現況	注視担当部署	備考
29	穂波	河川 (穂波川)	菰田地先 穂波川左岸(1/100~1/600)	堤体漏水B 基礎地盤漏水B	国土交通省 (河川)	シート張り 釜段工
30	飯塚	法面	西徳前(片峰墓地)地内 法面	法面崩壊	環境整備課	法面崩壊により、人家に被害をおよぼす恐れがある。
31	菰田	河川 (遠賀川)	菰田地先 遠賀川左岸(33/300~33/500)	越水A	国土交通省 (河川)	積み土俵
32	菰田	河川 (遠賀川)	菰田地先・菰田東地先・鶴三緒地先 遠賀川左岸(33/500~34/960)	越水B	国土交通省 (河川)	積み土俵
33	菰田	河川 (穂波川)	菰田西地先 穂波川右岸(0/300~0/500)	越水A	国土交通省 (河川)	積み土俵
34	菰田	河川 (穂波川)	菰田西地先 穂波川右岸(0/100~0/300)	越水B	国土交通省 (河川)	積み土俵
35	菰田	河川 (穂波川)	菰田西地先・徳前地先 穂波川右岸(0/500~1/100)	越水B	国土交通省 (河川)	積み土俵
36	菰田	河川 (熊添川)	熊添川隣接地域 南通橋下流から菰田水門まで 両岸 L=1190m	溢水	県土整備事務所	熊添川流末には昭和47年に排水機場が完成し、平成22年度増強をしているが、想定を超える豪雨になると浸水の恐れがある。 重要度 A
37	飯塚東	河川 (遠賀川)	柏の森地先・下三緒地先・鶴三緒地先 遠賀川右岸(33/580~34/900)	越水B	国土交通省 (河川)	積み土俵

令和 8 年度 被害想定箇所一覧表

別表 1

番号	地区	種類	箇所	現況	注視担当部署	備考
38	飯塚東	河川 (遠賀川)	鶴三緒地先 遠賀川右岸(34/900~35/100)	越水B 堤体漏水B	国土交通省 (河川)	積み土俵 シート張り
39	飯塚東	河川 (三緒浦川)	三緒浦川流域 柏の森・下三緒(学頭)地域	浸水	土木管理課 県土整備事務所	三緒浦川流末には、昭和55年に排水機場が完成し、平成20年に調整池、排水機場を増強しているが、想定を超える豪雨になると浸水の恐れがある。
40	片島	河川 (遠賀川)	片島地先 遠賀川左岸(31/700~31/900)	越水A	国土交通省 (河川)	積み土俵
41	片島外	河川 (遠賀川)	片島地先・吉原町地先・菰田西地先 菰田地先 遠賀川左岸(31/900~33/300)	越水B	国土交通省 (河川)	積み土俵
42	片島	法面	片島教官住宅 法面	法面崩壊	産学振興課	法面崩壊により、住家1戸、民有地に被害を及ぼす恐れがある。
43	穂波	河川 (穂波川)	飯塚地先・若菜地先 穂波川左岸(1/600~2/100)	堤体漏水B	国土交通省 (河川)	シート張り
44	穂波	河川 (穂波川)	堀池地先・秋松地先 穂波川右岸(1/900~2/500)	越水B	国土交通省 (河川)	積み土俵
45	穂波	河川 (穂波川)	若菜地先 穂波川左岸(2/300~2/500)	越水B	国土交通省 (河川)	積み土俵
46	穂波	河川 (穂波川)	秋松地先 穂波川左岸(2/900~3/100)	堤体漏水B	国土交通省 (河川)	シート張り
47	穂波	河川 (穂波川)	楽市地先 穂波川左岸(3/100~3/300)	越水B 堤体漏水B	国土交通省 (河川)	積み土俵 シート張り

令和 8 年度 被害想定箇所一覧表

別表 1

番号	地区	種類	箇所	現況	注視担当部署	備考
48	穂波	河川 (穂波川)	楽市地先・太郎丸地先 穂波川左岸(4/100~4/700)	越水B	国土交通省 (河川)	積み土俵
49	穂波	河川 (穂波川)	太郎丸地先 穂波川左岸(4/900~5/300)	越水B 堤体漏水B	国土交通省 (河川)	積み土俵 シート張り
50	穂波	河川 (穂波川)	太郎丸地先 穂波川左岸(5/300~5/700)	堤体漏水B	国土交通省 (河川)	シート張り
51	穂波	河川 (穂波川)	太郎丸地先 穂波川左岸(5/700~5/760)	越水B 堤体漏水B	国土交通省 (河川)	積み土俵 シート張り
52	穂波	河川 (穂波川)	楽市地先・天道地先・太郎丸地先 穂波川右岸(3/700~5/300)	越水B	国土交通省 (河川)	積み土俵
53	穂波	河川 (碓川)	平恒 第二平恒橋から第一宮ノ 前橋まで 左岸 L=390m 右岸 L=340m	溢水	穂波支所 (経済建設課) 県土整備事務所	重要度 B 対防水工法 積み土俵工
54	穂波	河川 (碓川)	平恒 岩ヶ鼻橋から天神橋下流 まで 左岸 L=360m 右岸 L=130m	溢水	穂波支所 (経済建設課) 県土整備事務所	重要度 C 対防水工法 積み土俵工
55	穂波	河川 (西秋松川)	秋松西(行政区)地区	浸水	穂波支所 (経済建設課)	西秋松川流末には、昭和60年度に排水機場は完成し、平成23年に増強しているが、豪雨になると浸水の恐れがある。
56	筑穂	河川 (穂波川)	阿恵、長尾 春ヶ井手井堰下流から汐井川橋 まで 両岸 L=420m	溢水	筑穂支所 (経済建設課) 県土整備事務所	重要度 C 対防水工法 積み土俵工
57	筑穂	河川 (穂波川)	古門 見定橋上流から古門堰上流 100m まで 左岸 L=640m	溢水	筑穂支所 (経済建設課) 県土整備事務所	重要度 B 対防水工法 積み土俵工

令和 8 年度 被害想定箇所一覧表

別表 1

番号	地区	種類	箇所	現況	注視担当部署	備考
58	筑穂	河川 (内住川)	内住 九郎原橋下流から小林井堰まで 左岸 L=700m 右岸 L=2100m	溢水	筑穂支所 (経済建設課) 県土整備事務所	重要度 C 対防水工法 積み土俵工
59	筑穂	河川 (山口川)	阿恵 宮の前井堰から阿恵橋まで 両岸 L=600m	溢水	筑穂支所 (経済建設課) 県土整備事務所	重要度 B 対防水工法 積み土俵工
60	筑穂	河川 (山口川)	山口(山口 945 付近) 山口川・茜屋川合流点下流 両岸 L=100m	溢水	筑穂支所 (経済建設課)	想定を超える豪雨になると浸水の恐れがある。
61	筑穂	水路	筑穂支所裏～汐井川橋	溢水	筑穂支所 (経済建設課)	豪雨により水路が溢水し、周辺の道路、宅地及び農地に被害を及ぼす恐れがある。
62	筑穂	水路	長尾 13-1 (宅地) と長尾 17-2(宅 地間の水路	溢水	筑穂支所 (経済建設課)	豪雨により水路が溢水し、周辺の道路、宅地及び農地に被害を及ぼす恐れがある。
63	筑穂	水路	内住 817 付近の水路	溢水	筑穂支所 (経済建設課)	豪雨により水路が溢水し、周辺の道路、宅地及び農地に被害を及ぼす恐れがある。
64	筑穂	法面	大分地内 うぐいす台法面	法面崩壊	財産活用課	法面崩壊により、住家及び道路利用者に被害を及ぼす恐れがある。
65	庄内	法面	国道 201 号 仁保長谷～鹿毛馬	落石	国土交通省 (国道)	連続雨量 200mm で、事前通行規制実施
66	庄内	河川 (庄内川)	有井地区 有井橋から大門橋下流 左岸	浸水	庄内支所 (経済建設課)	庄内川に隣接した地区で、大雨により住家に浸水の恐れがある。(大雨時には常に水田が冠水。栗尾排水路等の断面不足)
67	庄内	河川 (入水川)	入水地内から赤松地内まで 入水(下原)～赤松(クギ橋)	冠水	庄内支所 (経済建設課)	入水川に隣接した地区で、想定を超える豪雨時に冠水の恐れがある。

令和 8 年度 被害想定箇所一覧表

別表 1

番号	地区	種類	箇所	現況	注視担当部署	備考
68	穎田	河川 (庄内川)	勢田 浮州橋下流 300m 右岸 L=300m	溢水	穎田支所 (経済建設課) 県土整備事務所	重要度 A 対防水工法 積み土俵工
69	穎田	河川 (庄内川)	勢田 穎田大橋上流 400m 右岸 L=400m	溢水	穎田支所 (経済建設課) 県土整備事務所	重要度 A 対防水工法 積み土俵工
70	穎田	河川 (鹿毛馬川)	勢田 庄内川合流点上流 300m 左岸 L=300m	溢水	穎田支所 (経済建設課) 県土整備事務所	重要度 C 対防水工法 積み土俵工
71	穎田	河川 (鹿毛馬川)	勢田 新勢田橋上流 300m 両岸 L=300m	溢水	穎田支所 (経済建設課) 県土整備事務所	堤防高不足と鹿毛馬川断面積不足による溢水により、 住家浸水の恐れがある。 重要度 A 対防水工法 積み土俵工
72	穎田	河川 (鹿毛馬川)	鹿毛馬 東光橋下流 1050m 左岸 L=1050m	溢水	穎田支所 (経済建設課) 県土整備事務所	重要度 B 対防水工法 積み土俵工
73	穎田	河川 (大城川)	東勢田 両岸	溢水	穎田支所 (経済建設課)	大城川の溢水により、住家浸水の恐れがある。(H15・ 21年水害で、約30世帯浸水)
74	穎田	河川 (鹿毛馬川)	上勢田東 京連坊	浸水	穎田支所 (経済建設課)	鹿毛馬川内水により、浸水の恐れがある。(H15年水 害で、内水により3世帯浸水)
75	穎田	河川 (庄内川)	上勢田地内	浸水	穎田支所 (経済建設課)	庄内川溢水及び内水氾濫により、周辺一帯が浸水する 恐れがある。(H15・21年水害で、約30世帯浸水 及び道路通行不能)
76	穎田	水路	西佐與地内(公民館付近)	浸水	穎田支所 (経済建設課)	内水氾濫により、周辺一帯が浸水する恐れがある。(H 15・21年水害で、約5世帯浸水及び道路通行不能)
77	穎田	法面	下勢田 大平山一帯	法面崩壊	財産活用課	山の斜面の崩壊により、住家及び農地に被害を及ぼす 恐れがある。(H15・21年大雨で、数箇所にわたり 土砂崩壊)

令和 8 年度 被害想定箇所一覧表

別表 1

番号	地区	種類	箇所	現況	注視担当部署	備考
78	穎田	法面	明治地内	法面崩壊	財産活用課	法面崩壊により、住家及び道路利用者に被害を及ぼす恐れがある。(H15・21年大雨で、数箇所法面崩壊)
79	穎田	法面	鹿毛馬地内 市道 堀・金田線法面	法面崩壊	穎田支所 (経済建設課)	法面崩壊により、堀・金田線に被害を及ぼす恐れがある。(H15・21年大雨で、法面崩壊により道路通行不能)
80	穎田	法面	鹿毛馬地内 市道 黒岩3号線法面	法面崩壊	穎田支所 (経済建設課)	法面崩壊により、黒岩3号線に被害を及ぼす恐れがある。(H21年大雨で、通行不能)
81	穎田	法面	勢田地内 土手外地区法面	法面崩壊	財産活用課 土木管理課	法面崩壊により、住家に被害を及ぼす恐れがある。当該箇所の一部は現在私有地であるが、市が譲与を受け工事を行う予定。
82	穎田	法面	勢田地内 弥八ヶ谷地区法面	法面崩壊	財産活用課	法面崩壊により、住家に被害を及ぼす恐れがある。
83	穎田	法面	鹿毛馬地内 小峠	法面崩壊	財産活用課	法面崩壊により、住家及び道路利用者に被害を及ぼす恐れがある。
84	穎田	河川 (遠賀川)	口原地先 遠賀川右岸(24/700~24/900)	越水A 堤体漏水B	国土交通省 (河川)	積み土俵 シート張り
85	穎田	河川 (遠賀川)	口原地先 遠賀川右岸(26/500~26/700)	越水A	国土交通省 (河川)	積み土俵
86	穎田外	河川 (遠賀川)	口原地先・目尾地先 遠賀川左岸(26/100~27/700)	越水B	国土交通省 (河川)	積み土俵
87	穎田	河川 (遠賀川)	口原地先 遠賀川右岸(24/900~26/500)	越水B	国土交通省 (河川)	積み土俵

令和 8 年度被害想定箇所一覧表

別表 1

番号	地区	種類	箇所	現況	注視担当部署	備考
88	穎田	河川 (遠賀川)	口原地先・鯉田地先 遠賀川右岸(26/700~28/300)	越水B	国土交通省 (河川)	積み土俵

河川監視カメラ等設置箇所及び情報伝達図

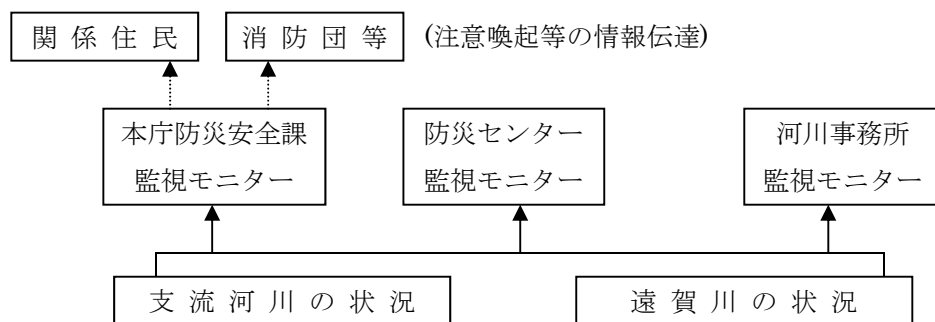
1 河川監視カメラ設置箇所

ア 遠賀川：飯塚市域各排水機場（学頭、菰田、明星寺川、庄司、殿浦、鯉田）

イ 支流河川：明星寺川、熊添川、新川、建花寺川、庄司川、椎の木川、秋松西排水機場、庄内川、鹿毛馬川、泉河内川、碓川

ウ 調整池等：姿川小正調節池、明星寺川調整池

2 情報伝達図



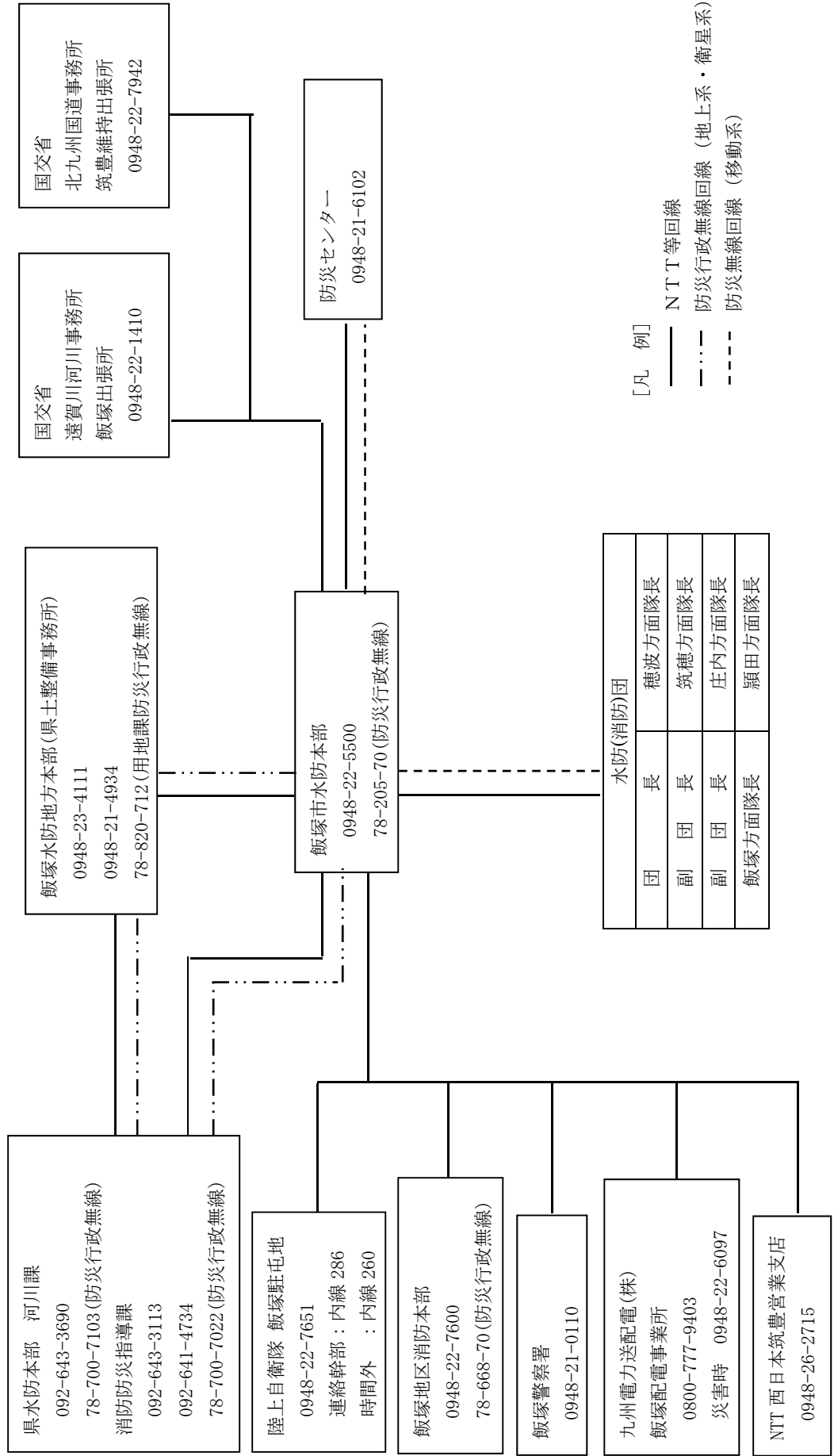
水防警報等の市民への伝達機能等

伝達組織等	伝達機能等
市教育委員会 (各小中学校) 市役所	1 教育委員会から市内小・中学校への伝達 2 学校等から児童・生徒等に対する伝達及び児童・生徒等の安全確保 3 市役所から幼稚園への伝達
市役所 各支所等	1 市役所、各支所等から同報系防災行政無線による伝達
市役所 広報車等	1 市の広報車による伝達
関係自治会長 商店街等	1 市から関係自治会長への伝達 2 商店街の放送設備等を使用した伝達
水防(消防)団	1 水防(消防)団による消防車の拡声装置等を使用した受け持ち区域の 住民等に対する伝達 2 河川巡視等による河川状況等の住民への伝達
消防本部 (消防署)	1 消防本部、消防署の計画による伝達
警察署	1 警察署の計画による伝達

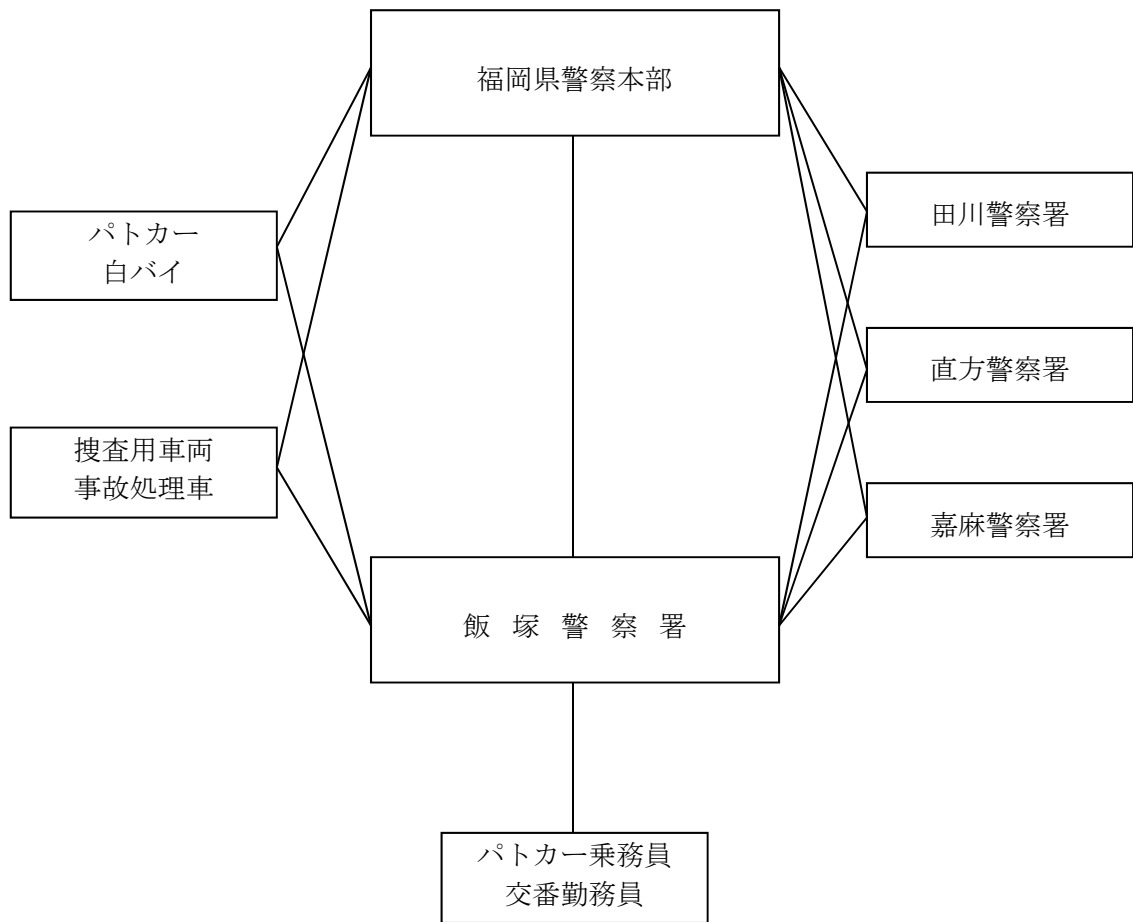
水防警報等伝達電話番号一覧表

関係機関	電話番号	小中学校	電話番号
福岡管区气象台(予報課)	092-725-3604	飯塚第一中学校	22-0553
国道事務所筑豊維持出張所	22-7942	飯塚第二中学校	22-3713
遠賀川河川事務所飯塚出張所	22-1410	二瀬中学校	22-0388
福岡県消防防災指導課	092-643-3113	小中一貫校幸袋校	22-0613 (小)
福岡県河川課(防災)	092-643-3690	(幸袋小・中学校)	22-2924 (中)
福岡県飯塚県土整備事務所	21-4934	小中一貫校飯塚鎮西校	22-0298 (小)
飯塚地区消防本部	22-7600	(飯塚鎮西小・中学校)	24-4432 (中)
飯塚消防署	22-7602	小中一貫校穂波東校	22-0579 (小)
桂川分署	65-0321	(穂波東小・中学校)	22-1052 (中)
飯塚警察署	21-0110	穂波西中学校	22-1049
陸上自衛隊飯塚駐屯地	22-7651	筑穂中学校	72-0103
九州電力送配電(株) 飯塚配電事業所	0800-777-9403	庄内中学校	82-1201
N T T 西日本筑豊営業支店	26-2715	小中一貫校穎田校(穎田小・中学校)	92-0126
J R 新飯塚駅	22-0421	飯塚小学校	22-3026
西鉄バス筑豊	29-4060	鯉田小学校	22-3299
消防団	電話番号	立岩小学校	22-0005
団長	飯塚市役所	飯塚東小学校	22-3267
副団長	本庁	片島小学校	22-0289
副団長	防災安全課	菰田小学校	22-0560
飯塚方面隊長	各支所(穂波、 筑穂、庄内、穎 田) 市民窓口課	伊岐須小学校	22-2349
穂波方面隊長		八木山小学校	22-2951
筑穂方面隊長		若菜小学校	22-0581
庄内方面隊長		椋本小学校	22-1068
穎田方面隊長		高田小学校	22-3328
本庁・各支所	電話番号	大分小学校	72-0106
飯塚市役所 本庁	22-5500	上穂波小学校	72-0014
穂波支所	22-0380	内野小学校	72-0155
筑穂支所	72-1100	庄内小学校	82-1202
庄内支所	82-1200		
穎田支所	92-2211		

水防指令（対策）伝達系統図

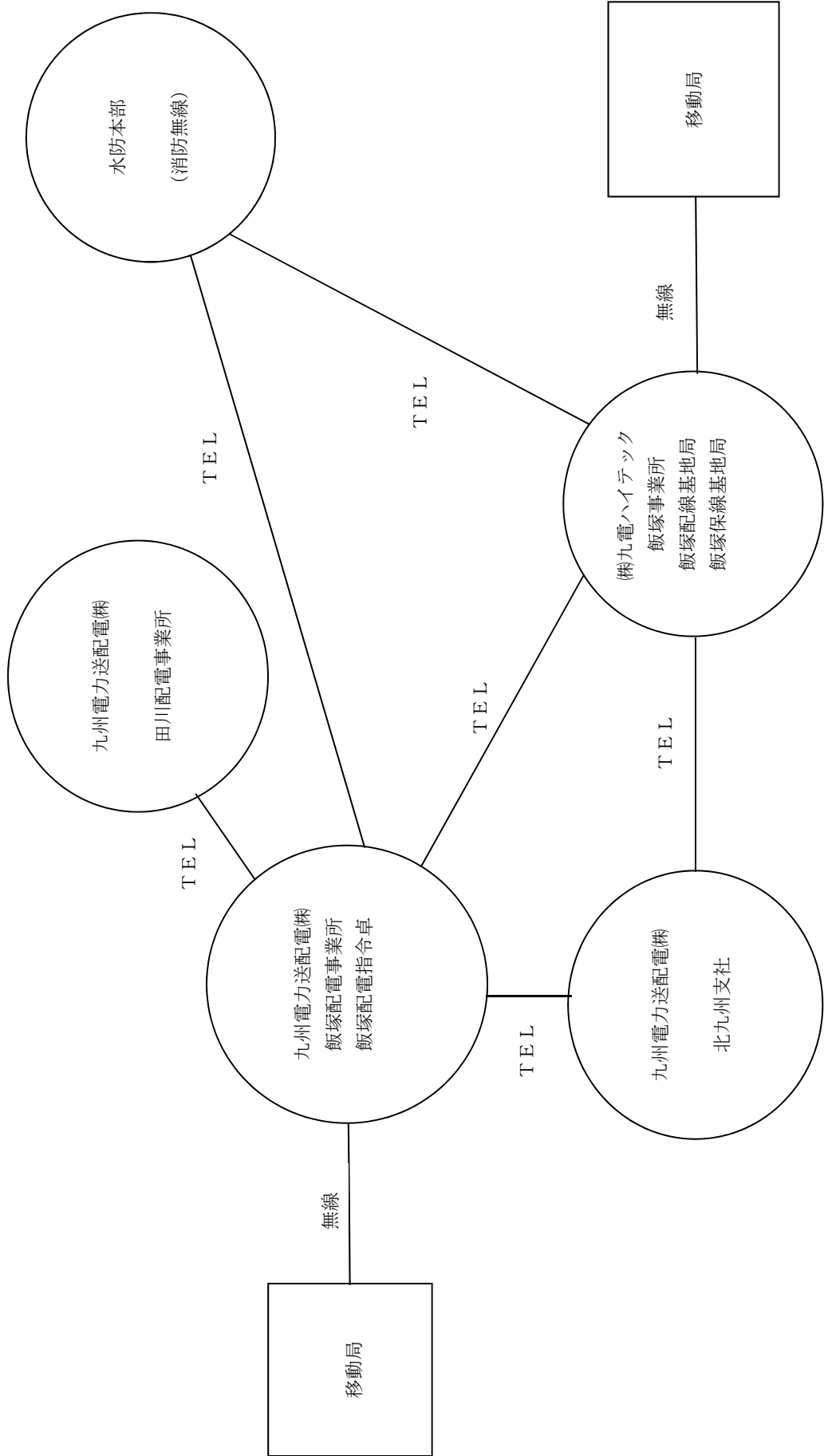


警察無線連絡系統図



飯塚市内交番								
宮町交番	新飯塚駅前交番	飯塚駅前交番	幸袋交番	二瀬交番	穂波交番	筑穂交番	庄内交番	颯田交番

九州電力送配電(株)通信(無線)系統図



飯塚市内医療機関名簿(1)

令和8年4月現在

飯塚地区

No.	医療機関名	管理者氏名	所在地	電話番号
1	あい内科・消化器科クリニック	斉東 哲浩	飯塚市菰田西1丁目6番24号	22-0703
2	あおぞら整形外科医院	辰元 要仁	飯塚市上三緒445番地2	26-5066
3	青山外科医院	青山 雄三	飯塚市吉原町10番6号	22-0212
4	鱈坂皮膚科	鱈坂 義之	飯塚市菰田西2丁目7番33号	22-0236
5	いいつかこども診療所	牟田 広実	飯塚市吉原町537番地	80-5630
6	医) 社団豊永会 飯塚記念病院	豊永 武一郎	飯塚市鶴三緒1452番地2	22-2316
7	飯塚腎クリニック	西村 学	飯塚市片島2-197-1	21-8877
8	飯塚東耳鼻いんこう科	大庭 哲	飯塚市柏の森1-46	43-8191
9	(株) 麻生 飯塚病院	本村 健太	飯塚市芳雄町3番83号	22-3800
10	石川クリニック	石川 和史	飯塚市柏の森92番地103	22-0019
11	いしこ整形外科	石河 利之	飯塚市片島2-6-8	52-3595
12	医) 健蘭会 石橋外科内科医院	石橋 憲吾	飯塚市伊岐須847番地5	23-0400
13	医) 大庭医院	大庭 博邦	飯塚市飯塚18番27号	22-1009
14	医) 大庭クリニック	中島 雄一郎	飯塚市伊岐須298番地10	25-5678
15	医療法人裕和会 おおやぶクリニック	大藪 裕司	飯塚市川津208番地2	25-3331
16	医) 岡眼科クリニック	岡 義隆	飯塚市川津364番地2	22-5155
17	小川内科・循環器内科	小川 敏弘	飯塚市吉原町6番1号あいタウン3F	22-2010
18	医) 越智外科胃腸科医院	越智 拓生	飯塚市柏の森618番地	22-9081
19	梶原クリニック	梶原 秀彦	飯塚市宮町1番8号	24-2312
20	医) 梶原内科医院	梶原 健伯	飯塚市下三緒35番地664	23-5563
21	医) 金澤整形外科クリニック	金澤 武利	飯塚市幸袋498番地1	25-1777
22	医) かやの森皮膚科クリニック	佐野 幸仁	飯塚市柏の森432番地5	21-0370
23	木原眼科医院	木原 邦博	飯塚市伊岐須298番地6	25-1319
24	医) 社団 親和会 共立病院	嘉悦 智隆	飯塚市横田770番地3	22-0725
25	心のクリニック・飯塚	鶴田 竜之介	飯塚市菰田西2-5-34	24-1515
26	医) 洗心会 児嶋病院	児嶋 良太	飯塚市花瀬87番1号	22-1498
27	医) アガペ こどもクリニックもりた	森田 潤	飯塚市横田649番地10	26-6650
28	はた眼科	秦 俊尚	飯塚市菰田西3-6-1ゆめタウン飯塚2	43-8871
29	坂本医院	桑原 健介	飯塚市目尾1256番地14	21-0076
30	坂元クリニック	坂元 伸通	飯塚市目尾720番地3	25-1881
31	医) 佐藤眼科医院	佐藤 徳明	飯塚市新飯塚6番21号	22-1292
32	柴田みえこ内科・神経内科クリニック	柴田 美恵子	飯塚市鶴三緒1547-10	21-0011
33	医) 下津眼科医院	下津 一秀	飯塚市菰田東2丁目3番30号	22-2221
34	社会保険 二瀬病院	松波 道也	飯塚市伊川1243番地1	22-1526
35	新飯塚駅内科	加来 隆一郎	飯塚市立岩1049番地11	26-2018
36	社) 福岡医療団 新飯塚診療所	古瀬 俊一郎	飯塚市柏の森946番地6	22-2680
37	医) 産婦人科・麻酔科 すどうクリニック	須藤 賢次	飯塚市菰田西1丁目4番22号	22-2347
38	医) 千手医院	千手 昭司	飯塚市西町4番38号	22-3363
39	独立行政法人労働者健康福祉機構 総合せき損センター	前田 健	飯塚市伊岐須550番地4	24-7500
40	どうウィメンズクリニック	藤 庸子	飯塚市新飯塚4-5	26-7575
41	そばしま内科循環器科	側島 淳史	飯塚市新飯塚21番21号	26-9900
42	医) たかた皮膚科	高田 一郎	飯塚市菰田西1丁目5番4号	21-3345
43	たけたにクリニック	武谷 憲二	飯塚市柏の森43-1	52-5105
44	武富内科医院	武富 弘行	飯塚市飯塚10番22号	22-6924
45	医) 田代医院	田代 研児	飯塚市吉原町2番18号	22-2748
46	多田泌尿器科クリニック	多田 勝	飯塚市吉原町537番地	43-9216
47	医) 社団 飯塚恵仁会 たていわ病院	山本 克康	飯塚市立岩1725番地	22-2611
48	あまいろクリニック飯塚	後藤 雄輔	飯塚市芳雄町19-34構木ビル2階	80-1806
49	医) 田中クリニック	河野 雅洋	飯塚市本町17番12号	22-3280
50	医) 田中耳鼻咽喉科医院	田中 晃	飯塚市飯塚6番1号	29-8474
51	角田整形外科医院	角田 和信	飯塚市吉原町1番8号	29-2633
52	医) 福豊会 豊永医院	豊永 敬之	飯塚市吉原町1番9号	22-5423
53	医) 中武眼科クリニック	中武 純二	飯塚市西町2番11号	22-8082
54	医) 中野医院	中野 逸郎	飯塚市新飯塚5番7号	22-3283
55	医) なかしま内科・糖尿病・腎クリニック	中嶋 崇文	飯塚市西町1-4	22-8811
56	ナワタ消化器外科医院	縄田 修	飯塚市横田334番地	24-2303
57	医) 向陽会 西田内科クリニック	西田 雅弘	飯塚市上三緒889番地1	24-8555
58	医) 西原内科消化器科クリニック	西原 秀一郎	飯塚市新立岩4番10号	25-0070
59	二宮医院	二宮 健	飯塚市潤野855番地	22-3272

飯塚市内医療機関名簿(2)

令和8年4月現在

飯塚地区

No.	医療機関名	管理者氏名	所在地	電話番号
60	野見山医院	野見山 祐次	飯塚市伊川406番地1	22-8668
61	長谷川整形外科医院	長谷川 善廣	飯塚市本町1162番地8	23-0035
62	医)林医院	林 俊治	飯塚市相田262番地3	22-5333
63	医)林田胃腸科医院	林田 昌之	飯塚市片島2丁目5番4号	22-8656
64	医)樋口医院	樋口 誠司	飯塚市横田838番地	22-1274
65	医)ひこばえ子どもクリニック	田中 祥一郎	飯塚市鶴三緒1151-1	52-5230
66	医)ひじい小児科クリニック	肘井 孝之	飯塚市川津84番地1	21-6661
67	ひだ内科クリニック	檜田 剛	飯塚市伊川548番地1	52-6801
68	医)想医会 泌尿器科 C.U.クリニック	江本 純	飯塚市川津405-1	23-1249
69	医)ふくはだ皮膚科クリニック	福田 俊平	飯塚市伊岐須640番地1	26-2277
70	藤井泌尿器科医院	藤井 善隆	飯塚市飯塚8番20号	21-5550
71	細川小児科内科医院	細川 清	飯塚市鯉田1772番地	22-1088
72	松浦医院	松浦 尚志	飯塚市飯塚19番20号	22-3657
73	医)松岡産婦人科医院	松岡 良衛	飯塚市飯塚10番10号	24-7963
74	松隈眼科医院	松隈 博	飯塚市吉原町2番2号	22-0542
75	まつなり医院	松成 重之	飯塚市庄司36番地5	22-0643
76	医)陽山会 丸野クリニック	丸野 大輔	飯塚市立岩1308番地12	25-0188
77	医)みやじま内科・呼吸器内科クリニック	宮嶋 宏之	飯塚市菰田西2丁目3番52号	23-0578
78	三笠外科医院	三笠 茂	飯塚市中497番地	22-2113
79	医)弥永内科小児科医院	弥永 保秀	飯塚市鯉田2517番地201	24-8680
80	医)夢結らそうむ内科笑顔で百歳クリニック	谷口 英太郎	飯塚市鯉田2219番地20	43-3151
81	よしかわ整形外科	吉川 英一郎	飯塚市柏の森1番地1	30-2009

穂波地区

No.	医療機関名	管理者氏名	所在地	電話番号
1	青山医院	青山 祐二郎	飯塚市高田972番地1	22-6328
2	医)麻生耳鼻咽喉科クリニック	麻生 丈一朗	飯塚市堀池254番地2	28-1122
3	社)地域医療振興協会 飯塚市立病院	武富 章	飯塚市弁分633番地1	22-2980
4	福岡県済生会飯塚嘉穂病院	関口 直孝	飯塚市太郎丸265番地	22-3740
5	いづか内科クリニック	林田 英一	飯塚市楽市309番地8	29-1666
6	いくたクリニック	生田 恵子	飯塚市楽市659番地3	22-0666
7	医)牛島診療所	牛島 正和	飯塚市小正463番地6	25-3490
8	庄田整形外科	庄田 孝則	飯塚市楽市310-14	30-1520
9	医)田中医院	田中 祥視	飯塚市天道415番地1	22-1850
10	徳永眼科医院	徳永 直記	飯塚市楽市141番地2	25-0011
11	医)清祥会 なかおクリニック	中尾 哲二	飯塚市堀池254番地1	21-5755
12	医)西園内科クリニック	西園 久慧	飯塚市小正40番地1	24-9308
13	医)穂波整形外科	新井 貴之	飯塚市太郎丸742番地	25-0066
14	医)前田眼科クリニック	前田 訓志	飯塚市枝国長浦666番地48	43-3558
15	松口循環器科・内科医院	松口 武行	飯塚市楽市131番地1	26-0800
16	三宅脳神経外科病院	三宅 仁	飯塚市楽市243番地11	25-5052
17	医)宮嶋医院	宮嶋 靖士	飯塚市忠隈380番地	22-1477
18	宮嶋耳鼻咽喉科	宮嶋 義巳	飯塚市南尾400番地1	28-3347

筑穂地区

No.	医療機関名	管理者氏名	所在地	電話番号
1	医)秀和会あおやぎ内科クリニック	青柳 和彦	飯塚市大分1324番地4	72-3230
2	青山診療所	青山 祐彦	飯塚市大分1448番地14	72-0072
3	内野内科クリニック	内野 利昭	飯塚市長尾884番地22	52-6600
4	おおつか眼科内科医院	大塚 正博	飯塚市長尾405番地1	72-2828
5	医)塚本クリニック	塚本 伝彦	飯塚市平塚88番地2	72-4388

庄内地区

No.	医療機関名	管理者氏名	所在地	電話番号
1	医)恵愛会 江藤外科胃腸科	江藤 恵祐	飯塚市有井355番地83	82-2381
2	医)兼田循環器内科医院	兼田 政治	飯塚市有井355番地12	82-3456
3	医)佐野医院	佐野 幸寛	飯塚市綱分845番地1	82-0036
4	医)広瀬医院	廣瀬 蘭子	飯塚市綱分756番地	82-0027

穎田地区

No.	医療機関名	管理者氏名	所在地	電話番号
1	医)博愛会 穎田病院	本田 宜久	飯塚市口原1061番地1	92-2131
2	佐藤医院	山田 真	飯塚市勢田1286番地4	92-0006

飯塚市内歯科医院名簿

診療機関名	管理者名	所在地	電話番号	診療機関名	管理者名	所在地	電話番号
1 医)康和会アイ歯科医院	柴田 康秀	飯塚市枝国495番地15	21-2770	34 なかはら歯科医院	中原 敏幸	飯塚市口原334番地7	92-0063
2 あいは歯科クリニック	後野 秀一朗	飯塚市立岩1049-11	26-2786	35 中村歯科医院	中村 康広	飯塚市立岩918番地1	22-0304
3 あいは歯科クリニック	伊藤 剛	飯塚市立岩931番地1	26-2786	36 中村しげお歯科医院	中村 重雄	飯塚市弁分611番地50	25-7648
4 青山歯科医院	青山 和彦	飯塚市柏の森92番地99	26-2068	37 医)西歯科クリニック	西 孝史朗	飯塚市秋松922番地1	28-4618
5 秋元歯科クリニック	秋元 喜文	飯塚市伊規須156番地10	22-6592	38 にしもと歯科医院	西本 淳一	飯塚市伊岐須636番地5	29-5005
6 浅田歯科医院	浅田 啓祐	飯塚市南尾603番地5	22-1460	39 ハート歯科クリニック	今井 光	飯塚市船田2517番地101	23-8102
7 安藤歯科医院	安藤 徹	飯塚市柏の森473番地9	21-3339	40 医)正純会花野歯科医院	花野 豊久	飯塚市伊岐須303番地1	22-8870
8 飯塚病院歯科口腔外科	中松 耕治	飯塚市芳雄町3-83	22-3800	41 はなむら歯科医院	花村 信也	飯塚市吉原町7番22号 セイユビビル1階	22-0446
9 飯塚ヒロ歯科口腔外科	牟田 晃洋	飯塚市飯塚18-27 大庭医院2F	090-7708-0535	42 はまさき矯正歯科医院	濱崎広二朗	飯塚市吉原町6番1号 あいたウン4階	22-8200
10 飯塚みらい歯科	白水 章文	飯塚市菰田西3丁目6番1号	43-8088	43 はやしだ歯科医院	林田 雅弘	飯塚市堀池153-2三好ビル101号	22-7422
11 おおた歯科・小児歯科	太田 常晴	飯塚市栗市620番地5	26-5170	44 医)はやま歯科医院	葉山 揚介	飯塚市川津370番地4	26-8148
12 おおつか歯科医院	大塚 洋一	飯塚市長尾405番地1	72-0895	45 はら歯科医院	原 博英	飯塚市伊岐須296番地	22-3517
13 岸田歯科医院	岸田 眞太郎	飯塚市西町2番18号	24-4833	46 ひかり歯科クリニック	江藤 寛人	飯塚市有安582番地1	43-2820
14 吉川歯科医院	吉川 和男	飯塚市柏の森146番地8	25-1616	47 ひだまりの歯科クリニック	大山 喜夫	飯塚市新飯塚4番25号	25-4618
15 くわはら歯科医院	柔原 優一	飯塚市目尾377番地	24-4618	48 医)ひぐちファミリー歯科	樋口 琢善	飯塚市幸袋140番地1	22-1281
16 こもだ歯科医院	西 香織	飯塚市菰田西3丁目3番9号	26-5001	49 ヒロ歯科クリニック	大塚 浩司	飯塚市柏の森634番地31	23-1203
17 さくら歯科	小野 貴司	飯塚市横田33番地3	22-3317	50 湖上歯科医院	湖上 卓哉	飯塚市片島1丁目2番19号	22-0647
18 さこだ歯科医院	迫田 雄治	飯塚市潤野57番地7	25-0952	51 ぶん歯科クリニック	福田 文兵	飯塚市徳前18-4	43-9636
19 佐藤歯科医院	佐藤 寿彦	飯塚市潤野8番地18	22-2306	52 ぶんの歯科医院	文野 知滋	飯塚市平塚87番地1	72-2235
20 佐野歯科クリニック	佐野 顕治	飯塚市中321番地1	25-8041	53 医)英歯会穂波ひまわり歯科 小児歯科医院	渡口 紘章	飯塚市枝国長浦666番48	26-1240
21 しのはら歯科こども歯科医院	篠原 豪	飯塚市赤坂498番地1	82-3717	54 ほわいと歯科	林 孝則	飯塚市口原349番地11	92-8000
22 しもおお歯科医院	朱本 光博	飯塚市下三緒10番地10	26-7600	55 松本歯科医院	松本 武	飯塚市菰田西2丁目7番38号	22-5226
23 しろうず歯科クリニック	白水 玄晃	飯塚市小正124番地6	25-6117	56 まるの歯科	丸野 裕生	飯塚市立岩1308-12	25-2222
24 医)済盟会新飯塚歯科医院	齊藤 武史	飯塚市新飯塚13番27号	22-7273	57 丸林歯科医院	丸林 睦明	飯塚市花瀬172番地8	23-9642
25 JIN DENTAL CLINIC	磯部 仁	飯塚市弁分162番地1	52-8811	58 みかも歯科医院	美甘 正典	飯塚市有井334番地12	82-4682
26 スマイル歯科医院	坂口 春日	飯塚市堀池447番地1	28-2881	59 三原歯科医院	三原 晃輔	飯塚市大分1493番地120	72-2151
27 タカノ歯科医院	鷹野 雄司	飯塚市枝国464番地27	21-1030	60 医)社団誠友会嶺齒科診療所	永末 尚敏	飯塚市吉原町11番12号	23-0120
28 たなか歯科医院	田中 直樹	飯塚市西町1番7号	26-5111	61 山口歯科医院	山口 章	飯塚市本町13番8号 飯塚ジョブ・リンクビル2F	24-6070
29 田中歯科医院	田中 利幸	飯塚市船田567番地1	25-3355	62 やましか歯科医院	山近伸一郎	飯塚市相田259番地137	28-0300
30 たなか歯科・口腔外科クリニック	田中 昭彦	飯塚市弁分137番地8	28-5480	63 山本歯科医院	山本 浩之	飯塚市大分1152番地1	72-3630
31 津川歯科医院	津川 久	飯塚市相田91番地1	25-1193	64 山本歯科医院	山本 敬太	飯塚市船田1381番地1	22-6758
32 でぐち歯科医院	出口 充	飯塚市大分1584番地1	72-0118	65 医)横手歯科診療所	横手 久人	飯塚市船田2396番地1	28-9869
33 とりお歯科クリニック	鳥尾 直弘	飯塚市栗市241番地3	23-1184	66 渡辺歯科医院	渡邊 一弘	飯塚市平恒186番地1	25-2385

関係官公署等所在地及び電話番号一覧表

名称	所在地	電話番号	名称	所在地	電話番号
飯塚市役所	飯塚市新立岩 5-5	22-5500	北九州国道事務所 筑豊維持出張所	飯塚市川津 678	22-7942
穂波支所	飯塚市忠隈 523	22-0380	飯塚農林事務所	飯塚市新立岩 8-1	21-4956
筑穂支所	飯塚市長尾 1242-1	72-1100	J R 飯塚駅	飯塚市菰田西 1-1	22-0690
庄内支所	飯塚市綱分 802-7	82-1200	J R 新飯塚駅	飯塚市立岩 931-1	22-0421
穎田支所	飯塚市鹿毛馬 2333-4	92-2211	嘉麻市役所	嘉麻市岩崎 1180-1	42-7417
飯塚消防署	飯塚市菰田 52-1	22-7602	桂川町役場	桂川町大字土居 424-1	65-1100
飯塚警察署	飯塚市柏の森 159-26	21-0110	小竹町役場	小竹町大字勝野 3167-1	0949-62-1212
飯塚県土整備事務所	飯塚市新立岩 8-1	21-4932	《 救急指定病院 》		
遠賀川河川事務所	直方市溝掘 1-1-1	0949-22-1830	㈱麻生飯塚病院	飯塚市芳雄町 3-83	22-3800
遠賀川河川事務所 飯塚出張所	飯塚市川島 729-1	22-1410	西野病院	嘉麻市鴨生 532	42-1114
陸上自衛隊飯塚駐屯地	飯塚市津島 282	22-7651	飯塚市立病院	飯塚市弁分 633-1	22-2980
福岡管区気象台	福岡市中央区大濠 1-2-36	092-725-3600	嘉麻赤十字病院	嘉麻市上山田 1237	52-0861
嘉穂・鞍手保健福祉環境 事務所	飯塚市新立岩 8-1	21-4911	三宅脳神経外科病院	飯塚市薬市 243-11	25-5050
			済生会飯塚嘉穂病院	飯塚市太郎丸 265	22-3740
			穎田病院	飯塚市口原 1061-1	92-2131

指定緊急避難場所一覧表（風水害）

地区名	避難予定地	収容人員	電話番号	所在地	浸水想定	警戒区域	土砂災害	震災時
飯塚地区	飯塚片島	中央公民館(コミュニティセンター)	1,710	22-3274	飯塚 14-67	B	—	○
		飯塚片島交流センター	170	22-2379	本町 20-17	—	—	○
		片島小学校	160	22-0289	片島 3-8-5	B	—	○
	菰田	菰田交流センター	180	23-6819	菰田東 1-7-45	—	—	○
	立岩	立岩交流センター	320	23-6000	新立岩 8-13	B	—	○
	飯塚東	飯塚東交流センター	180	23-6028	下三緒 57-86	—	○	○
	鯉田	鯉田交流センター	146	22-9293	鯉田 1358-1	C	—	○
		飯塚市総合体育館	1,888	23-4500	鯉田 1560-5	—	—	○
	二瀬	二瀬交流センター	200	22-2196	横田 809	C	—	○
		九州工業大学	500	29-7500	川津 680-4	—	—	○
	幸袋	小中一貫校幸袋校	180	小学校 22-0613 中学校 22-2924	中 730-1	—	—	○
		幸袋交流センター	160	22-1189	目尾 1020-1	D	—	○
		健康の森公園多目的施設	100	24-2355	吉北 120-6	—	—	○
		株式会社福岡リノウェアセンター		21-1281	幸袋 526-1	—	—	○
	鎮西	鎮西交流センター	150	23-3396	大日寺 141	—	—	○
旧潤野児童センター		60	—	潤野 224-1	—	—	○	
旧蓮台寺児童センター		70	—	蓮台寺 75	—	—	○	
穂波地区	穂波交流センター	390	24-7458	秋松 408	C	—	○	
	忠隈住民センター	120	24-6704	忠隈 188-3	—	—	○	
	穂波福祉総合センター	680	21-6330	枝国 402-100	—	—	○	
筑穂地区	筑穂交流センター	530	72-2204	長尾 1340	—	—		
庄内地区	庄内交流センター (別館及び旧庄内保健福祉総合センター含む)	939	82-3344	綱分 771-1 (綱分 791-4)	—	—	○	
穎田地区	穎田交流センター	420	92-1034	鹿毛馬 1667-2	—	—	○	

注 1) 想定浸水は、速賀川水系浸水想定区域図による。(A : 5.0m以上の区域、B : 3.0～5.0m未満の区域、C : 0.5～3.0m未満の区域、D : 0.5m未満の区域、— : 該当なし)

注 2) 収容可能人員(人)=敷地面積(グラウンド)÷3.3㎡、第1位切捨

指定緊急避難場所一覧表（震災）

地区名		避難予定地	収容人員	電話番号	所在地	浸水想定	風水害時
飯塚地区	飯塚 片島	中央公民館(コミュニティセンター)	1,710	22-3274	飯塚 14-67	B	○
		飯塚片島交流センター	170	22-2379	本町 20-17	—	○
		片島小学校	160	22-0289	片島 3-8-5	B	○
		クラブハウス川津支店		23-7529	川津 356-2	C	—
	菰田	菰田小学校	290	22-0560	菰田東 2-19-5	D	—
		菰田交流センター	180	23-6819	菰田東 1-7-45	—	○
	立岩	飯塚市役所	2,690	22-5500	新立岩 5-5	B	—
		立岩交流センター	320	23-6000	新立岩 8-13	B	○
	飯塚東	飯塚東小学校	290	22-3267	下三緒 54	—	—
		飯塚東交流センター	180	23-6028	下三緒 57-86	—	○
	鯉田	鯉田交流センター	146	22-9293	鯉田 1358-1	C	○
		鯉田小学校	240	22-3299	鯉田 1263	C	—
		飯塚市総合体育館	1,888	23-4500	鯉田 1560-5	—	○
	二瀬	二瀬交流センター	200	22-2196	横田 809	C	—
		二瀬中学校	420	22-0388	伊岐須 740	C	—
		九州工業大学	500	29-7500	川津 680-4	—	○
	幸袋	小中一貫校幸袋校	180	小学校 22-0613 中学校 22-2924	中 730-1	—	○
		幸袋交流センター	160	22-1189	目尾 1020-1	D	○
		健康の森公園多目的施設	100	24-2355	吉北 120-6	—	○
		株式会社福岡ソフトウェアセンター		21-1281	幸袋 526-1	—	○
クラブハウス目尾支店			26-5727	目尾 362	C	—	
鎮西	鎮西交流センター	150	23-3396	大日寺 141	—	○	
	旧潤野児童センター	60	—	潤野 224-1	—	○	
	旧蓮台寺児童センター	70	—	蓮台寺 75	—	○	
	ダイナム福岡飯塚花瀬店		26-0380	花瀬 64-1	—	—	
穂波地区	穂波交流センター	390	24-7458	秋松 408	C	○	
	穂波人権啓発センター	130	28-5622	太郎丸 974-1	—	—	
	忠隈住民センター	120	24-6704	忠隈 188-3	—	○	
	穂波福祉総合センター	680	21-6330	枝国 402-100	—	○	
	クラブハウス本店		25-6662	弁分 40-3	C	—	
筑穂地区	筑穂支所	1,260	72-1100	長尾 1242-1	—	—	
庄内地区	庄内交流センター (別館及び旧庄内保健福祉 総合センター含む)	939	82-3344	網分 771-1 (網分 791-4)	—	—	
	クラブハウス庄内支店		82-2889	有安 524	C	—	
穎田地区	穎田交流センター	420	92-1034	鹿毛馬 1667-2	—	○	
	ダイナム福岡穎田店		92-4535	佐與 1558	—	—	

注 1) 想定浸水は、遠賀川水系浸水想定区域図による。(A : 5.0m以上の区域、B : 3.0～5.0m未満の区域、C : 0.5～3.0m未満の区域、D : 0.5m未満の区域、— : 該当なし)

注 2) 収容可能人員(人)=敷地面積(グラウンド)÷3.3㎡、第1位切捨

指定避難所一覧表(1)

地区名	避難予定地	収容人員	電話番号	所在地	想定浸水	警戒区域 土砂災害	風水害	震災	
飯塚地区	飯塚片島	飯塚小学校	290	22-3026	西徳前 2-6	—	—	○	○
		飯塚市文化会館(飯塚コスモスコモン)	3,840	21-0505	飯塚 14-66	B	—	○	○
		中央公民館(コミュニティセンター)	1,710	22-3274	飯塚 14-67	B	—	○	○
		飯塚片島交流センター	170	22-2379	本町 20-17	—	—	○	○
		片島小学校	160	22-0289	片島 3-8-5	C	—	○	○
	菰田	菰田小学校	290	22-0560	菰田東 2-19-5	B	—	○	○
		菰田交流センター	180	23-6819	菰田東 1-7-45	—	—	○	○
	立岩	立岩小学校	290	22-0005	立岩 1176-1	—	—	○	○
		飯塚第一中学校	410	22-0553	新立岩 16-18	B	—	○	○
		嘉穂東高等学校	2,320	22-0071	立岩 1730-5	D	—	○	○
		飯塚市役所	2,690	22-5500	新立岩 5-5	C	—	○	○
		立岩交流センター	320	23-6000	新立岩 8-13	C	—	○	○
	飯塚東	飯塚東小学校	290	22-3267	下三緒 54	—	○	○	○
		飯塚第二中学校	470	22-3713	柏の森 483	B	—	○	○
		飯塚東交流センター	180	23-6028	下三緒 57-86	—	○	○	○
	鯉田	鯉田小学校	240	22-3299	鯉田 1263	C	—	○	○
		旧飯塚第三中学校(体育館)	410		鯉田 2075	—	—	○	○
		鯉田交流センター	146	22-9293	鯉田 1358-1	B	—	○	○
		飯塚オートレース場	296	22-6326	鯉田 147	—	—	○	
		飯塚市総合体育館	1,888	23-4500	鯉田 1560-5	—	—	○	○
	二瀬	伊岐須小学校	350	22-2349	伊岐須 843	—	—	○	○
		二瀬中学校	420	22-0388	伊岐須 740	C	—	○	○
		二瀬交流センター	200	22-2196	横田 809	C	—	○	○
	幸袋	小中一貫校幸袋校	180	小学校 22-0613 中学校 22-2924	中 730-1	—	—	○	○
		幸袋交流センター	160	22-1189	目尾 1020-1	D	—	○	○
		健康の森公園多目的施設	100	24-2355	吉北 120-6	—	—	○	○
	鎮西	旧潤野児童センター	60		潤野 320	—	—	○	○
旧蓮台寺児童センター		70		蓮台寺 75	—	—	○	○	
小中一貫校飯塚鎮西校		180	小学校 22-0298 中学校 24-4432	大日寺 141	—	—	○	○	
鎮西交流センター		150	23-3396			—	○	○	
嘉穂高等学校		3,150	22-0231	潤野 8-12	—	—	○	○	

注1) 想定浸水は、遠賀川水系浸水想定区域図による。(A: 5.0m以上の区域、B: 3.0~5.0m未満の区域、

C: 0.5~3.0m未満の区域、D: 0.5m未満の区域、—: 該当なし)

注2) 収容可能人員(人)=敷地面積(グラウンド)÷3.3㎡、第1位切捨

指定避難所一覧表 (2)

地区名	避難予定地	収容 人員	電話番号	所在地	浸水 想定	警戒区域 土砂災害	風水害	震災
穂波地区	若菜小学校	240	22-0581	小正 249-2	—	—	○	○
	椋本小学校	200	22-1068	椋本 16-2	—	—	○	○
	小中一貫校穂波東校	660	小学校 22-0579 中学校 22-1052	平恒 1021-1	E	—	○	○
	高田小学校 (校舎)	140	22-3328	高田 701-1	—	○	○	○
	穂波西中学校 (校舎)	300	22-1049	椿 250-1	—	○	○	○
	穂波支所	2,050	22-0380	忠隈 523	B	—	○	○
	穂波交流センター	390	24-7458	秋松 408	C	—	○	○
	穂波人権啓発センター	130	28-5622	太郎丸 974-1	—	—	○	○
	忠隈住民センター	120	24-6704	忠隈 188-3	—	—	○	○
	穂波 B & G 海洋センター	320	29-3266	平恒 54-24	—	—	○	○
	穂波体育館	640	24-2204	秋松 408	C	—	○	○
	筑豊緊急物資輸送センター	60	26-2227	平恒 169-1	C	—	○	○
	穂波福祉総合センター	680	21-6330	枝国 402-100	—	—	○	○
筑穂地区	大分小学校	640	72-0106	大分 1985-1	—	—	○	○
	上穂波小学校	200	72-0014	筑穂元吉 430	—	—	○	○
	内野小学校	230	72-0155	内野 3537-1	—	—	○	○
	筑穂中学校	410	72-0103	長尾 903-1	—	—	○	○
	筑穂支所	1,260	72-1100	長尾 1242-1	—	—	○	○
	筑穂交流センター	530	72-2204	長尾 1340	—	—	○	
	筑穂体育館	630	72-2204	長尾 1340	—	—	○	○
	筑穂人権啓発センター	130	72-1110	大分 1543	—	○	○	○
	筑穂保健福祉総合センター	800	72-3085	長尾 911-1	—	—	○	○
庄内地区	庄内小学校	200	82-1202	有安 1-22	—	—	○	○
	庄内中学校	260	82-1201	綱分 1000-1	—	—	○	○
	庄内体育館	560	82-1881	有安 830-6	—	—	○	○
	庄内支所	70	82-1200	綱分 802-7	—	—	○	○
	庄内交流センター (別館及び旧庄内保健福祉総合 センター含む)	939	82-3344	綱分 771-1 (綱分 791-4)	—	—	○	○
穎田地区	小中一貫校穎田校	620	92-0126	鹿毛馬 1667-2	—	—	○	○
	穎田交流センター	420	92-1034			—	○	○
	穎田交流センター別館 (旧サンシャイン穎田)	120	92-1034	鹿毛馬 1563-56	—	—	○	○
	穎田高齢者福祉センター	210	92-5855	勢田 1101	—	—	○	○

注 1) 想定浸水は、遠賀川水系浸水想定区域図による。(A : 5.0m以上の区域、B : 3.0~5.0m未満の区域、

C : 0.5~3.0m未満の区域、D : 0.5m未満の区域、— : 該当なし)

注 2) 収容可能人員(人)=敷地面積(グラウンド)÷3.3㎡、第1位切捨

地区避難所一覧表 (1)

地区名	避難予定地	収容人員	電話番号	所在地	
飯塚地区	飯塚	徳前自治公民館	60	22-6696	老松神社境内
		西町西自治公民館	24		西町バイパス横 (赤尾建材付近)
		西町東自治公民館	24		飯塚医師会付近
		稲荷町自治公民館	18	25-3536	片島1丁目江島酒店横
		宮の下自治公民館	18		宮町観音寺横
		吉原町公会堂	24	22-1511	青山病院横
		曩祖八幡宮	181	22-0511	宮町2-3
		東町公会堂		22-0901	飯塚8-18
	片島	片島自治公民館	90	22-4509	若八幡宮境内
		竹園寺	151	22-3255	片島2-21-28
	菰田	木の花自治公民館	36	22-6667	菰田小学校西側
		大新自治公民館	30	22-5789	近大九州短大入口信号機付近
		五穀神自治公民館	36		旧飯塚健康ランド奥
		元宮自治公民館	18		近畿大学九州短期大学南側
		昭和通り自治公民館	60	22-2953	菰田郵便局西側付近
		駅前通り自治公民館	36	22-3423	菰田西2丁目6-2
		中央通り自治公民館	39	22-7773	菰田西2丁目8-32
		南通り自治公民館	30	22-7575	菰田西1丁目7-19
		鶴三緒自治公民館	30	23-8324	旧鶴三緒橋西側
		普遍寺		22-6465	菰田西2丁目4-22
		金光教飯塚東教会		22-2298	菰田西2丁目8-14
		近畿大学九州短期大学		22-5726	菰田東1丁目5-30
		飯塚東	さんない幼稚園	121	22-2033
	教元寺		18	22-6674	上三緒724-1
	下三緒自治公民館		21	22-1553	下三緒 (飯塚第二中学校先)
	東ヶ丘自治公民館		18	24-8033	東ヶ丘団地
	上三緒第1自治公民館		36	22-1552	白山神社前
	上三緒第2集会所		30		上三緒市営住宅
	上三緒第3自治公民館		21	24-0094	上三緒郵便局付近
	上三緒第4自治公民館		21		上三緒駅付近
	山内集会所		18		山内バス停付近
	下三緒第3集会所		12		下三緒3組バス停付近
	下三緒団地自治公民館		18		下三緒団地40棟
	柏の森ヒルズ自治公民館				柏の森92-53
	三緒浦自治公民館		18	23-8089	三緒浦
	立岩	新飯塚自治公民館	48	22-2592	飯塚病院北側
		旧芳雄自治公民館	30		旧芳雄
		柏の森自治公民館	42	22-6917	負立神社境内
		立岩自治公民館	90	22-6927	熊野神社境内
		川島自治公民館	18	23-9210	天満宮横
		熊野神社	60	22-2799	立岩1380
久世ヶ浦集会所		18		久世ヶ浦第二団地内	
鯉田	鯉田浦田自治公民館	24	24-6754	浦田バス停付近	
	愛宕団地自治公民館	30		愛宕団地内	
	市の間自治公民館	30	24-4710	麻生愛宕団地内	
	鯉田本町自治公民館	21		鯉田小学校西側300m	
	鯉田上町自治公民館	21	25-1723	世尊寺バス停200m	
	鯉田畝割集会所	48		石丸工場団地入口 (県道南側)	
	鯉田簀子町自治公民館	21	24-0010	山本歯科付近	
	鯉田柳町自治公民館	18		鯉田柳町	
	鯉田新町自治公民館	18	23-7082	国道200号バイパス入口付近	
	鯉田蛭子町自治公民館	15		鯉田蛭子町	
	鯉田栗尾町自治公民館	18		鯉田栗尾	

地区避難所一覧表 (2)

地区名	避難予定地	収容人員	電話番号	所在地		
飯塚地区	鯉田	鯉田南町集会所	15		鯉田南町	
		晴雲寺		22-7682	鯉田簀子町	
		浄善寺		26-1444	鯉田本町	
		大地の森 (福祉施設)		92-5055	鯉田畝割	
	二瀬	中央区自治公民館	36	23-9253	光明寺付近	
		東横田自治公民館	21		横田郵便局付近	
		南横田自治公民館	36	24-6115	南横田	
		西横田自治公民館	27		弥栄神社前	
		東川津公園		24-9378	筑豊自動車学校付近	
		西川津自治公民館	24		阿彌陀寺境内	
		二瀬本町自治公民館	24		横田児童遊園地	
		高雄区自治公民館	24	24-5602	高雄団地入口	
		西新町自治公民館	36		桑原医院付近	
		新栄町集会所	33		蟹ヶ浦市営住宅	
		西伊岐須自治公民館	36	24-8149	西伊岐須バス停横	
		新二瀬自治公民館	36	23-8465	松本橋交差点東側	
		伊川自治公民館	24		三経寺横	
		東伊川自治公民館	18		公園横	
		南伊川集会所	18		比叡神社前	
		乙丸自治公民館	24		児童公園横	
		相田自治公民館	36	23-9312	消防団車庫横	
		相田公園			相田団地北	
		上相田自治公民館	27		上相田宝賓宮横	
		新相田自治公民館	30		真篠谷	
		けやき台自治公民館	21	23-8889	けやき台団地内公園横	
		清水谷集会所			伊岐須小北西	
		高尾公園			伊岐須 1-189	
		安楽寺		22-3459	伊岐須 398	
		ガーデンヒルズ公園			伊岐須 416-41	
		幸袋	本町自治公民館	60	24-5022	末永病院前
			幸袋西町集会所	21		飯塚リサーチパーク北側
			新町自治公民館	48		飯塚リサーチパーク付近
	栄町 2 丁目自治公民館		30		飯塚リサーチパーク付近	
	池田集会所		48		パチンコ 2 1 世紀幸袋店横	
	日の出町自治公民館		48		幸袋小学校グラウンド横	
	三軒家自治公民館		48		三軒家	
	中一自治公民館		15	24-8187	中バス停横	
	大谷町自治公民館		18		中公園前	
	庄司自治公民館		30	24-0696	幸袋幼稚園庄司分園跡西側	
	井の浦生活館		30		井の浦	
	白旗団地集会所		12		白旗団地	
	地産団地自治公民館		30	24-8024	地産団地	
津島自治公民館	18		24-9033	津島		
柳橋自治公民館	18			柳橋		
吉北自治公民館	12			吉北		
吉北元町集会所	30			吉北市営住宅		
目尾中央自治公民館	24			目尾小学校付近		
薮野自治公民館	24			薮野ポンプ場付近		
目尾団地集会所	18			目尾団地		
第 2 目尾自治公民館	18			目尾公園付近		
目尾山の谷集会所	30			目尾山の谷		
勝負谷自治公民館	30			し尿処理場西側		
第二勝負谷自治公民館	48			第二勝負谷		

地区避難所一覧表 (3)

地区名	避難予定地	収容人員	電話番号	所在地	
飯塚地区	幸袋	浜生集会所	18		浜生神社付近
		緑ヶ丘自治公民館	12		池田
		飯塚市リサイクルプラザ	60	21-1272	吉北 118-2
		飯塚市クリーンセンター	60	22-1551	吉北 118-2
		許斐神社	60	22-7335	中 1368-2
	鎮西	八木山本村自治公民館	18		八木山本村バス停付近
		八木山東部自治公民館	12		八木山茶屋ガソリンスタンド付近
		八木山久保尾自治公民館	12		八木山久保尾バス停付近
		蓮台寺自治公民館	24	24-9393	天照大神宮付近
		建花寺自治公民館	24	24-9735	安養院付近
		古野自治公民館	24	23-8444	建花寺古野
		大日寺自治公民館	18	23-9460	八幡宮付近
		大日寺ノ尾集会所	18		大日寺字ノ尾
		新花瀬県公社自治公民館	18		新花瀬団地内
		新花瀬市住自治公民館	18		花瀬公営住宅内
		花瀬自治公民館	24	24-9373	花瀬
		明星寺団地県営集会所	18	24-5108	県営明星寺団地内
		明星寺南谷自治公民館	24		明星寺南谷
		明星寺北谷自治公民館	18		明星寺北谷
		潤野上区自治公民館	18		潤野小学校付近
		潤野下区集会所	30	25-1742	潤野下区
		東潤野自治公民館	27	28-8333	潤野東児童遊園横
		傘田自治公民館	30		傘田
		黒萩生活館	18		黒萩

地区名	避難予定地	収容人員	電話番号	所在地	
穂波地区	楽市	堀池自治公民館	12	23-8477	堀池 222
		堀池東自治公民館	12		堀池 3-1
		秋松自治公民館	15		秋松 295
		松ヶ瀬自治公民館	15		忠隈 530-11
		忠隈二区自治公民館	12	28-8089	忠隈 327-6
		忠隈浦田自治公民館	15		忠隈 19-11
		忠隈泉町自治公民館	9		忠隈 2-24
		忠隈北区自治公民館	9		忠隈 47-3
		忠営自治公民館	12	22-6569	忠隈 67-3
		忠営三区自治公民館	12		忠隈 239-1
		楽市東区自治公民館	18		楽市 104-1
		楽市東区第二集会所	6		楽市 4
		楽市自治公民館	15	25-2210	楽市 312-6
		南尾自治公民館	12	21-5090	南尾 107-3
		平恒	南尾迎坂集会所	9	
	神の浦自治公民館		15	23-9990	南尾 140-2
	神の浦浦田自治公民館		15		南尾 1-125
	平恒自治公民館		15	24-6552	平恒 200-5
	平恒本町自治公民館		12		平恒 278-7
	平恒中野集会所		9		平恒 595
	平恒原口集会所		9		平恒 826-5
	天道自治公民館		24	23-2366	天道 392-1
	椋本	太郎丸一区自治公民館	12		太郎丸 503
		太郎丸二区自治公民館	12		太郎丸 978-1
		椋本自治公民館	15	25-0690	椋本 581-1
		安恒自治公民館	12		安恒 376-6

地区避難所一覧表 (4)

地区名	避難予定地	収容人員	電話番号	所在地	
穂波地区	椋本	椿自治公民館	18		椿 326-1
		弁分自治公民館	18		弁分 345-1
		弁分彼岸原集会所	9		弁分 614
		久保白自治公民館	12		久保白 476-3
	高田	見田自治公民館	12		津原 1307
		高田自治公民館	18		高田 1026-2
		本谷自治公民館	9		舍利蔵 1338-1
		舍利蔵自治公民館	9		舍利蔵 559-1
		津原自治公民館	12	28-6837	津原 736
		振興自治公民館	12		弁分 179-95
	若菜	小正一区自治公民館	15	22-4384	小正 95-4
		小正二区自治公民館	12		小正 357-37
		小正三区自治公民館	9		小正 402-70
		小正浦の原自治公民館	9		小正 575-3
		小正高畑集会所	9		小正 204-7
		秋松西自治公民館	15		秋松 610-3
		若菜自治公民館	12	23-9155	若菜 188
		枝国一区自治公民館	12	23-1858	枝国 282
		枝国二区自治公民館	12		枝国 527-51
枝国三区自治公民館	15	25-2177	枝国 407-1		

地区名	避難予定地	収容人員	電話番号	所在地	
筑穂地区	大野	大野自治公民館	36		内住 2895-5
	久保山	久保山自治公民館	24		内住 2145-6
	内住本村	九郎原自治公民館	24		内住 1548-2
		内住自治公民館	48		内住 1318-1
	切畑	切畑自治公民館	18		内住 397-6
	大分	大分自治公民館	84		大分 1245-1
		小瀬隈集会所	18		大分 146
	黒石	黒石自治公民館	36		大分 1661-6
	鶯塚	鶯塚集会所	66		大分 1003-4
	氷屋	氷屋自治公民館	30		大分 772-2
	嘉穂	嘉穂自治公民館	24		筑穂元吉 560-2
	山口	山口コミュニティセンター	72	72-3945	山口 446-1
	馬敷	馬敷上自治公民館	42		馬敷 755-1
		馬敷下自治公民館	42		馬敷 175
	筑穂元吉	元吉自治公民館	54		筑穂元吉 363-1
	浦田	浦田第1集会所	48		筑穂元吉 785-4
		浦田第2集会所	12		筑穂元吉 735-1
	筑穂栄町	栄町自治公民館	42		筑穂元吉 475-2
	長尾	長尾自治公民館	48		長尾 1026
		大木自治公民館	24		長尾 450
		市営団地集会所	18		長尾 820
		木ノ下集会所	18		平塚 384-1
		県営団地集会所	18		長尾 820
	北古賀	北古賀自治公民館	48		北古賀 687
		上ノ原集会所	36		北古賀 970
		吉田集会所	54		北古賀 535-5
	平塚	平塚自治公民館	18		平塚 693-1
		出雲自治公民館	36		平塚 235-2

地区避難所一覧表(5)

地区名	避難予定地	収容人員	電話番号	所在地	
筑穂地区	阿恵	阿恵自治公民館	78		阿恵 90-1
		四郎丸自治公民館	36		阿恵 863-1
		湯ノ浦自治公民館	24		阿恵 1559
	弥山	弥山自治公民館	42		弥山 361
		君ヶ畑自治公民館	48		弥山 1594-1
	下揚	内野浦田自治公民館	24		内野 392-11
		横原自治公民館	24		内野 3811-5
	三町	下町自治公民館	24		内野 3220-2
		小路自治公民館	12		内野 3257-7
		上町自治公民館	24		内野 3299-1
	上揚	関屋自治公民館	36		内野 2881-1
		古門自治公民館	18		内野 2020-1
		大石自治公民館	24	72-1535	内野 1373-2
	桑曲	桑曲自治公民館	30		桑曲 378-1
	出雲東	出雲東自治公民館	42	72-4071	平塚 258-164
	大分駅前団地	大分駅前団地集会所	18		大分 1491-47
	長尾東団地	長尾東自治公民館	42		桂川町豆田 254-13
	うぐいす台	うぐいす台集会所	54		大分 1285-11
楠台	楠台自治公民館	12		大分 1445-16	
片山	片山集会所	9		大分 1843-1	
ニュータウン大分	ニュータウン大分自治公民館	18		大分 1561-50	

地区名	避難予定地	収容人員	電話番号	所在地	
庄内地区	高倉	高倉自治公民館	24		高倉 354-1
	筒野	筒野自治公民館	36		筒野 443-2
	赤坂	赤坂自治公民館	30		赤坂 360-3
	新町一区	新町一区自治公民館	18		赤坂 584-1
	新町二区	新町二区自治公民館	18		赤坂 859-13
	簾石	簾石集会所	18		赤坂 877-2
	入水	入水自治公民館	18		入水 556-3
	山倉	山倉自治公民館	24		山倉 345-2
	勝島	勝島自治公民館	18		赤坂 762-14
	旭町	旭町自治公民館	12		網分 1063-8
	庄内栄町	庄内栄町自治公民館	30		網分 1484-1
	安丸	安丸自治公民館			網分 1438-4
	立	立中央集会所	42		網分 1751-7
	赤松	赤松自治公民館	18		網分 270-2
	本村	本村自治公民館	36		網分 870-17
	若草	若草集会所	18		網分 667-9
	関の台	関の台自治公民館	30		網分 596-1
	藤田	藤田集会所	18		有安 100-2
	有安	有安自治公民館	48		有安 245-2
	多田	多田自治公民館	60		多田 262
	仁保	仁保自治公民館	36		仁保 377-4
	柿田	柿田集会所	12		有安 797
	あさひ台	あさひ台自治公民館	12		多田 101-3
	大門	大門自治公民館	12		大門 407-4
	庄内元吉	庄内元吉第1集会所	24		庄内元吉 466-4
	庄内元吉	庄内元吉第2集会所	30		庄内元吉 169-7

地区避難所一覧表 (6)

地区名	避難予定地	収容人員	電話番号	所在地
庄内地区	有井	有井自治公民館	18	有井 227-2
	有井二区	有井 2 区自治公民館	18	有井 356-52
	有井三区	有井 3 区集会所	18	有井 320-43
	鳥羽	鳥羽集会所	12	有安 965-2

地区名	避難予定地	収容人員	電話番号	所在地	
穎田地区	口原	口原自治公民館	33		口原 790
		石丸団地 1 自治公民館	30		口原 122
		石丸団地 2 自治公民館	21		佐与 1429-4
		石丸団地 3 自治公民館	30		口原 72
		石丸自治公民館	21		口原 387-1
		大畑自治公民館	36		口原 1696-1
		六反畑自治公民館	21		口原 923-2
	鹿毛馬	小峠自治公民館	12		鹿毛馬 809-1
		小峠東自治公民館	21		鹿毛馬 809-1
		小峠西自治公民館	33		鹿毛馬 797-1
		鹿毛馬上自治公民館	21		鹿毛馬 587-2
		鹿毛馬中自治公民館	21		鹿毛馬 929-1
		鹿毛馬牧野自治公民館	18		鹿毛馬 1843-1
		中央団地 1 自治公民館	21		鹿毛馬 1034-23
		中央団地 2 自治公民館	21		鹿毛馬 2256-8
		中央団地 3 自治公民館	21		鹿毛馬 1688-1
		中央東団地自治公民館	24		鹿毛馬 1688-9
		勢田	上勢田自治公民館	36	
	下勢田自治公民館		18	92-3711	勢田 1485-1
	北勢田自治公民館		33		勢田 1785-9
	明治第 1 自治公民館		15		勢田 338-67
	明治第 2 自治公民館		18		勢田 338-67
	木浦岐自治公民館		33		勢田 2427-1
	新立自治公民館		24		勢田 125-1
	福門自治公民館		12		勢田 149
	桜が丘自治公民館		21		勢田 125-3
	東勢田第 1 自治公民館		30		勢田 351-1
	東勢田第 2 自治公民館		12		勢田 188
	東勢田第 3 自治公民館		12		勢田 84-1
	佐与		東佐與自治公民館	18	
		西佐與自治公民館	21	92-7717	佐与 2203-3
		鯉田東区自治公民館	21		佐与 2554-2
		炤蓮寺	48	92-4056	佐与 730

注 1) 収容可能人員(人)=敷地面積(グラウンド)÷3.3 m²、第 1 位切捨

指定福祉避難所一覧表

種別	開設者	事業所名
介護老人福祉施設	社会福祉法人 いずみ福祉会	特別養護老人ホーム 第二いずみ苑
	社会福祉法人 親孝会	特別養護老人ホーム 太陽の郷
	社会福祉法人 いい穂会	特別養護老人ホーム いいづか
	社会福祉法人 櫛会	特別養護老人ホーム くぬぎ苑
	社会福祉法人 久住会	介護老人福祉施設 天空の杜
	社会福祉法人 内野会	特別養護老人ホーム 本陣園
	社会福祉法人 飯塚市社会福祉協議会	特別養護老人ホーム 筑穂桜の園
	社会福祉法人 正松会	特別養護老人ホーム つばき苑
	社会福祉法人 穂波会	特別養護老人ホーム 天寿園
	社会福祉法人 庄内福祉会	特別養護老人ホーム はくりゅう園
	社会福祉法人 光綾会	特別養護老人ホーム 多田の里
	社会福祉法人 わかつき飯塚	特別養護老人ホーム わかつき菰田
	社会福祉法人 佐与福祉会	特別養護老人ホーム ことぶきの森
介護老人保健施設	医療法人社団 親和会	介護老人保健施設 コスモス苑
	財団法人 福岡県社会保険医療協会	社会保険 二瀬病院 介護老人保健施設
	社会福祉法人 かいた福祉会	介護老人保健施設 ベスト・シルバー飯塚
	医療法人 輝寿会	介護老人保健施設 すみれ園
	医療法人 康和会	医療法人 康和会 介護老人保健施設 和泉の澤
養護老人ホーム	社会福祉法人 柏芳会記念福祉事業会	養護老人ホーム 愛生苑
障がい者支援施設	(社福) 穂波学園	笠置寮
	(社福) 和光会	笠松あんじゃ園
	(社福) 筑穂福祉会	セルプちくほ
	(社福) 東ノ原会	桂木とくのみ園
	(社福) 至誠福祉会	障害者支援施設 梅香苑
	(社福) 新光会	光ヶ丘学園
	(社福) 茜会	あかね園
	(社福) 佐与福祉会	しょうがい者支援施設 大地の森

被害想定箇所における避難指示等の発令基準と現況

【水害】 記入例：現況編 ○：基準に到達した場合（時刻を付記）

区分	【警戒レベル3】高年齢者等避難					現況	
	発令基準①	発令基準② ※下記条件を満たす場合					
	指定河川 洪水予報	水位観測	河川監視 カメラ	雨量	その他		
庄司川流域地区 ⑤柳橋・庄司地区 ⑥幸袋郵便局地区	遠賀川上流部に、レベル3 氾濫警報が発表された時	(川島) 避難判断水位に達し、氾濫危険水位に到達することが見込まれる時	庄司川 量水標「0」 超過	小河原・川島 2時間100ミリ 見込	排水路の溢水予想		
遠賀川水系椎の木川流域地区 ⑦椎の木川地区			椎の木川 量水標「0」 超過	川島・穎田 2時間100ミリ 見込			
遠賀川水系三緒浦川・新川流域地区 ⑧学頭排水機場地区 ⑨新川地区			新川 溢水予想	飯塚・嘉穂 2時間100ミリ 見込	三緒浦川 溢水予想		
熊添川流域地区 ⑩飯塚駅西地区			熊添川 量水標「0」 超過				
明星寺川流域地区 ⑩明星寺川地区		(秋松橋) 避難判断水位に達し、氾濫危険水位に到達することが見込まれる時	明星寺川 量水標「0」 超過	内野・小河原 2時間100ミリ 見込			
穂波川流域地区 ⑫秋松西地区 ⑬楽市地区 ⑭平恒地区 ⑮天道地区		西秋松川 溢水予想					
鹿毛馬川・庄内川流域地区 ⑯北勢田・上勢田地区		庄内川 (宮前橋) 避難判断水位に達し、氾濫危険水位に到達することが見込まれる時		穎田 2時間100ミリ 見込	側溝溢れ 道路冠水予想		
建花寺川・大日寺地区 ①二瀬地区 ②片島・西川津地区 ③相田川地区 ④大日寺川地区		(井手浦橋) 避難判断水位に達し、氾濫危険水位に到達することが見込まれる時	建花寺川 量水標「0」 超過	小河原 2時間100ミリ 見込	相田川 溢水予想		
					大日寺川 溢水予想		
上記以外の箇所 (遠賀川決壊時2m以上浸水予定地区：遠賀川河川事務所資料)		遠賀川上流部に、レベル3 氾濫警報が発表された時	(井手浦橋) 避難判断水位に達し、氾濫危険水位に到達することが見込まれる時	各支流河川 量水標「3」 超過		その他支流河川 溢水	

【水害】 記入例：現況編 ○：基準に到達した場合（時刻を付記）

区分	【警戒レベル4】避難指示					【警戒レベル5】緊急安全確保			
	発令基準①	発令基準② ※下記条件を満たす場合				現況	発令基準	現況	
	指定河川 洪水予報	水位観測	河川監視 カメラ	雨量	その他				
庄司川流域地区 ⑤柳橋・庄司地区 ⑥幸袋郵便局地区	遠賀川上流部に、レベル4 氾濫危険警報が発表された時	(川島) 氾濫危険水位に達し、更に水位の上昇が見込まれる時	庄司川 量水標「3」 超過	小河原・川島 2時間110ミリ超過見込 又は記録的短時間大雨情報発表	排水路の溢水				
遠賀川水系 椎の木川流域地区 ⑦椎の木川地区			椎の木川 量水標「3」 超過	川島・穎田 2時間110ミリ超過見込 又は記録的短時間大雨情報発表					
遠賀川水系 三緒浦川・新川流域地区 ⑧学頭排水機場地区 ⑨新川地区			新川 溢水	飯塚・嘉徳 2時間110ミリ超過見込 又は記録的短時間大雨情報発表	三緒浦川 溢水				
熊添川流域地区 ⑪飯塚駅西地区			熊添川 量水標「3」 超過						
明星寺川流域地区 ⑩明星寺川地区			(秋松橋) 氾濫危険水位に達し、更に水位の上昇が見込まれる時	明星寺川 量水標「3」 超過	内野・小河原 2時間110ミリ超過見込 又は記録的短時間大雨情報発表				
穂波川流域地区 ⑫秋松西地区 ⑬楽市地区 ⑭平恒地区 ⑮天道地区				西秋松川 溢水					側溝溢れ 道路冠水
鹿毛馬川・庄内川流域地区 ⑯北勢田・上勢田地区				庄内川 (宮前橋) 氾濫危険水位に達し、更に水位の上昇が見込まれる時					穎田 2時間110ミリ超過見込 又は記録的短時間大雨情報発表

区分	【警戒レベル4】避難指示					【警戒レベル5】緊急安全確保		
	発令基準①	発令基準② ※下記条件を満たす場合				現況	発令基準	現況
	指定河川洪水予報	水位観測	河川監視カメラ	雨量	その他			
建花寺川・大日寺地区 ①二瀬地区 ②片島・西川津地区 ③相田川地区 ④大日寺川地区		(井手浦橋) 氾濫危険水位に達し、更に水位の上昇が見込まれる時	建花寺川 量水標「3」超過	小河原 2時間110ミリ超過見込 又は記録的短時間大雨情報発表	相田川 溢水 大日寺川 溢水			
上記以外の箇所 (遠賀川決壊時2m以上浸水予定地区：遠賀川河川事務所資料)	遠賀川上流部に、レベル4氾濫危険警報が発表された時			記録的短時間大雨情報発表	各排水機場運転停止水位到達予想			
	遠賀川、穂波川に溢水・異常が見られた時				支流河川破堤			

<特記事項>

記録的短時間大雨情報	近隣の市町村(特に河川の上流域)で記録的短時間大雨情報【時間雨量110mm以上】が発表された場合、短時間で急激に河川水位が上昇する可能性が高いため影響を受けると予想される時は、避難指示を発令する。	
情報入手先	福岡県	河川防災情報： http://doboku-bousai.pref.fukuoka.lg.jp/gis_top/ 飯塚県土整備事務所
	福岡管区気象台	防災情報提供システム https://www.jma.go.jp/bosai/

水防倉庫別備蓄資器材一覧表

令和8年4月現在

No.	資器材	場所	幸袋	鎮西	穂波	筑穂	庄内	穎田	防災センター	合計
1	一輪車			2	2	3	2	11	10	30
2	リヤカー				1				1	2
3	ボート(消防団含)		1	1	3		1	2	3	11
4	無線機									0
5	カケヤ		12	1	7	4	1	2	11	38
6	タコ槌								3	3
7	ハンマー		2		6		4		10	22
8	スコップ		40	42	12	10	11	4	23	142
9	ツルハシ		2	3	5	2	9			21
10	カキ板		1	6	1	2	3	1	9	23
11	ガンズメ		1	11						12
12	クワ			2	2		1			5
13	カマ		2	1	9	1			17	30
14	ノコギリ						2		2	4
15	ナタ					1	1			2
16	手オノ		4							4
17	トビロ			3		4	4		17	28
18	ペンチ						2		3	5
19	ザル、エブ		6	10	8	3	4		27	58
20	土のう袋(麻)			8					40	48
21	土のう袋		40	40	100	200	150	600	100	1,230
22	カマス									0
23	杭丸太		60	6	60	5	50	15		196
24	鉄杭		20	7	30		21		110	188
25	竹								15	15
26	板(枚)			19						19
27	鉄線(Kg)		2		1		3			6
28	ロープ(巻)		12	4	1	8	13	9	9	56
29	縄(巻)				4	2				6
30	PPロープ(巻)		3				3		4	10
31	バリケード		18	18	20	20	8	3	2	89
32	コーン		20	20	20	40	5	10	30	145
33	マーカライト									0
34	ピカチューブ									0
35	釘(Kg)									0
36	土のう				100	50	150	150	500	950
37	発電機								3	3
38	投光機								1	1
39	ブルーシート		42	25	4	20	10	12	18	131

別表15-2

車両等一覧表(飯塚市有分)

令和8年4月現在

No.	品名	本庁 管理車	支所等 管理車	合計
1	軽貨物	47	57	104
2	軽乗用	44	13	57
3	小型乗用車	3	1	4
4	小型貨物	6	4	10
5	普通乗用車	8	2	10
6	普通貨物車		1	1
7	普通貨物車(トラック)		1	1
8	普通貨物車(ダンプ)			0
9	マイクロバス			0
10	塵芥車	1	4	5
11	し尿車		3	3
12	消防車	2	37	39
13	その他特種用途車	3	2	5
合計		114	125	239

車両等一覧表(飯塚消防署)

令和8年4月現在

No.	品名	消防署	消防本部
1	ポンプ車	8	0
2	タンク車	6	0
3	はしご車	2	0
4	救助工作車	2	0
5	救急車	9	0
6	化学車	1	0
7	庁用車	5	3
8	査察車	0	1
9	資器材搬送車	1	0
10	指揮車	1	0
11	調査車	7	2
12	広報車	1	1
13	後方支援車	1	0
合計		44	7

水防資器材取扱業者一覧表

令和8年4月現在

取扱品目表	業者名	住所	電話番号
材 木	(有)まつよし	飯塚市口原 981	9 2 - 0 0 1 1
	大西商産	飯塚市口原 765	9 2 - 7 2 3 9
	(株)山文	飯塚市新立岩 1-20	2 2 - 1 3 1 2
	(株)チクモク	飯塚市新飯塚 22-1	2 2 - 3 9 0 0
縄 土のう袋 ブルーシート	(株)ナフコ	飯塚市椿 89-9	2 5 - 7 3 6 1
	山手商店	飯塚市菰田西 3-11-3	2 2 - 3 1 5 8
	(株)古谷金物店	飯塚市新立岩 13-8	2 5 - 5 3 5 0
	(株)山文	飯塚市新立岩 1-20	2 2 - 1 3 1 2
	武本ホームズ(株)	飯塚市徳前 23	2 2 - 1 1 7 9
	(株)サカヒラ	飯塚市潤野 1133-6	2 2 - 8 7 4 9
	(株)クボイ	飯塚市鯉田 2425-145	2 3 - 0 8 9 0
	(資)高取金物店	飯塚市飯塚 11-23	2 2 - 0 0 6 9

土のう用採土予定地一覧表（1）

地名	採土予定地	土質
芳雄	飯塚市防災センター内	真砂土

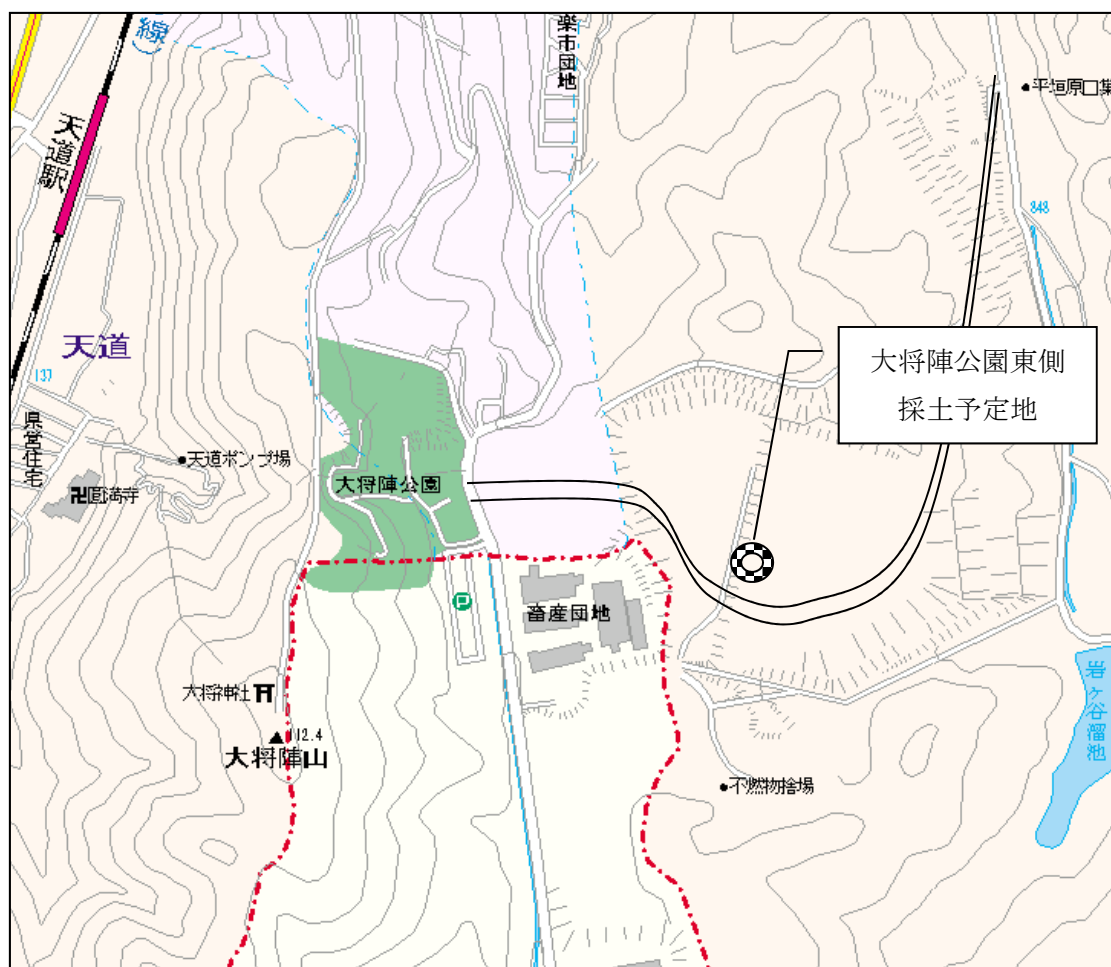
土俵用採土予定地位置図



土のう用採土予定地一覧表（2）

地名	採土予定地	土質
平恒	大将陣公園東側	

土俵用採土予定地位置図



土のう用採土予定地一覧表（3）

地名	採土予定地	土質
長尾	筑穂支所南側	

土俵用採土予定地位置図



土のう用採土予定地一覧表（4）

地名	採土予定地	土質
網分	庄内支所元職員駐車場	

土俵用採土予定地位置図



土のう用採土予定地一覧表（5）

地名	採土予定地	土質
勢田	颯田こども園東側	

土俵用採土予定地位置図



水門（樋門）設置箇所一覧表（1）

河川名	左右岸	名称	場所	管		理人		主管課	備考
				住所	氏名	電話番号			
遠賀川	左	浄土橋排水樋管	目尾	目尾 871	白土静雄	23-3162	農業土木課		
遠賀川	右	鯉田第1排水樋管	鯉田	目尾 713-3	原田良一	29-3770	農業土木課		
遠賀川	右	鯉田第2排水樋管	鯉田	鯉田 770	川上 勇	23-3429	農業土木課		
遠賀川	左	幸袋第1排水樋管	中	中 380-2	近藤和利	23-3178	農業土木課		
遠賀川	左	幸袋第2排水樋管	中	中 380-2	近藤和利	23-3178	農業土木課		
遠賀川	左	幸袋第4排水樋管	幸袋	鯉田 770	川上 勇	23-3429	農業土木課		
遠賀川	右	立岩第二樋管	新立岩	立岩 1092-1	花元憲久	22-5761	農業土木課		
遠賀川	右	立岩第3樋管	新立岩	立岩 1092-1	花元憲久	22-5761	農業土木課		
遠賀川	右	鶴三緒第1樋管	下三緒	下三緒 427	福澤正剛	29-1307	農業土木課		
遠賀川	右	鶴三緒第3樋管	鶴三緒	上三緒 521	奥野智明	22-5756	農業土木課		
遠賀川	右	上三緒排水樋管（その1）	上三緒	上三緒 521	奥野智明	22-5756	農業土木課		
遠賀川	右	上三緒排水樋管（その2）	上三緒	上三緒 521	奥野智明	22-5756	農業土木課		
穂波川	右	西徳前排水樋管	徳前	徳前 36-8	井上 求	24-2404	農業土木課		
穂波川	右	堀池排水樋管	堀池	堀池 215	堀池生産組合	23-2800	農業土木課		
穂波川	左	秋松西排水樋管	秋松	—	秋松西生産組合	24-2636	農業土木課		
建花寺川	左	横田水門	横田（左岸）	川津 670-2	高鍋繁喜	22-3685	農業土木課		
遠賀川	右	下三緒水門	下三緒	柏の森 448-1	コーエィ（株）	26-5551	土木管理課		
遠賀川	右	殿池排水樋管	鯉田殿池	鯉田 2055	小鶴信勝	090-9607-8523	土木管理課		
熊添川	右	忠隈除塵施設	菰田	横田 73-1	（株）九州上下水	28-8188	土木管理課		

水門(樋門)設置箇所一覧表(2)

河川名	左右岸	名称	場所	管 理 人			主管課	備考
				住所	氏名	電話番号		
遠賀川	左	水江排水樋管	川津中鶴	川津 216-1-607	高野さきみ	52-3933	土木管理課	
遠賀川	左	水江排水樋管	川津ヒロゾル	花瀬 102-72	(株)オカベ工事	22-0303	土木管理課	
遠賀川	右	立岩第四排水樋管	新立岩 14 番地先	立岩 1604-6	岡 茂美	25-4920	土木管理課	
遠賀川	右	芳雄第一排水樋管	新飯塚 24 番地先	立岩 1604-6	岡 茂美	25-4920	土木管理課	
遠賀川	右	芳雄第二樋管	芳雄町 3 番地先	立岩 1604-6	岡 茂美	25-4920	土木管理課	
遠賀川	左	東菰田排水樋管	菰田東 2 丁目 22 番地先	鶴三緒 1340	水城徳幸	23-5252	土木管理課	
遠賀川	左	鶴三緒排水樋管	鶴三緒岩淵	花瀬 102-72	(株)オカベ工事	22-0303	土木管理課	
建花寺川	左	川津排水路 1 0 号第 1 水門	川津	川津 670-2	高鍋佐夜子	22-3685	土木管理課	
建花寺川	左	川津排水路 1 2 号第 2 水門	川津	川津 670-2	高鍋佐夜子	22-3685	土木管理課	
建花寺川	右	横田水門	横田	横田 306-2	貞広正実	29-3131	土木管理課	
新 川	右	立岩福本水門	立岩	柏の森 941-2	千代田剛	24-3860	土木管理課	
遠賀川	右	川島第 2 排水樋管	川島	川島 816-1	青柳宏幸	22-6876	土木管理課	
姿川	左	姿川潤野調節池排水樋管	潤野	潤野 254-4	和多明彦	23-5611	土木管理課	
姿川	右	姿川小正調節池排水樋管	小正	小正 646-31	吉田秀敏	090-3199-3667	土木管理課	
遠賀川	左	鶴三緒排水樋管 (鶴三緒ポンプ場)	鶴三緒	花瀬 102-72	(株)オカベ工事	22-0303	下水道課	
建花寺川	右	片島芦原水門 (芦原雨水ポンプ場)	片島 3 丁目	花瀬 102-72	(株)オカベ工事	22-0303	下水道課	
穂波川	左	飯塚排水樋管 (東町雨水ポンプ場)	飯塚	花瀬 102-72	(株)オカベ工事	22-0303	下水道課	

水門(樋門)設置箇所一覧表(3)

河川名	左右岸	名称	場所	管 理 人		主管課	備 考
				住 所	氏 名		
建花寺川	右	片島排水樋管 (片島ポンプ場)	片島2丁目	花瀬 102-72	(株)オカベ工事	22-0303	下水道課
穂波川	右	一本松排水樋管	堀池	徳前 202-3	井上 次雄	22-4746	穂波支所 経済建設課
穂波川	左	若菜排水樋管	若菜	枝国 190	松尾 典祐	23-0838	穂波支所 経済建設課
穂波川	右	秋松第一樋管	秋松	秋松 258-11	大谷 寿	080-5203- 8931	穂波支所 経済建設課
穂波川	左	楽市排水樋管	秋松	秋松 927-1	古藤 勉	28-7314	穂波支所 経済建設課
穂波川	右	秋松第2排水樋管	秋松	秋松 258-11	大谷 寿	080-5203- 8931	穂波支所 経済建設課
穂波川	左	楽市第1排水樋管	楽市	楽市 611-2	茅野 正広	28-7267	穂波支所 経済建設課
穂波川	左	太郎丸第3排水樋管	太郎丸	太郎丸 680	稗田 昌実	090-2503- 9920	穂波支所 経済建設課
穂波川	左	太郎丸排水樋管	太郎丸	太郎丸 308	加峰 稔	090-3633- 3107	穂波支所 経済建設課
庄内川	両	石丸井堰	口原	口原 951-1	立川 幸治	090-3010- 5632	穎田支所 経済建設課
庄内川	両	佐與井堰	佐與	佐與 2079	園田 秀美	090-2081- 1036	穎田支所 経済建設課

ポンプ場設置箇所一覧表(1)

ポンプ場名称	場所	連絡先	委託者		主管課	備考
			氏名	電話番号		
赤池排水ポンプ場	鯉田	29-1588	川上 勇	23-3429	農業土木課	
川島排水ポンプ場	川島	—	武富研司	43-8615	農業土木課	
西秋松排水機場	秋松	21-0029	秋松西生産組合	24-2636	土木管理課	
若菜排水機場	秋松	21-0029	—	—	土木管理課	
薮野排水機場(上流)	目尾	23-6351	幸袋機工(株)	23-2707	土木管理課	
薮野排水機場(下流)	小竹町大字勝野	0949-62-3171	西日本テクノ(株)	21-5835	土木管理課	
薮野仮設ポンプ場	目尾	22-5500	—	—	土木管理課	
浦田ポンプ場	鯉田	22-5500	—	—	土木管理課	
十玉排水機場	幸袋	29-6269	(株)オカベ工事	22-0303	土木管理課	
水江ポンプ場	川津ヒロゾル	22-5500	(株)オカベ工事	22-0303	土木管理課	
鯉田排水機場	鯉田	26-2291	(株)九州上下水	28-8188	土木管理課	
殿浦排水機場	川島	26-2295	(株)九州上下水	28-8188	土木管理課	
菰田排水機場	菰田	26-2292	(株)九州上下水	28-8188	土木管理課	
学頭排水機場	下三緒	26-2294	(株)九州上下水	28-8188	土木管理課	
庄司川排水機場	柳橋	26-2293	コースイ(株)	26-5551	土木管理課	
明星寺川排水機場	枝国	23-6968	(株)九州上下水	28-8188	土木管理課	
秋松西排水機場	秋松	21-1039	瀧本 香津雄	28-3608	土木管理課	H25.6月～稼働
二瀬排水ポンプ場	伊岐須・横田	22-5500	山口 陽	24-0197	土木管理課	H26～稼働
大日寺川排水機場	横田	29-5590	西日本テクノ(株)	21-5835	土木管理課	H27～稼働
穎田排水機場	勢田	92-8686	大塚隆裕	090-3608-6417	土木管理課	H27～稼働
川津排水ポンプ場	川津	22-5500	高鍋繁喜	22-3685	土木管理課	R3.8月～稼働
横田排水ポンプ場	横田	22-5500	斉藤幹雄	090-7385-6401	土木管理課	R4～稼働
下三緒排水機場	下三緒	25-8900	コースイ(株)	26-5551	土木管理課	R5.6月～稼働
水江排水機場	川津	21-1033	(株)オカベ工事	22-0303	土木管理課	R6～稼働

ポンプ場設置箇所一覧表(2)

ポンプ場名称	場所	連絡先	委託者		主管課	備考
			氏名	電話番号		
片島ポンプ場	片島	22-9290	㈱オカベ工事	22-0303	下水道課	
鶴三緒ポンプ場	鶴三緒	28-4950	㈱オカベ工事	22-0303	下水道課	
飯塚終末処理場	柳橋	23-6029	㈱オカベ工事	22-0303	下水道課	
芦原雨水ポンプ場	片島3丁目	22-1219	㈱オカベ工事	22-0303	下水道課	
東町雨水ポンプ場	飯塚	22-9787	㈱オカベ工事	22-0303	下水道課	
堀池排水機場	堀池	—	堀池生産組合	23-2800	農業土木課	
有井区ポンプ場	有井	82-5208	小松健一	82-2321	庄内支所 経済建設課	
有井3区ポンプ場	有井	82-5208	岩本権植	82-2812	庄内支所 経済建設課	
上勢田ポンプ場	勢田		㈱東生	92-0588	颯田支所 経済建設課	
北勢田かんがい排水施設	勢田	—	奥田辰務	090-9549-2659	颯田支所 経済建設課	
大畑かんがい排水施設	口原	—	立川幸治	090-3010-5632	颯田支所 経済建設課	

資 料

(目的)

第一条 この法律は、洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もつて公共の安全を保持することを目的とする。

(指定水防管理団体)

第四条 都道府県知事は、水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体を指定することができる。

(水防団)

第六条 水防団は、水防団長及び水防団員をもつて組織する。

(国の機関が行う洪水予報)

第十条

2 国土交通大臣は、二以上の都府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれがあると認められるときは水位又は流量を、はん濫した後においては水位若しくは流量又ははん濫により浸水する区域及びその水深を示して当該河川の状況に関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

(国土交通大臣又は都道府県知事が行う水位情報の通知及び周知)

第十三条 国土交通大臣は、第十条第二項の規定により指定した河川以外の河川のうち、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川（同法第四条第一項に規定する一級河川をいう。次項において同じ。）で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、特別警戒水位（警戒水位を超える水位であつて洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。次項において同じ。）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 都道府県知事は、第十条第二項又は第十一条第一項の規定により国土交通大臣又は自らが指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

(水防警報)

第十六条 国土交通大臣は、洪水又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸について、都道府県知事は、国土交通大臣が指定した河川、湖沼又は海岸以外の河川、湖沼又は海岸で洪水又は高潮により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定したものについて、水防警報をしなければならない。

(水防団及び消防機関の出動)

第十七条 水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が警戒水位に達したときその他水防上必要があると認めるときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせなければならない。

(優先通行)

第十八条 都道府県知事の定める標識を有する車両が水防のため出動するときは、車両及び歩行者は、これに進路を譲らなければならない。

(警察官の援助の要求)

第二十二条 水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

(応援)

第二十三条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。応援を求められた者は、できる限りその求めに応じなければならない。

2 応援のため派遣された者は、水防については応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

(決壊の通報)

第二十五条 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちにこれを関係者に通報しなければならない。

(公用負担)

第二十八条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。

(水防計画)

第三十三条 指定管理団体の水防管理者は、都道府県の水防計画に応じた水防計画を定め、及び毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

[水防管理団体指定通知]

17河第463号-6
平成18年3月26日

飯塚市長 殿

福岡県知事 麻生 渡

水防法第4条の規定に基づく指定について(通知)

このことについて、水防法第4条の規定に基づき、貴市を水防上公共の安全に重大な関係がある水防管理団体として指定しますので、水防法に基づく事務については、指定水防管理団体として適切な処理を行われるようお願いいたします。

記

指定の理由

貴市内に、以下の河川が存しているため。

- 水防法第10条第2項に基づく洪水予報河川であり、かつ、水防法第16条第1項に基づき国土交通大臣が水防警報を行う河川である遠賀川が存在している。
- 水防法第16条第1項に基づき国土交通大臣が水防警報を行う河川である穂波川(遠賀川水系)が存している。
- 水防法第16条第1項に基づき県知事が水防警報を行う河川である穂波川(遠賀川水系)、建花寺川(遠賀川水系)及び泉河内川(遠賀川水系)が存している。

飯塚市防災会議条例

平成18年3月26日

条例第166号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、飯塚市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 飯塚市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 水防法（昭和24年法律第193号）第33条の水防計画を調査審議すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (2) 福岡県の知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (3) 福岡県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者
 - (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 消防団長及び飯塚地区消防組合消防吏員のうちから市長が委嘱する者
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (8) 学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する者
- 6 委員の定数は、37人以内とする。

7 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(会議の招集)

第4条 防災会議は、会長が招集する。

(会議)

第5条 防災会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

第6条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、福岡県の職員、飯塚市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験を有する者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱又は解任されるものとする。

(幹事)

第7条 防災会議に幹事72人以内を置く。

2 幹事は、防災会議の委員の属する機関の職員のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

3 幹事は、防災会議の所掌事務について、委員を補佐する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成18年3月26日から施行する。

飯塚市防災会議委員名簿

(任期：令和7年4月1日～令和9年3月31日)

R8. 4. 1現在

No.	区分	機関	役職名	氏名
1	会長	飯塚市	市長	武井 政一
2	第1号	国土交通省 遠賀川河川事務所 飯塚出張所	所長	井上 典子
3		国土交通省 北九州国道事務所 筑豊維持出張所	所長	島田 隆一
4		気象庁 福岡管区気象台	気象防災部 次長	村方 栄真
5	第2号	福岡県飯塚県土整備事務所	所長	戸次 憲一
6		福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所	所長	大坪 紀子
7	第3号	飯塚警察署	署長	中山 隆裕
8	第4号	飯塚市	企業管理者	石田 慎二
9		飯塚市	総務部長	日高 政徳
10		飯塚市	都市建設部長	大井 慎二
11		飯塚市	教育部長	小西 由孝
12		飯塚市	こども未来部長	榎 敏江
13		飯塚市	福祉部長	東 剛史
14		飯塚市	男女共同参画推進課長	田代 千明
15		飯塚市	顛田交流センター長	古川 一二美
16		飯塚市	菰田交流センター長	吉柳 早苗
17	第5号	飯塚市教育委員会	教育長	桑原 昭佳
18	第6号	飯塚市消防団	団長	吉村 稔宣
19		飯塚消防署	署長	高岩 伸親
20	第7号	西日本電信電話(株) 九州支店設備部災害対策室	室長	幣旗 伸一郎
21		九州電力送配電(株) 飯塚配電事業所	所長	井ノ下 英二
22		九州旅客鉄道(株) 新飯塚駅	駅長	松嶋 佑一
23	第8号	陸上自衛隊	第3高射特科群長	永江 実
24		西鉄バス 筑豊(株)	取締役運行部長	浜田 和仁
25		(一社) 飯塚医師会	理事	武富 章
26		(一社) 飯塚歯科医師会	理事	後野 嘉之
27		福岡嘉穂農業協同組合	リスク管理部長	野村 俊爾
28		飯塚市自治会連合会	会長	中村 香代
29		いいつか男女共同参画推進ネットワーク	会計	田中 理恵
30		飯塚市民生委員児童委員協議会	理事	和田 良子
31		飯塚市社会福祉協議会	会長	伊佐 便
32		飯塚商工会議所	専務理事	大石 一広
33		飯塚市議会	議長	城丸 秀高
34		飯塚市議会	副議長	深町 善文
35		飯塚市議会	総務委員長	田中 武春
36		飯塚市議会	経済建設委員長	坂平 末雄
37		飯塚市立病院	看護副部長	松尾 由美

飯塚市災害対策本部規程

平成18年3月26日

飯塚市訓令第32号

改正 H19—11、H29—11、R1—2、R4—7

(趣旨)

第1条 この訓令は、飯塚市災害対策本部条例(平成18年飯塚市条例第167号。以下「条例」という。)第5条の規定に基づき、飯塚市災害対策本部(以下「本部」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(本部の設置)

第2条 本部は、飯塚市役所内に置く。

(副本部長及び本部員)

第3条 災害対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、副市長をもって充てる。

2 災害対策本部員(以下「本部員」という。)は、企業管理者及び教育長並びに飯塚市事務分掌条例(平成18年飯塚市条例第7号)に定める部長、消防団長、飯塚地区消防組合飯塚消防署長及び本部長が必要と認める者をもって充てる。

(H19—11、H29—11、R1—2一改)

(本部会議)

第4条 本部に本部会議を置く。

2 本部会議は、災害対策本部長(以下「本部長」という。)、副本部長及び本部員をもって構成し、災害対策に関する重要な事項について協議する。

3 本部会議は、本部長が招集し、議長となる。

(本部の組織)

第5条 条例第3条の部に班及び係を置く。

2 班に班長を置く。

3 班長は、上司の命を受けて班の事務を掌理する。

4 係に係長を置く。

5 係長は、上司の命を受けて係の事務を掌理する。

6 係に係員を置く。

7 係員は、係の事務を処理する。

(事務局)

第6条 本部に事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長、その他事務局員を置く。
- 3 事務局長には、防災安全課長をもって充てる。
- 4 事務局員は、防災安全課の職員をもって充てる。
- 5 事務局長は、事務局の業務を掌握し、所属職員を指揮監督する。
- 6 事務局員は、上司の命令を受け、分掌事務に従事する。

(R1—2追加)

(連絡員)

第7条 各部に連絡員を置く。

- 2 連絡員は、部長が指名する職員をもって充てる。
- 3 連絡員は、部長の命により各部所管の応急対策の実施状況その他災害対策活動に必要な情報を取りまとめて、本部長に連絡するとともに、本部長の指令その他の連絡事項を所属の部長に伝達することを任務とする。
- 4 連絡員は、必要に応じて本部長の命により、本部に常駐するものとする。

(R1—2一改・繰下)

(本部の活動態勢)

第8条 本部長は、災害の状況に応じ、次の区分により、活動態勢を決定し、各部長に指示するものとする。ただし、本部長が必要があると認めたときは、次の区分態勢によらず他の態勢を指示することができる。

- (1) 注意態勢 気象業務法(昭和27年法律第165号)及び水防法(昭和24年法律第193号)に基づく予報及び警報が発令される等災害が発生するおそれがある場合に、各部の情報連絡担当職員及び危険箇所の警戒に当たる職員(少数の人員)が配置につき、状況によりいつでも警戒態勢に移行し得る態勢
- (2) 警戒態勢 現に災害が発生しつつあり、かつ、相当な災害の発生が予想される場合に、各部の所要人員が配置につき、かつ、他の者を待機させ、状況によりいつでも非常態勢に移行し得る態勢
- (3) 非常態勢 市全域にわたって大災害が発生し、若しくは発生が予想される場合又は市全域ではなくても被害が特に甚大な場合に、各部の全員が配置につき、直ちに活動し得る態勢

- 2 各部長は、前項の活動態勢に応じて必要と認める人員を配備し、災害対策活動に

当たらなければならない。

- 3 前項の規定に基づき人員を配備したときは、速やかに本部長に報告しなければならない。

(R1—2繰下、R4—7一改)

(応援のための動員)

第9条 各部長は、災害対策活動を実施するに当たり、他に応援を求める必要があるときは、直ちにその旨を本部長に報告しなければならない。

- 2 前項の報告があった場合は、本部長は必要に応じ所要人員を派遣するものとする。

(R1—2繰下)

(事務の調整)

第10条 事務の執行に当たり、主管の明らかでないものについて各部相互間で定め難いときは、本部長の定めるところによる。

(R1—2繰下)

(現地災害対策本部)

第11条 現地災害対策本部(以下「現地本部」という。)は、災害地における情報の収集及び伝達並びに関係機関との連絡調整その他災害応急対策の迅速確実な実施を図る。

- 2 現地本部は、穂波支所、筑穂支所、庄内支所、穎田支所、飯塚市防災センターその他本部長が適当と認める場所に置く。
- 3 現地災害対策本部長(以下「現地本部長」という。)には、副本部長及び本部員のうちから、本部長が指名する者をもって充てる。
- 4 現地災害対策本部員(以下「現地本部員」という。)には、本部員及びその他の職員のうちから、本部長が指名する者をもって充てる。
- 5 現地本部の事務を処理するため、必要に応じ、現地本部に班を設け、班に班長及び班員を置くことができる。
- 6 班長には、現地本部員を充て、班員には班長の所属する部課に勤務する職員その他の職員をもって充てる。
- 7 本部長は、必要と認めるときは、現地本部長及び現地本部員に第3項及び第4項に規定する職員以外の職員を臨時に充て、又は現地本部に第5項に規定する職以外の職を設けることができる。

(R1—2一改・繰下)

(事務の決裁及び文書)

第12条 本部における事務の決裁は、飯塚市事務決裁規程(平成18年飯塚市訓令第3号)の例により、部又は班の所管する事務についてそれぞれ部長又は班長が別表のとおり専決するものとする。

2 本部における文書の処理は、市長の事務部局における文書の処理の例による。ただし、電話又は口頭による要請、指示、報告その他連絡事項は、その受信者がその要旨を記録し、文書に準ずる取扱いをするものとし、その処理に当たっては、口頭の伺いによって決裁を受けることができるほかその施行に当たっても電話又は口頭であることができるものとし、この場合において、担当者がその経過を記録しておかなければならない。

(R1—2追加)

(補則)

第13条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が定める。

(R1—2繰下)

附 則

この訓令は、平成18年3月26日から施行する。

附 則(平成19年3月31日 訓令第11号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月31日 訓令第11号)

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和元年8月7日 訓令第2号)

この訓令は、令和元年8月7日から施行する。

附 則(令和4年3月31日 訓令第7号)

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

別表(第12条関係)

(R1—2全改)

部長共通専決事項

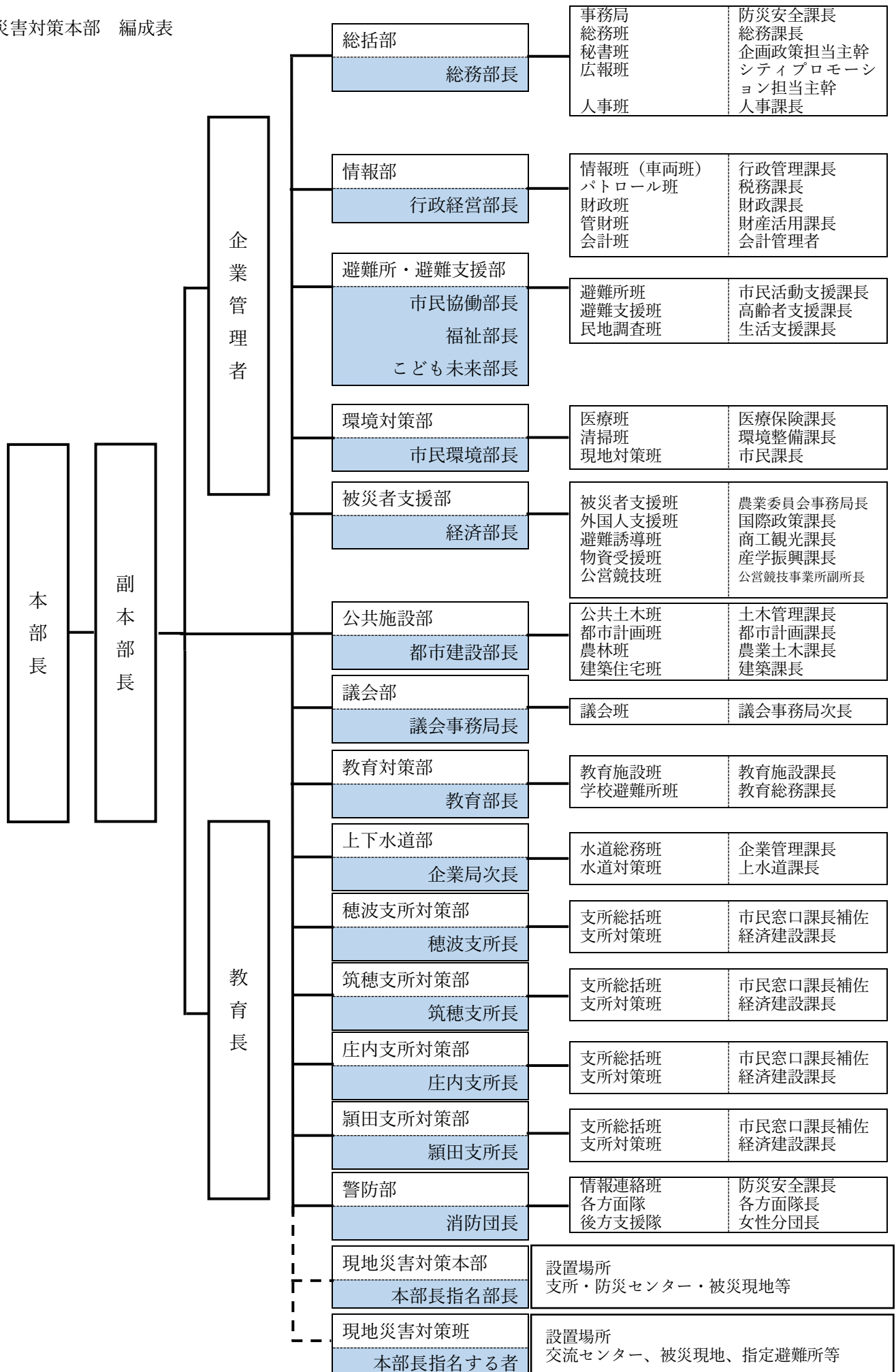
- (1) 計画決定又は本部決定された所管事務の実施に関すること。
- (2) 報告、調査、照会、回答、届出及び通知に関すること。

(3) 所属班間の業務繁忙による所属班員の配置に関する事。

班長共通専決事項

- (1) 計画決定又は本部決定された定例又は軽易な所管事務の実施に関する事。
- (2) 定例又は軽易な報告、調査、照会、回答、届出又は通知に関する事。
- (3) 所属班間の事務分担に関する事。

■災害対策本部 編成表



飯塚市災害対策本部事務分掌

注) (長) 責任者 (副) 副責任者

共通事務		
平常時の役割	災害（準備室～対策本部）時の役割	復旧・復興・支援時の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○所管に属する防災対策に関すること。 ○被災者支援システムに関すること。 		<ul style="list-style-type: none"> ○通常業務の所掌に基づく復旧・復興事業に関すること。

総括部		
(総括部長)総務部長、(副)防災危機管理監		
事務局【(長) 防災安全課長】		
平常時の役割	災害（準備室～対策本部）時の役割	復旧・復興時の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○地域防災計画、業務継続計画、初動マニュアル、水防計画の修正に関すること。 ○自主防災組織の設立・運営支援に関すること。 ○防災教育に関すること。 ○防災会議に関すること。 ○総合防災訓練及び個別訓練等に関すること。 ○防災行政無線、Jアラート、ワンストップ防災メール等に関すること。 ○河川カメラの維持運営に関すること。 ○ハザードマップの作成に関すること。 ○ヘリポート適地の見直しに関する事項 ○避難所の見直しに関する事項 ○防災に必要な器材、物資の見積・計画 ○市HPを活用した防災啓発に関すること。 ○各種防災関連情報の収集に関 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害対策本部等の設置並びに廃止に関すること。 ○災害対策本部等の規模の指定に関すること。 ○本部会議等の企画・進行に関すること。 ○被害状況の把握・分析による被害の拡大見積に関すること。 ○災害対応に関する防災関係機関との連絡・調整に関すること。 ○消防団の運用に関すること。 ○市民への避難に関する情報の判断に関すること。 ○防災行政無線等を活用した市民に対する水防警報、避難に関する情報の伝達に関すること。 ○被害の拡大予測に対応するための防災関係機関への役割付与に関すること。 ○県との調整・報告に関すること（応援の要請等）。 	<ul style="list-style-type: none"> ○復旧・復興の全般統制 ○ヘリコプター支接受け時の支援内容の調整及び離発着場の確保に関すること。 ○り災届出兼証明書、被害届出兼証明書の受理及び交付についての全体の作業の統括及び交付に関すること。

<p>すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○消防団に関すること。 ○消防水利に関すること。 ○飯塚地区消防組合に関すること。 ○防災関連会議及び研修会への参加及び職員への普及教育に関すること。 ○各防災関係機関（消防、自衛隊、河川事務所、県等）の主催する会議・行事に関すること。 ○被災者支援システム（被災予測等・復旧復興関連システム）に関すること。 		
総務班【(長) 総務課長】		
平常時の役割	災害（準備室～対策本部）時の役割	復旧・復興時の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○職員の備蓄品の見積・計画に関すること。 ○防災功労者の表彰に関すること。 ○本庁舎自家発電装置及び電話等の通信施設の維持管理に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○本部長命令・指示の伝達に関すること。 ○各部の災害応急対策の把握及び部間の調整に関すること。 ○応急復旧資材の調達に関する調整に関すること。 ○職員用の災害備蓄品の備蓄に関する調整に関すること。 ○防災・減災のために必要な気象、河川水位情報、土砂災害警戒情報等あるいは地震時の余震情報等の収集に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○国、県からの視察対応に関すること。 ○防災功労者の表彰に関すること。 ○職員の備蓄品の調達・保管に関すること。
秘書班【(長) 企画政策室主幹】		
平常時の役割	災害（準備室～対策本部）時の役割	復旧・復興時の役割
	<ul style="list-style-type: none"> ○本部長・副本部長の秘書、庶務事項等に関すること。 ○市長会見資料の確認に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○本部長・副本部長の秘書、庶務事項等に関すること。 ○市長会見資料の起案作成等に関すること。 ○被害視察等に係る本部長・副本部長の面談・応接に関すること。

広報班【(長)情報管理課長】		
平常時の役割	災害（準備室～対策本部）時の役割	復旧・復興時の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○マスコミ(TV局、新聞社等)、SNSを活用した防災関連情報の市民への情報提供 ○防災関係の取材協力 	<ul style="list-style-type: none"> ○マスコミ(TV局、新聞社等)、SNSを活用した市民への情報提供の調整に関する事。 ○記者会見に関する事。 	<ul style="list-style-type: none"> ○マスコミ(TV局、新聞社等)、SNSを活用した市民への情報提供の調整に関する事。 ○記者会見に関する事。
人事班【(長)人事課長】		
平常時の役割	災害（準備室～対策本部）時の役割	復旧・復興時の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○職員想定参集数及び参集率の見積 ○BCP発動時の受援必要職員数の見積 ○各職員の特技の把握 ○災害対策本部職員のシフト勤務態勢に関する立案、計画、管理に関する事。 ○派遣職員に関する市長会との調整に関する事。 ○受援計画の作成に関する事。 	<ul style="list-style-type: none"> ○職員の動員及び動員記録の整理に関する事。 ○各支所に派遣する連絡職員の人選に関する事。 ○各部からの職員動員の追加要請における部間調整に関する事。 ○災害対策本部職員のシフト勤務態勢に関する立案、計画、管理に関する事。 ○災害従事職員の公務災害等に関する事。 ○災害従事職員の健康管理に関する事。 	<ul style="list-style-type: none"> ○関係機関及び他自治体への職員の派遣要請に関する事。 ○関係機関からの派遣職員の受入及び派遣職員の身分取扱いに関する事。 ○他自治体からの支援受け職員の受け入れ・配置調整に関する事。

情報部		
(情報部長)行政経営部長、(副)行政管理課長		
情報班(車両班)【(長)行政管理課長、(副)監査事務局長、(副)契約課長】		
平常時の役割	災害（準備室～対策本部）時の役割	復旧・復興時の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○現地連絡員及び各支所連絡職員の掌握 ○非常時における各連絡職員との連絡手段の確認 ○災害時に使用する地図の掌握 ○福岡県災害情報提供システムの使用法の把握 ○被害状況図作成に関する事。 ○車両の維持・管理 	<ul style="list-style-type: none"> ○市民からの災害通報の受付に関する事。 ○現地連絡員との調整連絡に関する事。 ○各支所への連絡職員の派遣による支所の状況把握に関する事。 ○「クロノロジーの作成」及び「被害状況図の作成」による災害対策本部内の情報共有に関する事。 	<ul style="list-style-type: none"> ○市民からの災害通報の受付に関する事。 ○現地連絡員との調整連絡に関する事。 ○各支所への連絡職員の派遣による支所の状況把握に関する事。 ○「クロノロジーの作成」及び「被害状況図の作成」による災害対策本部内の情報共有に関する事。 ○被害状況等の記録(写真含む)・整

○災害時車両配当計画の作成	こと。 ○被害状況等の記録(写真含む)・整理に関すること。 ○配車計画に関すること。 ○車両等の整備調整に関すること。 ○車両・燃料等の調達に関すること。	理に関すること。 ○配車計画に関すること。 ○車両等の整備調整に関すること。 ○車両・燃料等の調達に関すること。
パトロール班【(長)税務課長】		
平常時の役割	災害(準備室～対策本部)時の役割	復旧・復興時の役割
○国河川・県河川の重要水防箇所巡視(年1回)への参加 ○福岡県災害情報提供システムの使用法の把握	○本部長の指示に基づく河川、水害危険箇所等のパトロールに関すること。	○本部長の指示に基づく河川、水害危険箇所等のパトロールに関すること。
財政班【(長)財政課長】		
平常時の役割	災害(準備室～対策本部)時の役割	復旧・復興時の役割
○災害発生時の予算計画に関すること。 ○国、県の各種支援制度の把握	○災害に関する応急費、災害対策本部費の予算措置に関すること。 ○災害救助法の適用申請に関すること。 ○災害救助法適用に関連する各種帳簿作成に係る各部への指示及びこれらの整理に関すること。	○災害に関する応急費、災害対策本部費の予算措置に関すること。 ○災害救助法の適用申請に関すること。 ○災害救助法適用に関連する各種帳簿作成に係る各部への指示及びこれらの整理に関すること。
管財班【(長)財産活用課長】		
平常時の役割	災害(準備室～対策本部)時の役割	復旧・復興時の役割
○総括部総務班計画係と調整し、物資調達・出納・保管・配分計画の作成 ○職員の備蓄品の調達及び出納保管及び配分に関すること。	○防災に必要な器材、物資の調達及び出納保管、配分等に関すること。 ○職員の備蓄品の調達及び出納保管及び配分に関すること。 ○公有財産の応急修理及び復旧に関すること。	○防災に必要な器材、物資の調達及び出納保管、配分等に関すること。 ○職員の備蓄品の調達及び出納保管及び配分に関すること。 ○公有財産の応急修理及び復旧に関すること。
会計班【(長)会計管理者】		
平常時の役割	災害(準備室～対策本部)時の役割	復旧・復興時の役割

○金銭の出納、経理に関する こと。	○金銭の出納、経理に関する こと。 ○義援金の受け入れ及び取扱に 関すること。	○金銭の出納、経理に関する こと。 ○義援金の受け入れ及び取扱に関 すること。
----------------------	--	--

避難所部・避難支援部		
(避難所部長)市民協働部長、(副)福祉部長、(副)こども未来部長、(副)市民協働部次長 (副)福祉部次長		
避難所班【(長)市民活動支援課長、(副)まちづくり推進課長、地域公共交通対策課長、人権・同和政策課長、スポーツ振興課長、男女共同参画推進課長】		
避難所係(まちづくり推進課、人権・同和政策課、健幸保健課、スポーツ振興課) ※総務課、社会・障がい者福祉課、各支所		
平常時の役割	災害(準備室～対策本部)時の役割	復旧・復興時の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○避難所運営マニュアルに関する こと。 ○避難所開設及び運営に関する こと。 ○物資集配拠点の開設に関する こと。 ○避難所開設及び運営に関する 自主防災組織との調整。 ○避難所の見直しへの協力に関 すること。 ○自主防災組織の運営協力に関 すること。 ○パンデミック事態対処計画に 関すること。 ○避難所での心理療法や心理カ ウンセラー施策の計画・実施 に関すること。 ○心的外傷後ストレス障害 (PTSD)の対応等保健衛生に関 すること。 ○保健衛生に関すること。 ○食品衛生及び食中毒に関する こと。 ○保健センター施設の警備に関 すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○市公共施設及びその他の施設 管理者等からの避難状況報告 の把握・報告に関すること。 ○避難所及び物資集配拠点の開 設に関すること。 ○避難者の収容記録の作成及び 避難所の運営支援に関するこ と。 ○避難所運営組織が構成される 迄の避難所運営に関するこ と。 ○避難者による避難所運営組織 の構成支援に関すること。 ○避難所運営本部からの要望の 受付、要望に係る関係部署との 調整、及び要望への回答に関 すること。 ○避難所における災害時要配慮 者相談窓口及び被災者相談窓 口の開設・運営に関すること。 ○避難所における食料の需要調 査、調達、供給、保管に関する こと。 ○生活必需物資等供給協定企業 への物資供給依頼等に関する 	<ul style="list-style-type: none"> ○市公共施設及びその他の施設管 理者等からの避難状況報告の把 握・報告に関すること。 ○避難所及び物資集配拠点の開設 に関すること。 ○避難者の収容記録の作成及び避 難所の運営支援に関すること。 ○避難所運営組織が構成される迄 の避難所運営に関すること。 ○避難者による避難所運営組織の 構成支援に関すること。 ○避難所運営本部からの要望の受 付、要望に係る関係部署との調 整、及び要望への回答に関する こと。 ○避難所における災害時要配慮者 相談窓口及び被災者相談窓口の 開設・運営に関すること。 ○避難所における食料の需要調 査、調達、供給、保管に関するこ と。 ○生活必需物資等供給協定企業へ の物資供給依頼等に関する避難 者の支援及び情報交換等に関す ること。

	<p>避難者の支援及び情報交換等に関すること。</p> <p>○避難者に対する情報の提供に関すること。</p> <p>○避難所への救援物資、協力者等の受入れに関すること。</p> <p>○避難所での広報に関すること。</p> <p>○避難所におけるコミュニティの構築に関すること。</p> <p>○感染症の予防に関すること。</p> <p>○避難所での心理療法や心理カウンセラー施策の計画・実施に関すること。</p> <p>○心的外傷後ストレス障害(PTSD)の対応等保健衛生に関すること。</p> <p>○保健衛生に関すること。</p> <p>○食品衛生及び食中毒に関すること。</p> <p>○保健センター施設の警備に関すること。</p>	<p>○避難者に対する情報の提供に関すること。</p> <p>○避難所への救援物資、協力者等の受入れに関すること。</p> <p>○避難所での広報に関すること。</p> <p>○避難所におけるコミュニティの構築に関すること。</p> <p>○感染症の予防に関すること。</p> <p>○避難所での心理療法や心理カウンセラー施策の計画・実施に関すること。</p> <p>○心的外傷後ストレス障害(PTSD)の対応等保健衛生に関すること。</p> <p>○保健衛生に関すること。</p> <p>○食品衛生及び食中毒に関すること。</p> <p>○保健センター施設の警備に関すること。</p>
--	---	---

物資配給係(地域公共交通対策課)

平常時の役割	災害(準備室～対策本部)時の役割	復旧・復興時の役割
○避難所における食料の備蓄に関すること。	<p>○避難所の運営に必要な食料の確保及び配分に関すること。</p> <p>○被災民に対する臨時食料配給所の開設に関すること。</p> <p>○応急対策従事者に対する食糧の配給に関すること。</p>	<p>○避難所の運営に必要な食料の確保及び配分に関すること。</p> <p>○被災民に対する臨時食料配給所の開設に関すること。</p> <p>○応急対策従事者に対する食糧の配給に関すること。</p>

避難所ケア係(男女共同参画推進課)

平常時の役割	災害(準備室～対策本部)時の役割	復旧・復興時の役割
<p>○男女共同参画に関わる防災研修に関すること。</p> <p>○男女共同参画関連諸団体との災害時の協力要領の調整に関すること。</p>	<p>○避難所での性別の違いに関わる問題、子育て家庭・障がい者・高齢者等が直面する課題等に関する配慮施策の推進に関すること。</p> <p>○避難所運営本部との連携・情報交換によるDV等や暴力行為の</p>	<p>○避難所での性別の違いに関わる問題、子育て家庭・障がい者・高齢者等が直面する課題等に関する配慮施策の推進に関すること。</p> <p>○避難所運営本部との連携・情報交換によるDV等や暴力行為の兆候</p>

	兆候の早期発見及び対処に関する こと。 ○避難所で必要とする事案が出 た場合に各班へ通報	の早期発見及び対処に関するこ と。 ○避難所で必要とする事案が出た 場合に各班へ通報
避難支援班【(長) 高齢者支援課長、(副)社会・障がい者福祉課長、介護保険課長、こども政策課長、こども 家庭課長、健幸保健課長、保育課長】		
高齢介護障がい者係（高齢者支援課、介護保険課、社会・障がい者福祉課、福祉政策課、健幸保健課）		
平常時の役割	災害（準備室～対策本部）時の役割	復旧・復興時の役割
○避難行動要支援者台帳の作 成・更新に関すること。 ○避難行動要支援者の個別計画 の作成に関すること。 ○避難所における避難行動要支 援者収容スペースに関するこ と。 ○福祉避難所に関すること。 ○被災者支援システム(避難行 動要支援者関連システム)に 関すること。	○障がい者、高齢者等災害時避難 行動要支援者への情報提供に 関すること。 ○障がい者、高齢者等災害時避難 行動要支援者の安否確認に関 すること。 ○障がい者、高齢者等災害時避難 行動要支援者の避難支援に関 すること。 ○寝具の確保及び配分に関する こと。 ○避難所開設に伴う福祉施設の 開閉及び管理に関すること。 ○福祉避難所の設置・運営に関 すること。 ○避難行動要支援者に係る安否 情報の収集・伝達に関するこ と。 ○福祉避難所へ移送する市民の 選定(スクリーニング)。 ○要支援者の相談窓口の設置に 関すること。	○障がい者、高齢者等災害時避難行 動要支援者への情報提供に関す ること。 ○障がい者、高齢者等災害時避難行 動要支援者の安否確認に関す ること。 ○障がい者、高齢者等災害時避難行 動要支援者の避難支援に関す ること。 ○寝具の確保及び配分に関するこ と。 ○避難所開設に伴う福祉施設の開 閉及び管理に関すること。 ○福祉避難所の設置・運営に関す ること。 ○避難行動要支援者に係る安否情 報の収集・伝達に関すること。 ○福祉避難所へ移送する市民の選 定(スクリーニング)。 ○要支援者の相談窓口の設置に関 すること。
こども・保育所係(こども政策課、こども家庭課、保育課)		
平常時の役割	災害（準備室～対策本部）時の役割	復旧・復興時の役割
○保育士又は幼児に対する防災 教育に関すること。	○こども園、幼稚園、保育所に在 園する児童の避難等に関する こと。 ○施設の被害調査及び管理に関 すること。 ○こども園、幼稚園、保育所等に 在園する児童・保護者等の安否	○こども園、幼稚園、保育所に在園 する児童の避難等に関すること。 ○施設の被害調査及び管理に関す ること。 ○こども園、幼稚園、保育所等に在 園する児童・保護者等の安否情報 の収集・伝達に関すること。

	情報の収集・伝達に関する こと。	
民地調査班【(長)生活支援課長】		
平常時の役割	災害(準備室～対策本部)時の役割	復旧・復興時の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○福岡県災害情報提供システムの使用法の把握 ○被災者支援システム(倒壊家屋管理システム)に関する こと。 	<ul style="list-style-type: none"> ○被害状況調査(写真撮影、指定項目の情報収集)に関する こと。 ○被災者台帳等の整備に関する こと。 ○必要に応じ公共施設部の応急危険度判定及びり災証明書発行の為の被害状況調査、協力 	<ul style="list-style-type: none"> ○被害状況調査(写真撮影、指定項目の情報収集)に関する こと。 ○被災者台帳等の整備に関する こと。 ○必要に応じ公共施設部の応急危険度判定及びり災証明書発行の為の被害状況調査、協力

環境対策部		
(環境対策部長) 市民環境部長、(副) 医療保険課長		
医療班【(長)医療保険課長】		
平常時の役割	災害(準備室～対策本部)時の役割	復旧・復興時の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○救護所設置計画に関する こと。 ○医療及び助産に関する こと。 ○医療班の編成及び派遣の 計画に関する こと。 ○医療関係機関、団体等の 調整に関する こと。 ○医療器具、医薬品、衛生 材料等の 斡旋確保に関する こと。 ○傷病者等の受入れ態勢の 整備及び医療情報の 収集・伝達に関する こと。 	<ul style="list-style-type: none"> ○救護所設置に関する こと。 ○医療及び助産に関する こと。 ○医療班の編成及び派遣 に関する こと。 ○医療関係機関、団体等 の派遣要請及び連絡 に関する こと。 ○傷病者の輸送に関する こと。 ○医療機関等からの傷病 者発生状況等の把握 に関する こと。 ○医療器具、医薬品、衛 生材料等の 斡旋確保に関する こと。 ○被災地、避難所等の衛 生状態の把握、衛生 状態改善策に関する こと。 ○傷病者等の受入れ態 勢の整備及び医療情 報の収集・伝達に関 する こと。 ○引取人のない又は身元 不明の遺体の処理に 関する こと。 ○福祉避難者へ移送す る市民の選定の協 力(スクリーニング協 力) 	<ul style="list-style-type: none"> ○救護所設置に関する こと。 ○医療及び助産に関する こと。 ○医療班の編成及び派 遣に関する こと。 ○医療関係機関、団体 等の派遣要請及び 連絡に関する こと。 ○傷病者の輸送に関 する こと。 ○医療機関等からの傷 病者発生状況等の 把握に関する こと。 ○医療器具、医薬品、 衛生材料等の 斡旋確保に関する こと。 ○被災地、避難所等 の衛生状態の把握、 衛生状態改善策に 関する こと。 ○傷病者等の受入れ 態勢の整備及び医 療情報の収集・伝 達に関する こと。 ○引取人のない又は 身元不明の遺体の 処理に関する こと。 ○福祉避難者へ移送 する市民の選定の 協力(スクリーニン グ協力)

	力)	
清掃班 【(長)環境整備課長、(副)環境対策課長】		
平常時の役割	災害(準備室～対策本部)時の役割	復旧・復興時の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○指定避難所における仮設トイレ設置計画に関すること。 ○遺体の安置・埋葬火葬計画に関すること。 ○犬・猫等の死体処理計画に関すること。 ○災害廃棄物の処理計画に関すること。 ○災害廃棄物の処理等に関する協定に基づく公益社団法人福岡県産業廃棄物協会との調整に関する事項 ○被災者支援システム(犠牲者・遺族管理システム)に関すること。 ○災害ゴミ集積施設、災害ゴミ処分施設の管理に関すること。 ○災害ゴミを広域で処理する場合の対象となる市町村との業務要領の調整に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○防疫に関すること。 ○し尿、塵芥等の処理及び仮設便所の設置に関すること。 ○遺体の安置・埋葬火葬に関すること。 ○犬、猫等の死体処理に関すること。 ○災害廃棄物の処理に関すること。 ○災害ゴミ集積施設、災害ゴミ処分施設の管理に関すること。 ○災害ゴミを広域で処理する場合の対象となる市町村との業務要領の調整に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○防疫に関すること。 ○し尿、塵芥等の処理及び仮設便所の設置に関すること。 ○遺体の安置・埋葬火葬に関すること。 ○犬、猫等の死体処理に関すること。 ○災害廃棄物の処理に関すること。 ○災害ゴミ集積施設、災害ゴミ処分施設の管理に関すること。 ○災害ゴミを広域で処理する場合の対象となる市町村との業務要領の調整に関すること。
現地対策班 【(長)市民課長】		
平常時の役割	災害(準備室～対策本部)時の役割	復旧・復興時の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○自治会長を通じての情報収集・伝達の調整に関すること。 ○災害ボランティア本部との連絡・調整に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○自治会長(自主防災組織)を通じての情報収集・伝達に関すること。 ○現地災害対策班設置場所周辺の被害情報の収集伝達に関すること。 ○災害ボランティア本部の設置・運営の要請に関すること。 ○災害ボランティア本部との連絡・調整に関すること。 ○災害現場においての各部、班との協力及び本部との連絡に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○自治会長(自主防災組織)を通じての情報収集・伝達に関すること。 ○現地災害対策班設置場所周辺の被害情報の収集伝達に関すること。 ○災害ボランティア本部との連絡・調整に関すること。 ○災害現場においての各部、班との協力及び本部との連絡に関すること。 ○被災地に必要な救援物資及び生活物資の需要調査に関すること。

	○被災地に必要な救援物資及び生活物資の需要調査に関する こと。	
--	------------------------------------	--

被災者支援部		
(被災者支援部長) 経済部長、(副) 公営競技事業所長		
被災者支援班【(長) 農林振興課長】		
被災者支援係 (産学振興課、企業誘致推進課)		
平常時の役割	災害 (準備室～対策本部) 時の役割	復旧・復興時の役割
○避難所班と調整し被災者相談窓口設置避難所の選定	○工業団地等災害(有害物質の漏洩等防止を含む)に関する こと。	○被災者総合相談窓口の開設・運営及び他の相談窓口との調整に関する こと。 ○復旧・復興支援の全般調整に関する こと。 ○工業団地等災害(有害物質の漏洩等防止を含む)に関する こと。
農林係 (農林振興課、農業委員会事務局)		
平常時の役割	災害 (準備室～対策本部) 時の役割	復旧・復興時の役割
○農林関係に関する復旧計画の作成 ○農作物の病虫害防除に関する こと。 ○家畜伝染病の防疫に関する こと。 ○家畜飼料の補給対策に関する こと。	○農林に関する被害状況の把握 ○国・県への要望事項の整理 ○り災農作物の技術対策及び指導に関する こと。 ○農作物の病虫害防除に関する こと。 ○家畜伝染病の防疫に関する こと。 ○家畜飼料の補給対策に関する こと。	○り災農作物の技術対策及び指導に関する こと。 ○農作物の病虫害防除に関する こと。 ○家畜伝染病の防疫に関する こと。 ○家畜飼料の補給対策に関する こと。
市場管理事務所係 (農林振興課 (市場管理事務所))		
平常時の役割	災害 (準備室～対策本部) 時の役割	復旧・復興時の役割
○災害時の流通統制計画の作成に関する こと。	○市場の管理に関する こと。 ○総括部事務局との調整に基づく流通の統制に関する こと。	○市場の管理に関する こと。 ○総括部事務局との調整に基づく流通の統制に関する こと。
外国人支援班【(長) 国際政策課長】		
平常時の役割	災害 (準備室～対策本部) 時の役割	復旧・復興時の役割

○外国人に対する防災研修の支援に関すること。 ○外国人に対する防災訓練に関すること。 ○外国人に対する防災啓発活動 ○各種防災情報の翻訳・通訳支援	○外国人等に対し発行する証明書等に関すること。 ○外国人の避難誘導に関すること。 ○避難所における外国人への支援に関すること。	○外国人被災者の相談窓口の開設 ○外国人被災者の支援に関すること。
避難誘導班【(長) 商工観光課長】		
平常時の役割	災害(準備室～対策本部)時の役割	復旧・復興時の役割
○商工観光に関する復旧計画の作成	○災害危険地域の現地における避難誘導 ○商工観光に関する被害状況の把握 ○国・県への要望事項の整理	○事業所の被害状況の把握と復旧・復興支援に関すること。
物資受援班【(長) 特産品振興・ふるさと応援課長】		
平常時の役割	災害(準備室～対策本部)時の役割	復旧・復興時の役割
○支援物資の受け入れ候補地の選定に関する事項 ○受援計画に関すること。	○支援物資の受け入れ、配分及び保管の準備に関すること。	○支援物資の受け入れ、配分及び保管に関すること。
公営競技班【(長) 公営競技事業所副所長】		
平常時の役割	災害(準備室～対策本部)時の役割	復旧・復興時の役割
○オートレース場施設に関する復旧計画の作成	○オートレース場施設の被害調査及び総括部事務局への報告に関すること。 ○来客者等の避難誘導に関すること。 ○オートレース場を避難所等として利用する場合の運営協力に関すること。	○オートレース場施設の復旧に関すること。

公共施設部

(公共施設部長) 都市建設部長、(副) 都市建設部次長

公共土木班【(長) 土木管理課長、(副) 土木建設課長】

平常時の役割	災害(準備室～対策本部)時の役割	復旧・復興時の役割
○各排水機場の維持・管理	○各排水機場の操作管理に関すること。	○各排水機場の操作管理に関すること。
道路係(土木管理課(兼))		
平常時の役割	災害(準備室～対策本部)時の役割	復旧・復興時の役割

<ul style="list-style-type: none"> ○道路・橋梁の整備・維持・管理に関すること。 ○道路・橋梁の応急復旧計画に関すること。 ○緊急車両優先道路の見積に関すること。 ○災害時の緊急対策等に関する協定の締結に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○総務班との調整に基づく道路、橋梁の交通規制に関すること。 ○国県道の交通規制情報に関すること。 ○道路、橋梁の応急修理及び復旧に関すること。 ○道路、橋梁の共通事務に関すること。 ○障害物及び瓦礫の除去に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○道路、橋梁の応急修理及び復旧に関すること。 ○道路、橋梁の共通事務に関すること。 ○障害物及び瓦礫の除去に関すること。
河川係(土木管理課(兼))		
平常時の役割	災害(準備室～対策本部)時の役割	復旧・復興時の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○国又は県に指定されていない中小河川の危険箇所 の把握及び避難判断基準の策定に関すること。 ○各水門管理者の把握及び指導 	<ul style="list-style-type: none"> ○河川・水路の共通事務に関すること。 ○土木管理課所管の各水門の操作管理に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○河川・水路の共通事務に関すること。 ○土木管理課所管の各水門の操作管理に関すること。
復旧指導担当(支所連絡調整係)		
平常時の役割	災害(準備室～対策本部)時の役割	復旧・復興時の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○各支所管理の公共施設における状況等の連絡体制の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○支所管内における公共施設に関する被災状況の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ○支所からの被災箇所の報告確認及び集約
本部連絡係(本部詰連絡員、公共土木班連絡員)		
平常時の役割	災害(準備室～対策本部)時の役割	復旧・復興時の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○公共施設部の職員参集状況の把握 ○災害対策本部との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ○公共施設に関する被害状況の確認・集約を行い本部への報告 ○排水機場の運転状況や水位記録の本部への報告 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害対策本部へ被災箇所の報告
各排水機場係		
平常時の役割	災害(準備室～対策本部)時の役割	復旧・復興時の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○操作管理委託受注者との打合せ ○施設機器の状態確認 ○水位監視及び公共土木班への報告 	<ul style="list-style-type: none"> ○水位監視 ○ポンプ運転状況と水位状況を公共土木班へ報告 ○来場者対応 	
浸水対策事業効果検証係		
平常時の役割	災害(準備室～対策本部)時の役割	復旧・復興時の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○検証班の体制づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ○浸水対策事業箇所の巡回、写真撮 	<ul style="list-style-type: none"> ○検証結果の整理

○検証箇所のルート確認	影、水位測定 ○被害が確認された場合の報告	○対策の検討及び事業計画に関すること。
道路・河川連絡員		
平常時の役割	災害（準備室～対策本部）時の役割	復旧・復興時の役割
○道路における浸水危険箇所の確認と規制協力業者の把握 ○排水機場係からの水位等の報告を確認 ○災害対策本部への状況報告資料の作成準備	○通報等による浸水箇所の把握、及び道路規制の手配 ○排水機場係からの水位、運転状況の報告を確認	
道路規制係		
平常時の役割	災害（準備室～対策本部）時の役割	復旧・復興時の役割
○道路における浸水危険箇所の把握と規制準備	○浸水箇所において、初動で規制を行い公共土木班への状況報告。人命を第一とした行動を行う。	○道路規制解除を行う。
仮設ポンプ係		
平常時の役割	災害（準備室～対策本部）時の役割	復旧・復興時の役割
○仮設ポンプ設置個所の確認と運転協力業者の把握	○仮設ポンプの運転状況の確認と公共土木班への報告	
樋門(樋管)パトロール係(住宅課(兼)、農業土木課(兼))		
平常時の役割	災害（準備室～対策本部）時の役割	復旧・復興時の役割
○樋門(樋管)管理者の把握及び指導	○樋門(樋管)のパトロールに関すること。 ○樋門(樋管)の被害調査及び写真記録に関すること。	○樋門(樋管)の被害調査及び写真記録に関すること。
応急処置係		
平常時の役割	災害（準備室～対策本部）時の役割	復旧・復興時の役割
○浸水・被災箇所の迅速な道路規制、倒木等処理、安全確保を行うための体制づくり ○使用機材の点検及び確認を行い、燃料等の補充を行う。	○浸水・被災箇所の迅速な道路規制、倒木等処理、安全確保を行う。人命を第一に行動する。	○浸水・被災箇所の安全確認を行い、規制解除を行う。
都市計画班【(長)都市計画課長】		
平常時の役割	災害（準備室～対策本部）時の役割	復旧・復興時の役割
○指定緊急避難場所の指定への協力に関すること。	○都市計画に属する施設(公園、緑地及び市民広場)の共通事務	○都市計画に属する施設(公園、緑地及び市民広場)の共通事務に関すること。

○支援部隊集結地の選定への協力に関すること。	に関すること。	すること。
農林班【(長)農業土木課長】		
平常時の役割	災害（準備室～対策本部）時の役割	復旧・復興時の役割
○農業関連の各水門及び各排水機場の操作員の把握及び指導 ○他地域災害の農業被害に関する教訓事項の把握 ○ため池等を含む農業関係施設の共通事務に関すること。 ○ため池氾濫時の避難判断基準の策定に関すること。 ○ため池ハザードマップの作成に関すること。	○農業関連の各水門及び各排水機場の操作管理に関すること。 ○ため池等を含む農業関係施設の警戒巡視に関すること。 ○農業関連施設の応急修理及び復旧に関すること。 ○その他農業災害に関すること。	○農業関連の各水門及び各排水機場の操作管理に関すること。 ○ため池等を含む農業関係施設の共通事務に関すること。 ○農業関連施設の応急修理及び復旧に関すること。 ○その他農業災害に関すること。
建築住宅班【(長)建築課長、(副)住宅課長】		
平常時の役割	災害（準備室～対策本部）時の役割	復旧・復興時の役割
○市営住宅等の共通事務に関すること。 ○建築物等の耐震化に関すること。 ○応急仮設住宅建設候補地台帳の整備に関すること。 ○応急危険度判定の計画に関すること。 ○被災者支援システム(仮設住宅管理システム)に関すること。	○市営住宅等の共通事務に関すること。 ○応急仮設住宅の用地選定及び建設に関すること。 ○応急仮設住宅及び公営住宅等への入居者斡旋に関すること。 ○被災建築物及び被災宅地の応急危険度判定に関すること。	○市営住宅等の共通事務に関すること。 ○応急仮設住宅の用地選定、建設及び維持管理に関すること。 ○応急仮設住宅及び公営住宅等への入居者斡旋に関すること。 ○被災建築物及び被災宅地の応急危険度判定に関すること。

議会部

(議会部長)議会事務局長、(副)議会事務局次長

議会班【(長)議会事務局次長】

平常時の役割	災害（準備室～対策本部）時の役割	復旧・復興時の役割
○議員の防災研修の調整に関すること。 ○議員の防災計画に関すること。	○議会関係等への情報提供及び連絡調整に関すること。 ○議員との調整に関すること。	○議会関係等への情報提供及び連絡調整に関すること。 ○議員との調整に関すること。

教育対策部

(教育対策部長) 教育部長、(副)教育総務課長

教育施設班【(長)教育施設課長】

平常時の役割	災害（準備室～対策本部）時の役割	復旧・復興時の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○教育施設の開閉及び管理(警備含む)の調整に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○教育機関に対する災害に関する通報連絡に関すること。 ○教育施設等の被害調査、写真記録及び報告に関すること。 ○教育再開に必要な教育施設・教育備品等の確保に関すること。 ○教育施設の開閉及び管理(警備含む)に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○教育再開に必要な教育施設・教育備品等の確保に関すること。 ○教育施設の開閉及び管理(警備含む)に関すること。 ○児童・生徒等の健康管理に関すること。 ○児童・生徒への就学援助(学用品等の給付含む)に関すること。 ○施設被害調査及び管理に関すること。

学校避難所班【(長)学校教育課長、(副)教育総務課長】

平常時の役割	災害（準備室～対策本部）時の役割	復旧・復興時の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○小中学校における防災教育に関すること。 ○児童・生徒の避難計画及び避難訓練に関すること。 ○被災後の教育要領(応急的教育)の計画に関すること。 ○小・中学校避難所開設計画の作成に関すること。 ○生徒用備蓄食料品の確保に関すること。 ○炊き出し訓練に関すること。 ○児童クラブ入所児童の避難等に関すること。 ○児童クラブに在所する児童・保護者の避難訓練に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○教育中に被災した場合の、児童・生徒の避難に関すること。 ○教職員の協力要請に関すること。 ○児童クラブ入所児童の避難等に関すること。 ○施設被害調査及び管理に関すること。 ○児童クラブに在所する児童・保護者の安否情報の収集・伝達に関すること。 ○教育施設等を避難所として開設した場合の避難所班との調整に基づく避難所開設・運営に関すること。 ○避難所における災害時要配慮者相談窓口及び被災者相談窓口の開設・運営に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○被災後の応急的教育のための教育実施者、学校給食用品の確保及び学校給食用品の管理に関すること。 ○応急的教育の計画・実施に関すること。 ○小・中学校において避難所を開設した場合の、避難所班や避難所運営本部との調整に基づく避難所開設・運営支援に関すること。 ○学校における避難所の避難所運営組織が構成される迄の避難所運営に関すること。 ○炊き出しに関すること。 ○児童クラブ入所児童の避難等に関すること。 ○児童クラブに在所する児童・保護者の安否情報の収集・伝達に関すること。

上下水道部

(上下水道部長) 企業局次長、(副) 上水道課長

水道総務班【(長) 企業管理課長】

水道総務係(企業管理課)

平常時の役割	災害（準備室～対策本部）時の役割	復旧・復興時の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○ 上下水道業務全般の調整に関すること。 ○ 上下水道関係の広報に関すること。 ○ 上下水道復旧資材及び貯水タンク・水缶・貯水容器等の調達に関すること。 ○ 上下水道部に係る業務のための配車計画等の車両管理に関すること。 ○ 給水所の開設のための給水車・水タンクの調達・支援受けに関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 上下水道業務全般の調整に関すること。 ○ 上下水道の被害調査、写真記録及び総務班への報告に関すること。 ○ 部内の人員の掌握に関すること。 ○ 上下水道関係の広報に関すること。 ○ 上下水道復旧資材及び貯水タンク・水缶・貯水容器等の調達に関すること。 ○ 上下水道部に係る業務のための配車計画等の車両管理に関すること。 ○ 給水所の開設のための給水車・水タンクの調達・支援受けに関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 上下水道業務全般の調整に関すること。 ○ 上下水道の被害調査、写真記録及び総務班への報告に関すること。 ○ 部内の人員の掌握に関すること。 ○ 上下水道関係の広報に関すること。 ○ 上下水道復旧資材及び貯水タンク・水缶・貯水容器等の調達に関すること。 ○ 上下水道部に係る業務のための配車計画等の車両管理に関すること。 ○ 給水所の開設のための給水車・水タンクの調達・支援受けに関すること。

水道業務係(企業管理課)

平常時の役割	災害（準備室～対策本部）時の役割	復旧・復興時の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○ 公共上下水道全般の修繕依頼等の受付及び取りまとめに関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公共上下水道全般の修繕依頼等の受付及び取りまとめに関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公共上下水道全般の修繕依頼等の受付及び取りまとめに関すること。

水道対策班【(長) 企業局次長、(副) 企業管理課長、上水道課長、下水道課長】

上水道対策係（上水道課）

平常時の役割	災害（準備室～対策本部）時の役割	復旧・復興時の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○ 上水道施設の安全性の強化に関すること。 ○ 上水道の応急修理及び計画復旧に関すること。 ○ 浄水・配水施設の巡回警備に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 上水道の被害調査、写真記録及び総務班への報告に関すること。 ○ 上水道の応急修理及び計画復旧に関すること。 ○ 上水道の計画復旧における復 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 上水道の被害調査、写真記録及び総務班への報告に関すること。 ○ 上水道の応急修理及び計画復旧に関すること。 ○ 上水道の計画復旧における復

	旧指導に関すること。 ○浄水・配水施設の巡回警備に関すること。	旧指導に関すること。 ○浄水・配水施設の巡回警備に関すること。
下水道対策係（下水道課）		
平常時の役割	災害（準備室～対策本部）時の役割	復旧・復興時の役割
○下水道施設の安全性の強化に関すること。 ○公共下水道の応急修理及び計画復旧に関すること。 ○下水道施設の巡回警備に関すること。	○公共下水道の被害調査、写真記録及び総務班への報告に関すること。 ○公共下水道の応急修理及び計画復旧に関すること。 ○公共下水道の計画復旧における復旧指導に関すること。 ○下水道施設の巡回警備に関すること。	○公共下水道の被害調査、写真記録及び総務班への報告に関すること。 ○公共下水道の応急修理及び計画復旧に関すること。 ○公共下水道の計画復旧における復旧指導に関すること。 ○下水道施設の巡回警備に関すること。
浄水係（上水道課）		
平常時の役割	災害（準備室～対策本部）時の役割	復旧・復興時の役割
○浄水・配水施設の施設管理に関すること。 ○配水池の水量管理に関すること。	○浄水・配水施設の施設管理に関すること。 ○配水池の水量管理に関すること。 ○久保白ダム関連施設の被害調査及び復旧に関すること。	○浄水・配水施設の施設管理に関すること。 ○配水池の水量管理に関すること。 ○久保白ダム関連施設の被害調査及び復旧に関すること。
水質保全係（上水道課）		
平常時の役割	災害（準備室～対策本部）時の役割	復旧・復興時の役割
○水質保全に関すること。	○災害時における水質保全に関すること。	○水質保全に関すること。
給水係（上水道課）		
平常時の役割	災害（準備室～対策本部）時の役割	復旧・復興時の役割
○断水地域の調査に関すること。 ○断水地区の給水計画に関すること。 ○給水所による給水運営に関すること。 ○給水車の運用に関すること。	○断水地域の調査に関すること。 ○断水地区の給水計画に関すること。 ○給水所による給水運営に関すること。 ○給水車の運用に関すること。	○断水地域の調査に関すること。 ○断水地区の給水計画に関すること。 ○給水所による給水運営に関すること。 ○給水車の運用に関すること。
終末処理場係（下水道課）		

平常時の役割	災害（準備室～対策本部）時の役割	復旧・復興時の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○終末処理場の維持・管理に関すること。 ○終末処理場被災時の計画に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○終末処理場の被害調査、写真記録及び総務班への報告に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○終末処理場の応急修理及び計画復旧に関すること。 ○終末処理場の計画復旧における復旧指導に関すること。 ○終末処理場被災時の代替処置に関すること。

支所対策部		
穂波・筑穂・庄内・颯田支所対策部長（支所長）		
支所総括班【(長)市民窓口課長補佐】		
総務係(各支所市民窓口課)		
平常時の役割	災害（準備室～対策本部）時の役割	復旧・復興時の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○職員の動員計画に関すること。 ○災害応急対策のための調整及び災害応急対策の取りまとめに関すること。 ○支所管轄エリアにおける気象、地震及び河川情報等の収集及び本部への報告に関すること。 ○本庁との連絡途絶時の地区内市民への避難に関する情報の判断に関すること。 ○地区内における防災行政無線の維持管理協力に関すること。 ○市民からの災害情報の受付に関すること。 ○自治会の自主防災活動の協力に関すること。 ○自治会長への連絡・通報に関すること。 ○防災功労者の候補者の推薦に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○本庁災害対策本部長命令の伝達及び同本部長への報告に関すること。 ○職員の動員配備に関すること。 ○支所災害対策本部の設置に関すること。 ○災害応急対策のための調整及び災害応急対策の取りまとめに関すること。 ○支所管轄エリアにおける気象、地震及び河川情報等の収集及び本部への報告に関すること。 ○本庁との連絡途絶時の地区内市民への避難に関する情報の判断に関すること。 ○地区内市民に対する水防警報、避難に関する情報等の伝達及び災害広報に関すること。 ○地区内市民に対する高齢者等避難、避難指示の周知に関すること。 ○地区内に対する防災行政無線の放送に関すること。 ○市民からの災害情報の受付(災害受信票の記入)に関するこ 	<ul style="list-style-type: none"> ○地区内の被災者相談に関すること。 ○り災届出兼証明書、被害届出兼証明書の受理及び交付に関すること。 ○本庁の行う支所管内の復旧・復興業務の協力に関すること。

	<p>と。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被害状況の把握・分析による被害の拡大見積に関する事。 ○本庁災害対策本部との調整・報告に関する事（応援の要請、緊急措置実施の要請、被害状況等の報告）。 ○地区内の災害記録及び被災現地の写真記録等の資料の本庁への提出に関する事。 ○本庁災害対策本部からの視察対応依頼に基づく視察者への状況説明に関する事。 ○自治会長への連絡・通報に関する事。 ○本庁との連絡途絶時の地区内における避難所の開設指示 ○開設状況の把握・報告に関する事。 ○地区内における避難誘導に関する事。 ○防災功労者の候補者の推薦に関する事。 ○地区内被災地における緊急的対応が必要な状況での対応に関する事。 	
調査・パトロール係（各支所市民窓口課）		
平常時の役割	災害（準備室～対策本部）時の役割	復旧・復興時の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○国・県指定河川の重要水防箇所巡視（年1回）の協力に関する事。 ○広報車又は消防団方面隊を活用した警報や避難情報の周知徹底に関する事。 	<ul style="list-style-type: none"> ○本庁災害対策本部河川等パトロール班との調整に基づき、地区内において次のことを行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・河川・水害等危険箇所等のパトロールに関する事。 ・地震発生時等の被害状況情報資料の収集、支所災害対策部への報告に関する事。 ・広報車又は消防団方面隊を活用した警報や避難情報の 	<ul style="list-style-type: none"> ○本庁の行う支所管内の復旧・復興業務の協力に関する事。

	<p>周知徹底に関すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本庁災害対策本部が行う民家・民有地の被害状況調査支援に関すること。 ・本庁災害対策本部が行う土砂崩れ・崖崩れに関する調査の支援に関すること。 	
支援係（各支所市民窓口課）		
平常時の役割	災害（準備室～対策本部）時の役割	復旧・復興時の役割
<p>○避難所の備蓄に対する協力に関すること。</p> <p>○避難所における避難行動要支援者スペースの確保協力に関すること。</p>	<p>○本庁災害対策本部避難支援部避難所班及び支援班との調整により、地区内において、次のことを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所における寝具その他生活必需品の配分に関すること。 ・障がい者、高齢者等災害時要配慮者の支援に関すること。 ・避難所の衛生状態の把握に関すること。 	<p>○本庁の行う支所管内の復旧・復興業務の協力に関すること。</p>
支所対策班【(長)経済建設課長】		
平常時の役割	災害（準備室～対策本部）時の役割	復旧・復興時の役割
<p>○水門の操作管理に関すること。</p> <p>○土砂災害危険箇所への調査への協力に関すること。</p>	<p>○本庁災害対策本部公共施設部公共土木班との調整により、地区内において、次のことを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水門の操作管理に関すること。 ・河川等の被害状況調査及び写真記録に関すること。 ・道路、橋梁等の被害調査・記録、交通統制及び応急修理に関すること。 ・河川、水路の被害調査・記録及び応急修理に関すること。 ・市営住宅等の応急修理及び被害調査に関すること。 	<p>○本庁の行う支所管内の復旧・復興業務の協力に関すること。</p>

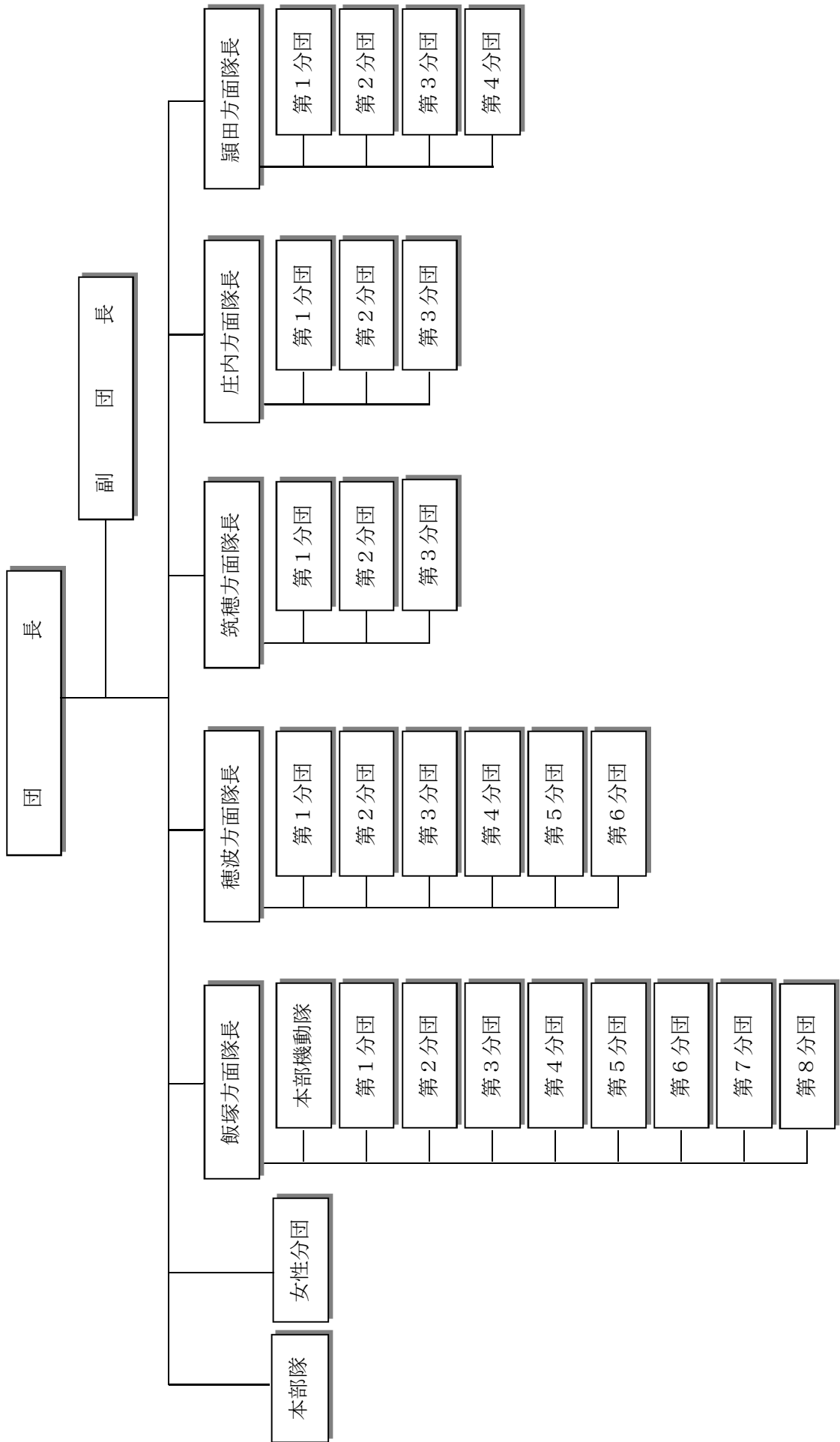
	<ul style="list-style-type: none"> ・農業関係施設の被害調査に関すること。 ・支所管内の被災現場の確認支援 	
--	--	--

警防部		
(警防部長) 消防団長、(副) 消防団副団長		
情報連絡班【(長)防災安全課長、支所長】		
平常時の役割	災害（準備室～対策本部）時の役割	復旧・復興時の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○本部決定事項の各部隊への司令伝達に関すること。 ○各部隊からの情報収集及び本部指示事項の確認に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○本部決定事項の各部隊への司令伝達に関すること。 ○各部隊からの情報収集及び本部指示事項の確認に関すること。 	
警防部 警防班飯塚方面隊 [(長)方面隊長、(副)第1分団長～第8分団長] (飯塚方面隊) 警防部 警防班穂波方面隊 [(長)方面隊長、(副)第1分団長～第6分団長] (穂波方面隊) 警防部 警防班筑穂方面隊 [(長)方面隊長、(副)第1分団長～第3分団長] (筑穂方面隊) 警防部 警防班庄内方面隊 [(長)方面隊長、(副)第1分団長～第3分団長] (庄内方面隊) 警防部 警防班穎田方面隊 [(長)方面隊長、(副)第1分団長～第4分団長] (穎田方面隊)		
平常時の役割	災害（準備室～対策本部）時の役割	復旧・復興時の役割
<ul style="list-style-type: none"> ○主として、各方面隊管内における次のことを行う。 ・災害の防災・減災に関すること。 ・重要水防箇所及び土砂災害警戒区域等の巡視に関すること。 ・消防団方面隊との連絡調整に関すること。 ・市民への警報、避難に関する情報等の周知に関すること。 ・災害の発生を災害対策本部への報告に関すること。 <p>※飯塚方面隊は防災安全課内、その他の方面隊については、各支所対策部内に本部班を設置する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○主として、各方面隊管内における次のことを行う。 ・災害の防災・減災に関すること。 ・重要水防箇所及び土砂災害警戒区域等の巡視に関すること。 ・消防団方面隊との連絡調整に関すること。 ・市民への警報、避難に関する情報等の伝達に関すること。 ・被災者の避難誘導に関すること。 ・被災者の救出に関すること。 ・災害の発生及び避難に関する情報の市民への周知に関すること。 ・災害の発生を災害対策本部への報告に関すること。 ・救出現場での遺体の収容及び警察への届出に関すること。 <p>※飯塚方面隊は防災安全課内に本部班を設置する。その他の方面隊については、各支所対策部内に本部班を設置する。</p>	

後方支援隊〔(長)女性分団長〕(女性分団)		
平常時の役割	災害(準備室～対策本部)時の役割	復旧・復興時の役割
○各種イベントの場を活用した 防災啓発活動	○被災者等の支援に関すること。 ○警防部の後方支援に関すること。	

災害ボランティア本部		
飯塚市社会福祉協議会		
平常時の役割	災害(準備室～対策本部)時の役割	復旧・復興時の役割
○災害ボランティアの普及啓発 に関すること。 ○災害ボランティア保険に関す ること。 ○災害ボランティア受入計画の 策定に関すること。 ○災害ボランティアリーダー等 の育成に関すること。 ○災害ボランティア活動マニユ アルに関すること。	○災害ボランティア本部の開設・運営に関すること。 ○災害ボランティア活動に関すること。	

飯塚市水防(消防)団組織表



飯塚地区消防本部風水害等非常招集計画

1 趣旨

この計画は、飯塚地区消防本部警防活動基本規程（平成31年飯塚地区消防本部訓令第12号）第40条第1項の規定に基づき、風水害時等における職員の非常招集に関し必要な事項を定める。

2 非常招集の区分等

非常招集する区分は次のとおりとし、当該区分毎の招集人員は別紙「飯塚地区消防本部風水害時非常招集表」のとおりとする。

(1) 第1警戒配備

職員の少数をもってこれにあたり、情報の収集、連絡及び警戒を主として事態の推移を監視する態勢

(2) 第2警戒配備

職員の半数をもってこれにあたり、事態が発生すれば、直ちに活動が遂行できる態勢

(3) 第3警戒配備

職員の全部をもってこれにあたり、事態に総力を結集する態勢

(4) 特命警戒配備

警防課長が必要と認める人数をもってこれにあたり、事態に対応する態勢

3 非常招集時の編成及び要務

編成及び要務は、別表のとおりとする。

4 非常招集時の人員配置

(1) 招集場所

本部事務室

(2) 招集対象者

飯塚地区消防本部に勤務している職員（消防長以下所属長は役職指定とする。）

5 震災警戒態勢

管内で、地震が発生し又は発生のおそれがある場合に、警防活動体制を迅速に確立し、震災に対応するための警戒態勢は、次のとおりとし、本部長（消防長）が発令する。

(1) 注意態勢

災害の状況により消防吏員の増強が必要と判断したときは、必要と認める消防吏員を招集することができる。

(2) 非常配備

地震が発生し、管内で震度5弱以上を記録した場合は、事前命令による自主参集とする。

6 適用期日

この計画は、令和8年4月3日17時00分から適用する。

飯塚地区消防本部風水害等非常時編成表

令和8年4月3日現在

本部	班	班員	事務分掌
(警戒本部) 本部長 1 消防長 (本部付) 2 予防課長 (次長) 3 警防課長 4 総務課長 5 会計管理者	(警防班) 班長 1 警防課長補佐 (通信・装備班) 班長 2 予防課長補佐 (庶務班) 班長 3 総務課長補佐	警防救助係 (2) 救急係 (1) 予防係員 (4) 企画財政係 (2) 会計係 (1) 総務係 (2)	1 災害の情報連絡及び報告に関すること。 2 災害の調査報告に関すること。 3 警防隊等の運用に関すること。 4 応援要請に関すること。 5 自衛隊の応援要請に関すること。
			1 消防用車両の装備、燃料及び運用に関すること。 2 資材の配置運用に関すること。 3 通信に関すること。
			1 非常招集に関すること。 2 災害の広報に関すること。 3 関係機関との連絡調整に関すること。 4 非常炊き出しに関すること。 5 その他、他に属さない事務
			4名
			5名
5名	15名		

飯塚消防署風水害等非常招集計画

1 趣旨

この計画は、飯塚地区消防本部警防活動基本規程（令和2年飯塚地区消防本部訓令第3号）第40条第1項の規定に基づき、風水害等における職員の非常招集に関し必要な事項を定めるものとする。

2 招集区分及び人員

警戒配備招集連絡表のとおり。

- (1) 第1警戒配備招集 (第1係 24名、第2係 24名)
 - ア 飯塚消防署 (第1係 9名、第2係 9名)
 - イ 片島分署 (第1係 5名、第2係 5名)
 - ウ 嘉麻分署 (第1係 5名、第2係 5名)
 - エ 桂川分署 (第1係 5名、第2係 5名)
- (2) 第2警戒配備招集 (第1係 48名、第2係 48名)
 - ア 飯塚消防署 (第1係 24名、第2係 24名)
 - イ 片島分署 (第1係 8名、第2係 8名)
 - ウ 嘉麻分署 (第1係 8名、第2係 8名)
 - エ 桂川分署 (第1係 8名、第2係 8名)
- (3) 第3警戒配備招集 (第1係 26名、第2係 23名)
 - ア 飯塚消防署 (第1係 15名、第2係 14名)
 - イ 片島分署 (第1係 3名、第2係 3名)
 - ウ 嘉麻分署 (第1係 4名、第2係 3名)
 - エ 桂川分署 (第1係 4名、第2係 3名)

3 風水害等警備計画

飯塚消防署風水害等警備計画については別に定める。

4 その他

- (1) 警備課長及び分署長は、状況により招集人員を増減できるものとする。
- (2) 招集により登庁する職員は、原則として自己の所属署所に登庁するものとする。

附 則

この計画は、令和8年4月3日17時00分から施行する。

飯塚消防署風水害等警備計画

1 趣旨

この計画は、飯塚消防署風水害等非常招集計画3に基づき、風水害等の災害が発生した場合、または災害の発生が予想される場合に、実施すべき災害の警戒及び防ぎよその他の警防業務を円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

2 災害警備本部

- (1) 飯塚消防署風水害等非常招集計画に基づく非常招集を行ったときは、飯塚消防署に飯塚消防署災害警備本部（以下「災害警備本部」という。）を設置する。
- (2) 本部長は消防署長（以下「署長」という。）とし、災害警備本部を総括する。
- (3) 災害警備本部を設置したときは、警防課及び指令課に報告するとともに、署所及び関係市町等に周知する。

3 警備態勢の基準は次のとおりとする。

警備態勢	招集区分	基準	指揮及び態勢
注意態勢	当務員	1 大雨・洪水警報が発表されたとき。 2 台風接近に伴い暴風警報が発表されたとき。 3 指揮隊長が必要と認めたとき。	指揮隊長指揮のもと、当務員をもって編成する態勢とする。
	副署長	署長が必要と認めるとき。	署長が必要と認めた場合、副署長は登庁し、警備態勢等について協議する。
災害警備本部	第1警戒 配備招集	災害の発生が予想され、事前の警戒措置を図る必要があるとき。	災害の発生に備え、関係市町等との連絡体制を強化した態勢で、警備課長及び分署長指揮のもと、当務員及び招集により登庁する職員（以下「招集職員」という。）をもって編成する態勢とする。
	第2警戒 配備招集	現に災害が発生し、かつ相当の災害発生が予想されるとき。	署長指揮のもと当務員及び招集職員をもって編成する態勢とする。

	第3警戒 配備招集	管内全域にわたる災害又は甚大な局 地的災害が発生したとき。	署長指揮のもと当務員及び招集職 員をもって編成する態勢とする。
--	--------------	----------------------------------	------------------------------------

4 各警備態勢における活動基準は次のとおりとする。

警備態勢	招集区分	活動基準
注意態勢	当務員	1 署所間の情報共有 2 必要資機材等の準備 3 気象情報、河川情報等の収集
災害警備本部	第1警戒配備招集	災害警備本部の設置、情報収集
	第2警戒配備招集	非常用車両の運用及び兼務解除による増隊
	第3警戒配備招集	警防隊員の増員による部隊増強

5 災害警備本部に次の班を置く。

(1) 消防班

- ア 非常招集に関すること。
- イ 庁舎に関すること。
- ウ 勤務時間に関すること。
- エ 広報に関すること。
- オ 他の班に属さないこと。

(2) 警備班

- ア 災害の情報に関すること。
- イ 警備態勢に関すること。
- ウ 警防活動に関すること。
- エ 活動の記録に関すること。
- オ 消防機械器具に関すること。
- カ 装備品に関すること。

(3) 支援班

- ア 消防本部及び関係市町等との連絡調整に関すること。
- イ 防災及び気象に関すること。
- ウ 警防隊の支援に関すること。

6 市町災害対策本部への職員派遣について

- (1) 関係市町に災害対策本部が設置された場合、必要に応じて情報連絡員を派遣し、情報連絡態勢の

構築を図るものとする。

- (2) 情報連絡員は2名以上とし、そのうち1名は消防司令補以上の階級にある者とする。
- (3) 情報連絡員は、原則として指令課との情報共有を図るものとする。
- (4) 災害が長期化した場合は、必要に応じてローテーション態勢への移行等による交代要員の確保を図る。

消防署等		派遣先
飯塚消防署	片島分署	飯塚市（飯塚市災害対策本部）
	嘉麻分署	嘉麻市（嘉麻市災害対策本部）
	桂川分署	桂川町（桂川町災害対策本部）

7 飯塚市災害対策本部会議への職員派遣について

飯塚市災害対策本部で開催される本部会議には、原則として飯塚消防署副署長（署長代理）が出席するものとする。

8 指令課への職員派遣について

- (1) 飯塚消防署において第2警戒配備招集を行った場合、飯塚消防署から指令課に職員を派遣し、情報連絡態勢の構築を図るものとする。
- (2) 派遣する職員は2名以上とし、そのうち1名は消防司令補以上の階級にある者とする。
- (3) 派遣された職員は、災害警備本部との情報共有を図るものとする。
- (4) 災害が長期化した場合は、必要に応じてローテーション態勢への移行等による交代要員の確保を図る。

9 洪水浸水想定区域に存在する消防分署及び消防出張所の活動拠点移動について

該当する消防分署及び消防出張所及び活動拠点とする施設等は下表のとおり。

	名称	所在地	トイレ	水道	施設管理者等
片島分署	飯塚市総合体育館	飯塚市 鯉田 1560 番地 5	○	○	飯塚市 スポーツ振興課
嘉麻分署	嘉穂総合運動公園	嘉麻市 上西郷 1482 番地 1	○	○	嘉麻市 スポーツ推進課
庄内元吉 出張所	庄内野球場	飯塚市 有安 830 番地 6	○	○	飯塚市 スポーツ振興課
岩崎出張所	飯塚消防署	飯塚市 菰田 52 番地 1	○	○	飯塚消防署

附則

この計画は、令和8年4月3日17時00分から施行する。

台風の接近・上陸に伴う洪水を対象とした、直轄河川管理区間沿川の市町村の避難指示の発令等に着目したタイムライン（防災行動計画）

※避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン（内閣府：平成26年4月）を参考に作成。また、県を経由して伝達される情報もあるが、割愛している。
 ※時間経過については想定で記載しており、実際の気象経過及び状況に応じた対応が必要である。



※気象・水象情報に関する発表等のタイミングについては、事象によって、異なります。